

瀬戸内海環境保全基本計画に関する関係省庁の取り組み

1水質汚濁の防止

(1)水質総量規制制度等の実施

No1	水質総量規制の取り組み	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	1ページ
-----	-------------	------------------------	------

(ア)生活排水対策

No2	最近のコミュニティープラント施策の概要	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(概要)及び浄化槽推進室(資料)	3ページ
-----	---------------------	---------------------------------------	------

No3	最近の下水道施策の概要	国土交通省下水道部下水道企画課	4ページ
-----	-------------	-----------------	------

No4	最近の浄化槽施策の概要	環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	6ページ
-----	-------------	-----------------------	------

No5	最近の農業集落排水施設施策の概要	農林水産省農村振興局整備部地域整備課	7ページ
-----	------------------	--------------------	------

(イ)産業排水対策

No6	瀬戸内海における産業界の代表的な工場の水質改善の取り組み(事例紹介)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	9ページ
-----	------------------------------------	------------------------	------

(ウ)その他負荷源対策

No7	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策概要	農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室	11ページ
-----	------------------------------------	-------------------------	-------

No8	農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減	生産局農産振興課環境保全型農業対策室	13ページ
-----	--------------------	--------------------	-------

No9	持続的養殖生産確保法に基づく施策の概要	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課	15ページ
-----	---------------------	--------------------	-------

(エ)河川等の直接浄化を推進

No10	河川の直接浄化の取り組み	国土交通省河川局河川環境課	17ページ
------	--------------	---------------	-------

No11	エコポート施策の概要	国土交通省港湾局環境整備計画室	19ページ
------	------------	-----------------	-------

(オ)その他施策の推進

No12	環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)	環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室	21ページ
------	----------------------------------	----------------------	-------

(2)有害化学物質等の規制及び把握等

No13	ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)	環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課	22ページ
------	----------------------------------	--	-------

No14	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要	環境省環境保健部環境安全課	23ページ
------	--	---------------	-------

(3)油等による汚染の防止

No15	油流出事故対策の概要	海上保安庁警備救難部環境防災課、国土交通省港湾局環境・技術課	24ページ
No16	大規模石油災害対応体制整備	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	26ページ
No17	油防除技術に関する技術開発の概要	総合環境政策局総務課環境研究技術室	27ページ

(4)その他の措置

No18	大阪湾再生の概要	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	28ページ
------	----------	------------------------	-------

2自然景観の保全

(1)自然公園等の保全

No19	瀬戸内海国立公園の見直しの概要	環境省自然環境局国立公園課	30ページ
No20	景観法にもとづく施策	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	32ページ

(2)緑地等の保全

No21	森林・林業基本計画の概要(森林・林業施策の取組紹介)	農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課	33ページ
No22	森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要	農林水産省林野庁森林整備部治山課	35ページ
No23	瀬戸内海における港湾緑地の整備事例	国土交通省港湾局環境整備計画室	37ページ
No24	瀬戸内海における都市公園の整備事例	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課	39ページ
No25	都市計画法に基づく風致地区制度の概要	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	40ページ
No26	都市緑地法に基づく緑地保全地区施策	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室	41ページ

(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

No27	伝統的建造物群保存地区制度の概要	文化庁参事官(建造物担当)	42ページ
No28	文化財保護法一部改正法の概要	文化庁文化財部伝統文化課	44ページ

(4)散乱ごみ、油等の除去

No29	強い水産業づくり交付金を活用した漁場ゴミ対策事例	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課	45ページ
------	--------------------------	--------------------	-------

No30	瀬戸内海海ごみ対策検討会	環境省中国四国地方環境事務所	47ページ
------	--------------	----------------	-------

No31	河川アドプトプログラム	国土交通省河川局河川環境課	49ページ
------	-------------	---------------	-------

(5)その他の措置

No32	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	国土交通省港湾局海岸・防災課	51ページ
------	---------------------	----------------	-------

No33	伝統的建造物群保存地区制度の概要	(No27の再掲) 文化庁参事官(建造物担当)	42ページ
------	------------------	-------------------------	-------

No34	海岸景観形成ガイドラインの概要	国土交通省港湾局海岸・防災課	52ページ
------	-----------------	----------------	-------

3浅海域の保全等

(1)藻場及び干潟等の保全等

No35	瀬戸内海の干潟・藻場の概要について	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	53ページ
------	-------------------	------------------------	-------

No36	第6回自然環境保全基礎調査 生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター	54ページ
------	-------------------------------------	---------------------------	-------

No37	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要	国土交通省港湾局環境整備計画室	55ページ
------	----------------------	-----------------	-------

No38	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について	環境省自然環境局野生生物課	57ページ
------	------------------------------------	---------------	-------

No39	保護水面制度の概要	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課	58ページ
------	-----------	--------------------	-------

No40	水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課	59ページ
------	---------------------------	--------------------	-------

No41	瀬戸内海環境修復計画の概要	国土交通省港湾局環境整備計画室、水産庁漁港漁場整備部計画課	61ページ
------	---------------	-------------------------------	-------

No42	大阪湾再生の概要	(No18の再掲) 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	28ページ
------	----------	----------------------------------	-------

(2)自然海浜の保全等

No43	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出	国土交通省港湾局海岸・防災課	63ページ
------	---------------------	----------------	-------

No44	自然海浜保全地区制度の概要	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	64ページ
------	---------------	------------------------	-------

4海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

No45	瀬戸内海における海砂利採の状況	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	65ページ
------	-----------------	------------------------	-------

No46	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	66ページ
------	--------------------------	------------------------	-------

No47	代替骨材の研究開発の取り組みについて	独立行政法人土木研究所技術推進本部構造物マネジメント技術チーム	67ページ
------	--------------------	---------------------------------	-------

5埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

No48	瀬戸内海の埋立の状況	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	69ページ
------	------------	------------------------	-------

No49	埋立に当たっての環境保全	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室	71ページ
------	--------------	-----------------------------	-------

6廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

7健全な水循環機能の維持・回復

No50	多自然型川づくり	国土交通省河川局河川環境課、治水課	72ページ
------	----------	-------------------	-------

No51	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室	73ページ
------	--------------------	--------------------------	-------

No52	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)	環境省水・大気環境局水環境課	74ページ
------	-----------------------------	----------------	-------

No53	森林・林業基本計画の概要(森林・林業施策の取組紹介)	(No21の再掲) 農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課	33ページ
------	----------------------------	-------------------------------	-------

No54	農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減	(No8の再掲) 生産局農産振興課環境保全型農業対策室	13ページ
------	--------------------	-----------------------------	-------

No55	湖沼法改正の概要	環境省水・大気環境局水環境課	75ページ
------	----------	----------------	-------

No56	下水処理水の再利用に関する取り組み	国土交通省下水道部流域管理官	76ページ
------	-------------------	----------------	-------

8失われた良好な環境の回復

No57	瀬戸内海環境修復計画の概要	(No41の再掲) 国土交通省港湾局環境整備計画室、水産庁漁港漁場整備部計画課	61ページ
------	---------------	---	-------

No58	榎野川干潟地区自然再生事業(補助事業)	自然環境局 自然環境計画課	78ページ
------	---------------------	---------------	-------

9島しょ部の環境の保全

10下水道等の整備の促進

No59	最近のコミュニティープラント施策の概要	(No2の再掲) 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(概要)及び浄化槽推進室(資料)	3ページ
------	---------------------	--	------

No60	最近の下水道施策の概要	(No3の再掲) 国土交通省下水道部下水道企画課	4ページ
------	-------------	--------------------------	------

No61	最近の浄化槽施策の概要	(No4の再掲)	環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	6ページ
------	-------------	----------	-----------------------	------

No62	最近の農業集落排水施設施策の概要	(No5の再掲)	農林水産省農村振興局整備部地域整備課	7ページ
------	------------------	----------	--------------------	------

11海底及び河床の汚泥の除去等

No63	河床の汚泥の除去		国土交通省河川局河川環境課	79ページ
------	----------	--	---------------	-------

12水質等の監視測定

No64	瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)		環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室	80ページ
------	------------------------------------	--	-------------------------	-------

No65	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	82ページ
------	------------------	--	------------------------	-------

13環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

No66	せとうちネットの概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	84ページ
------	------------	--	------------------------	-------

No67	環境技術開発等推進費制度の概要		総合環境政策局総務課環境研究技術室	85ページ
------	-----------------	--	-------------------	-------

No68	海岸景観形成ガイドラインの概要	(No34の再掲)	国土交通省港湾局海岸・防災課	52ページ
------	-----------------	-----------	----------------	-------

No69	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要	(No65の再掲)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	82ページ
------	------------------	-----------	------------------------	-------

No70	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	86ページ
------	---------------------------------	--	------------------------	-------

No71	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	88ページ
------	-------------------------------	--	------------------------	-------

No72	第6回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要	(No36の再掲)	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター	54ページ
------	-------------------------------------	-----------	---------------------------	-------

No73	化学物質環境実態調査(暴露量調査)の概要		環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課	90ページ
------	----------------------	--	----------------------	-------

No74	干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度の概要		農林水産省水産庁漁港漁場整備部整備課	91ページ
------	------------------------------	--	--------------------	-------

No75	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用		国土交通省国土計画局海洋計画室	93ページ
------	-------------------------	--	-----------------	-------

14環境保全思想の普及及び住民参加の推進

No76	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	94ページ
------	---------------------	--	------------------------	-------

15環境教育・環境学習の推進

No77	パークボランティア活動の推進		環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所	96ページ
No78	みなとオアシスの推進		国土交通省港湾局開発課	97ページ
No79	瀬戸内海における環境学習の取り組み事例		近畿地方環境事務所	98ページ
No80	環境教育等に利用しやすいみなとづくり		国土交通省港湾局環境整備計画室	100ページ
No81	環境教育等に利用しやすい海岸づくり		国土交通省港湾局海岸・防災課	102ページ
No82	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要	(No76の再掲)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	94ページ
No83	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要		環境省総合環境政策局環境教育推進室	103ページ
No84	環境学習の取り組み事例		国土交通省港湾局環境整備計画室	105ページ
No85	全国海岸漂着ゴミ分類調査の概要		海上保安庁警備救済部環境防災課	107ページ

16情報提供、広報の充実

No86	せとうちネットの概要	(No66の再掲)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	84ページ
No87	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用	(No75の再掲)	国土交通省国土計画局海洋計画室	93ページ

17広域的な連携の強化等

No88	健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の概要		環境省水・大気環境局水環境課	108ページ
No89	瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築		国土交通省国土計画局海洋計画室	109ページ

18海外の閉鎖性海域との連携

No90	世界閉鎖性海域環境保全会議(EMEC S会議)の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	110ページ
No91	世界の閉鎖性海域のデータベースの概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	112ページ

19国の援助措置

No	1	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 0	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

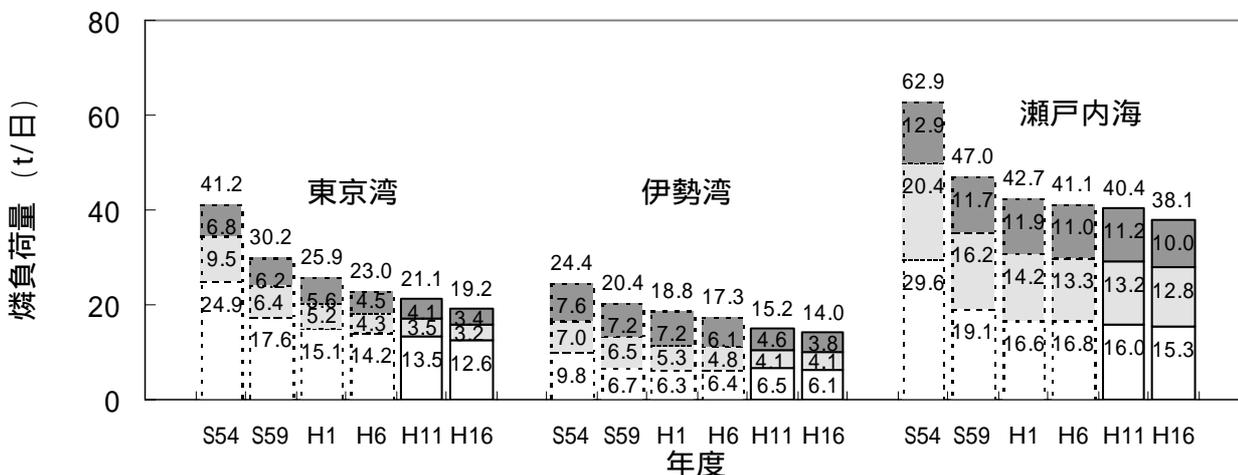
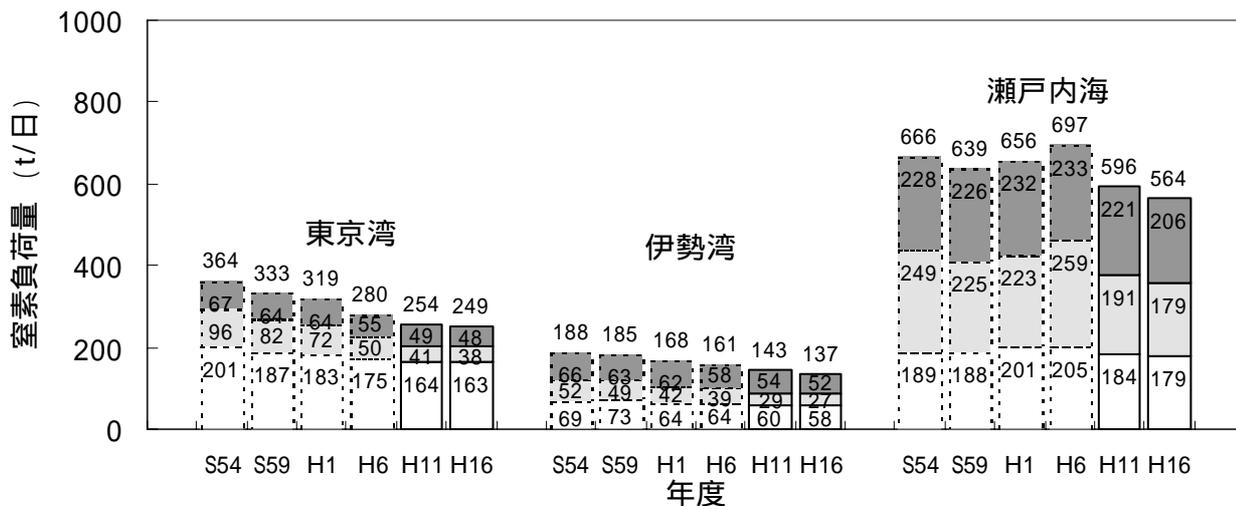
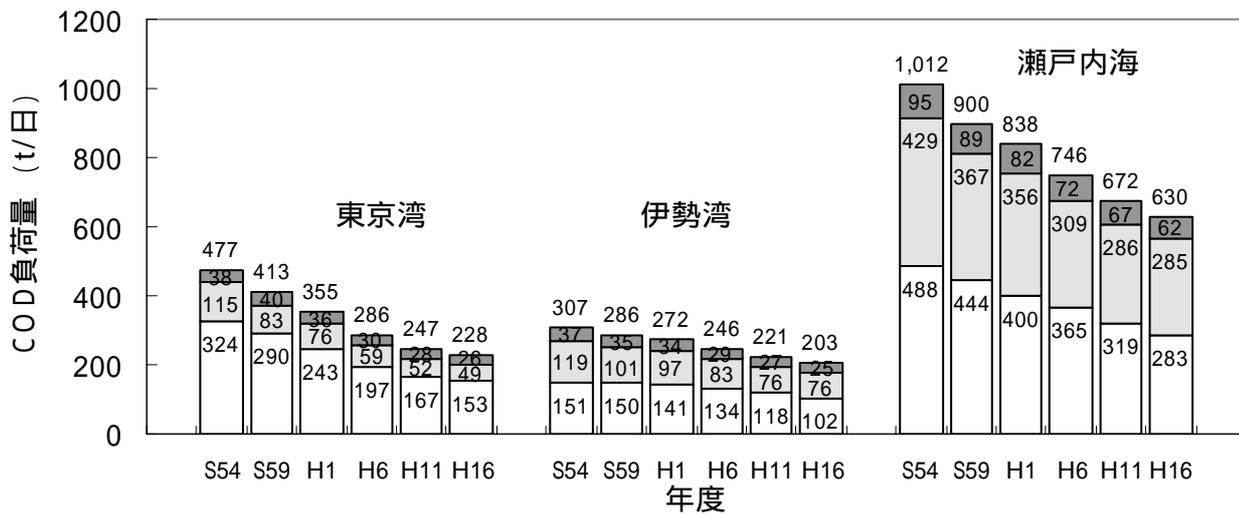
施策名	水質総量規制の取り組み
-----	-------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

<p>施策の概要</p>	<p>1)水質総量規制制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。</p> <p>2)水質総量規制の対象となる指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海、指定地域(指定水域の水質の汚濁に係りのある地域)は20都府県の集水域、指定項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及び燐含有量となっている。</p> <p>3)水質総量規制制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。削減目標量を達成するための具体的な方途としては、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場(日平均排水量が50m³以上の特定事業場)の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等がある。</p> <p>4)なお、削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。</p> <p>5)現在、昨年5月の「第6次水質総量規制の在り方(答申)」に基づき、総量削減基本方針の策定作業を実施しているところ。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>(1)COD負荷量 水質総量規制が開始された昭和54年度におけるCOD負荷量は、瀬戸内海において1,012t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第5次総量削減基本方針の目標年度である平成16年度までに630t/日まで削減されることとなっている。昭和54年度から平成16年度までの削減率は、38%となっている。 現在、第5次水質総量規制によりCOD負荷量の削減対策が進められており、平成16年度の削減目標量は達成される見通しとなっている。</p> <p>(2)窒素・燐負荷量 平成11年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において596t/日であったが、第5次総量削減基本方針の目標年度である平成16年度までに、瀬戸内海において564t/日まで削減されることとなっている。瀬戸内海において5%となっている。同様に平成11年度における燐負荷量は、瀬戸内海において40.4t/日であったが、平成16年度までに、瀬戸内海において38.1t/日まで削減されることとなっている。平成11年度から平成16年度までの燐負荷量の削減率は、6%となっている。</p> <p>現在、第5次水質総量規制により窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減対策が進められており、平成16年度の削減目標量は達成される見通しとなっている。 なお、関係都府県においては、水質総量規制の指定項目に窒素及び燐が追加される以前から、窒素及び燐に係る汚濁負荷量が推計されている。この結果によれば、昭和54年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において666t/日であり、燐負荷量は62.9t/日であった。参考として、昭和54年度における窒素及び燐に係る汚濁負荷量と平成16年度の削減目標量とを比較すると、窒素及び燐のそれぞれについて、15%及び39%が削減されることとなる。</p>
-----------------------	---

進捗状況を示すデータ		別添		参照						
項目1	CODの負荷量の推移						単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16				
	1012	900	838	746	672	630				
項目2	CODの負荷量の推移						単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16				
	1012	900	838	746	672	630				
項目3	CODの負荷量の推移						単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16				
	1012	900	838	746	672	630				



出展)発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果
備考)点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。平成16年度の値は削減目標量

図 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

No	2				No(再掲)	59							
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ア	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	10	-	-

施策名	最近のコミュニティープラント施策の概要											
-----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(概要)及び浄化槽推進室(資料)											
------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	市町村が整備するコミュニティープラントについては、従来より廃棄物処理施設整備費国庫補助金により支援していますが、国と地方の三位一体改革の協議を踏まえ、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、平成17年度に創設した「循環型社会形成推進交付金制度」においても、引き続き支援しています。											

瀬戸内海関係地域での実施事例												

進捗状況を示すデータ

項目1	コミュニティープラントの普及人口									単位	万人	対象地域	全国
年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	44	47	40	40	42	40	38	38	37				

項目2	コミュニティープラントの普及率									単位	%	対象地域	全国
年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3				

項目3										単位		対象地域	
年度													

No	3				No(再掲)	60							
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ア	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	10	-	-

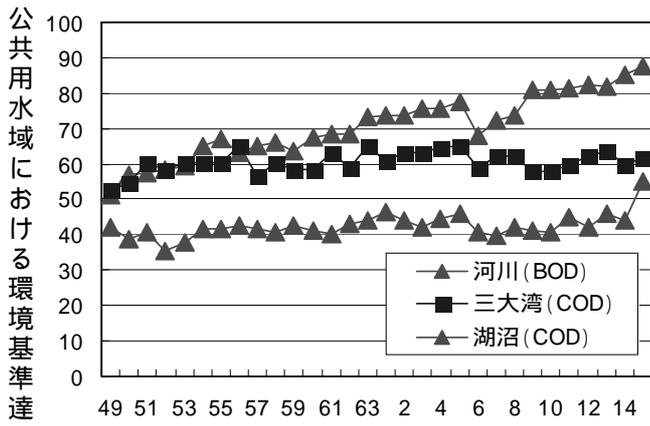
施策名	最近の下水道施策の概要											
担当部局	国土交通省下水道部下水道企画課											

施策の概要	<p>最近の下水道施策の概要</p> <p>1)高度処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度処理とは、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。 湖沼、三大湾等閉鎖性水域の富栄養化防止、水道水源水域の水質保全、水質環境基準の達成維持、下水処理水の再利用を目的としている。 平成16年度末で、合計277箇所を実施している。 <p>2)合流式下水道の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道とは、汚水と雨水を同じ管きょで排除する下水道のこと。 雨天時に未処理下水の一部がそのまま流出するため水質保全上、公衆衛生上極めて問題である。 平成15年9月に、下水道法施行令の改正を行い、平成16年から原則10年間での合流式下水道の改善を義務づけた。 <p>下水道の整備状況(処理人口・普及人口)</p> <p>1)平成16年度末で、下水道処理人口普及率は68.1%(全国平均)である。</p> <p>2)人口5万人未満の中小市町村では、普及率は36.3%(平成16年度末)にすぎない。</p> <p>下水道の高度処理の普及率</p> <p>1)平成16年度末で、高度処理人口普及率は13%(全国平均)である。</p>											
	<p>瀬戸内海における整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海関係府県における506市町村中、399市町村で事業着手済み。(平成17年度末見込み。着手率79%) <p>瀬戸内海における高度処理の普及率</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海関係府県における116処理場において高度処理を実施中。(平成16年度末) 											

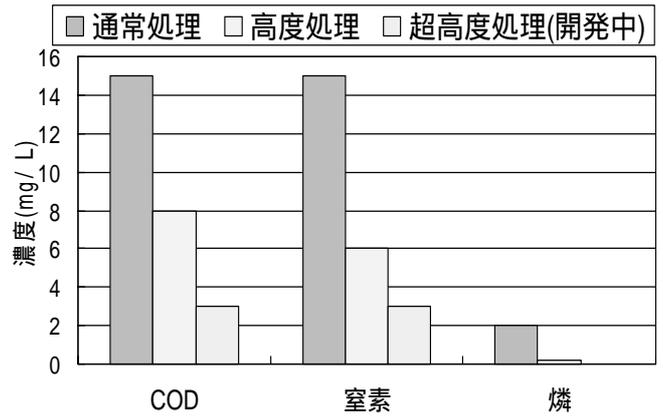
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海における整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海関係府県における506市町村中、399市町村で事業着手済み。(平成17年度末見込み。着手率79%) <p>瀬戸内海における高度処理の普及率</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海関係府県における116処理場において高度処理を実施中。(平成16年度末) 											

進捗状況を示すデータ													
項目1	高度処理人口普及率						単位		対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	15	18	21	22	24								
項目2	下水道処理人口普及率						単位		対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	63	65	67	68	69								
項目3							単位		対象地域				
年度													

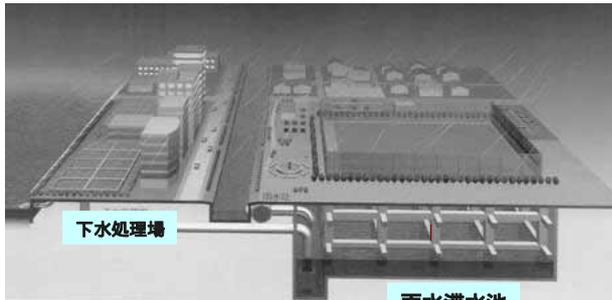
環境基準達成率



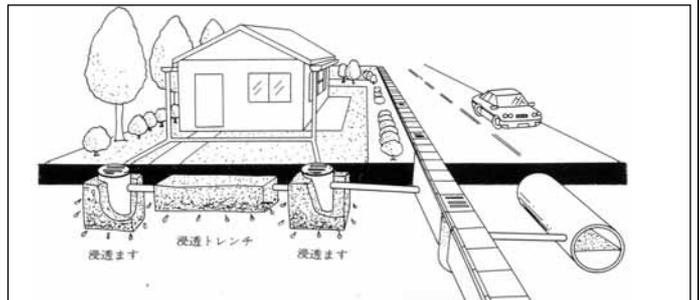
高度処理の処理水質



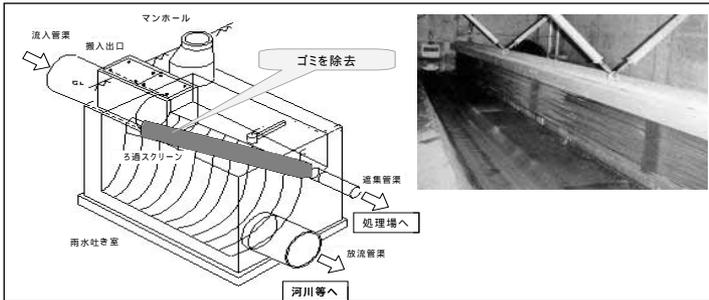
合流式下水道の改善方法



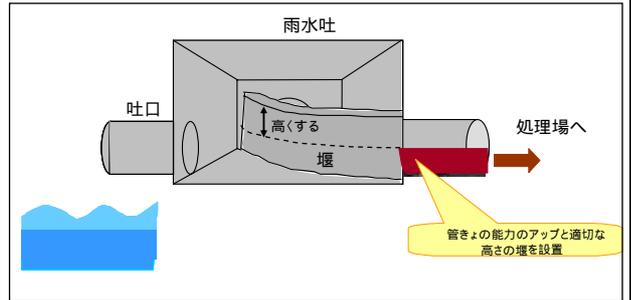
貯留施設の整備



浸透施設の設置

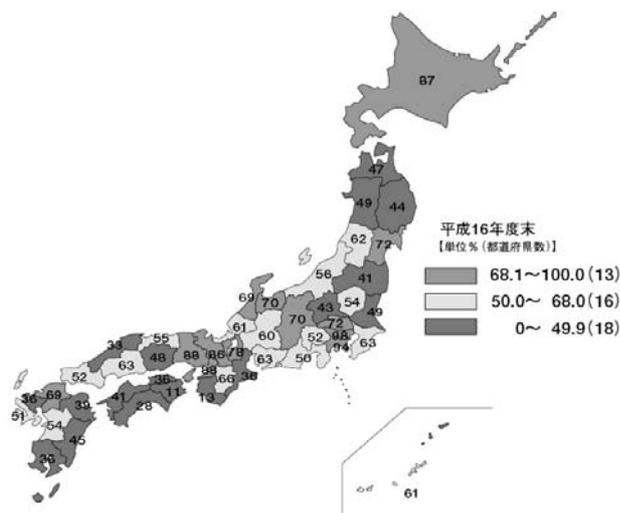


スクリーンの設置

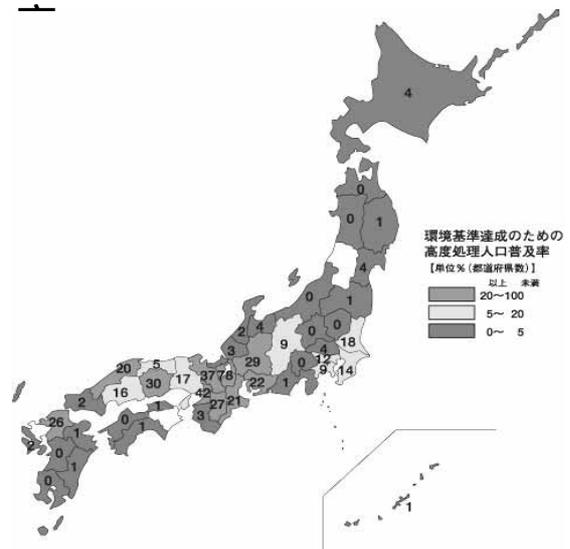


下水管の能力アップと雨水吐の堰高の改良

都道府県別下水道処理人口普及率



都道府県別高度処理人口普及



No	4	No(再掲)	61
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ア	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 10 -

施策名	最近の浄化槽施策の概要
担当部局	環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室

施策の概要	<p>1)平成17年の通常国会に議員立法として「浄化槽法の一部を改正する法律案」が提案され、平成17年5月に可決・成立しました。改正の主な内容は、浄化槽法の目的に「公共用水域の水質の保全」を追加して明示すると共に、浄化槽からの放流水の水質について技術上の基準を定めることとされました。また、浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定を強化し、法定検査の未受検者に対する助言指導・勧告・命令の規定を定めました。</p> <p>2)浄化槽の整備を推進するため、「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」の両事業により、個人が設置する浄化槽及び市町村が整備する浄化槽のそれぞれに国庫助成を行っています。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1	浄化槽の普及人口					単位	万人	対象地域	瀬戸法関係府県				
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	263	275	283	296	308								
項目2	浄化槽の普及率					単位	%	対象地域	瀬戸法関係府県				
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	7.5	7.8	8.0	8.4	8.8								
項目3						単位		対象地域					
年度													

No	5				No(再掲)	62							
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ア	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	10	-	-

施策名	最近の農業集落排水施設施策の概要											
-----	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

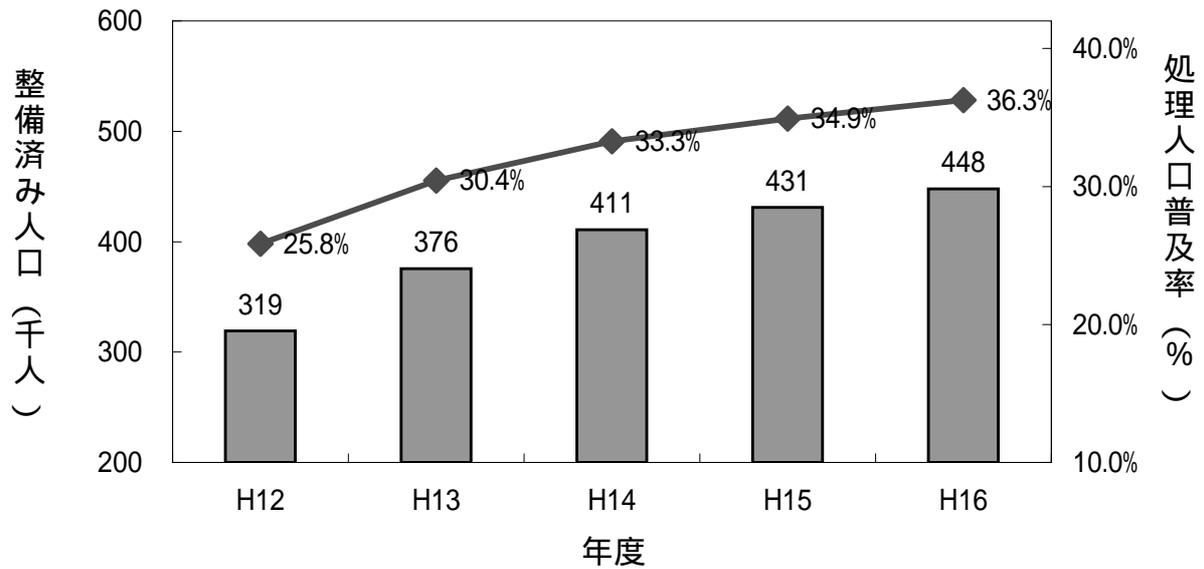
担当部局	農林水産省農村振興局整備部地域整備課											
------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>1) 農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行い、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。</p> <p>2) 農業集落排水施設の整備にあたっては、市町村の意向を十分に反映した上で農業集落排水、下水道、浄化槽の各汚水処理施設の整備に関する「都道府県構想」を策定し、地域の実情に応じた効率的な整備の推進に努めることとしている。</p> <p>3) 瀬戸内海をはじめとする人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域においては、環境大臣が指定水域毎に目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都道府県知事が総量削減計画を定め、農業集落排水等の生活排水対策を推進することとされている。また、指定地域内事業場(日平均排水量が50m3以上の特定事業場)については、排出水に対する総量規制基準の適用を行っており、この結果、農業集落排水施設における、窒素、リン等の高度処理対応施設数も年々増加している。</p>											
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1) 農業集落排水施設の整備状況 瀬戸内海関係府県(京都府、兵庫県は瀬戸内海特別措置法対象地域のみ)における農業集落排水施設の整備率及び整備済人口は、平成16年度末時点において36.3%、448千人となっており、平成12年度から16年度までの5年間で、それぞれ10.5%、129千人増加している。</p> <p>(2) 高度処理の推進 瀬戸内海関係府県(京都府、兵庫県は瀬戸内海特別措置法対象地域のみ)における農業集落排水施設の高度処理対応施設数は、平成16年度末時点において160施設となっており、平成12年度から16年度までの5年間で、75施設増加している。</p>											
----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

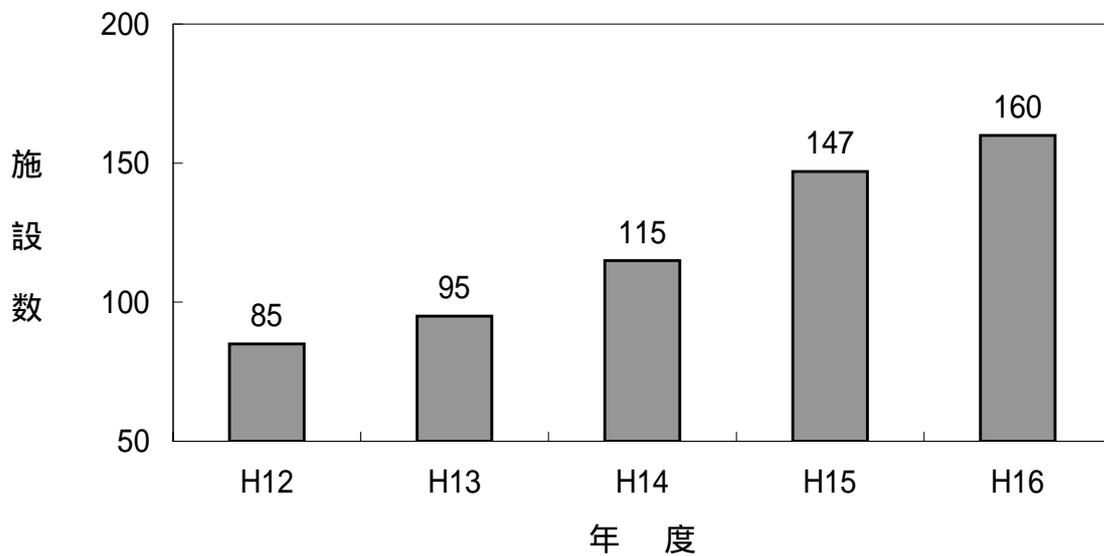
進捗状況を示すデータ												
項目1	農業集落排水処理人口普及率の推移						単位	%	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16							対象県すべて
	25.8	30.4	33.3	34.9	36.3							
項目2	高度処理対応の施設数(累計)						単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16							対象県すべて
	85	95	115	147	160							
項目3							単位		対象地域			
年度												

瀬戸内法対象地域における
農業集落排水整備済み人口及び処理人口普及率の推移

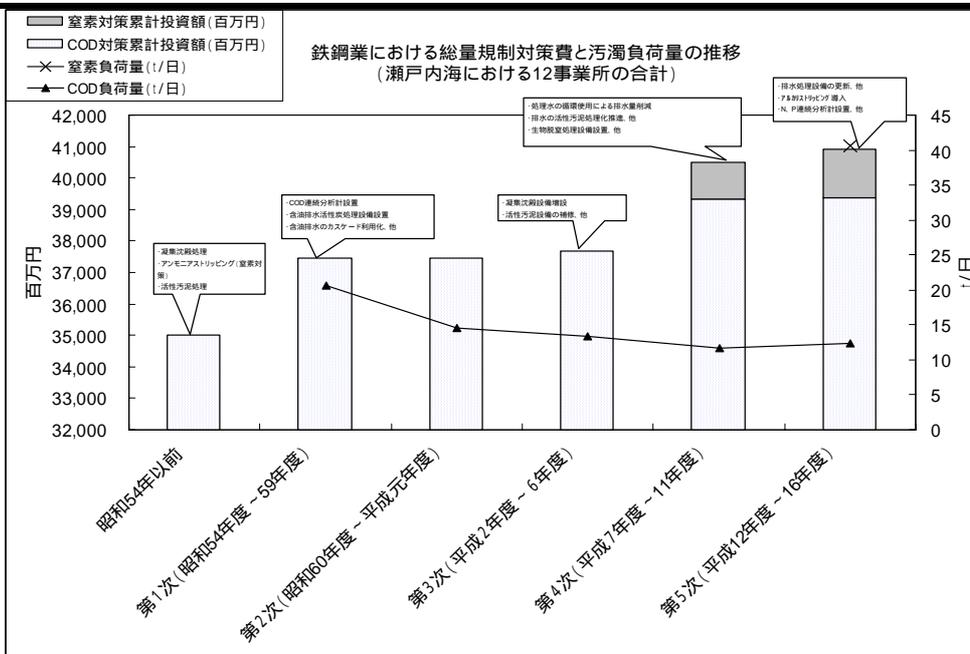


出典:整備対象人口は、平成15年度の都道府県構想(京都府、兵庫県については平成16年度末)による。

瀬戸内法対象地域における
農業集落排水施設に係る高度処理対応施設数



(注)高度処理対応施設とは、窒素、リン除去対応型の施設をいう。



製紙業界の総量規制対策について

閉鎖性3海域の主な水質改善関係設備設置状況

年度	瀬戸内海 (C工場)	
	内容	COD実績 (t/日)
1979年度	総量規制導入	31.5
1980年度		
1981年度		
1983年度	クラフトパルプ工程排水発生源対策工事	
1984年度	第1次総量規制基準の適用	30.2
1985年度		
1986年度		
1987年度		
1988年度	クラフトパルプ酸素漂白設備設置	
1989年度	第2次総量規制基準の適用	27.8
1990年度	酸素法活性汚泥設備増強 クラフトパルプ酸素漂白設備設置 焼却炉更新	
1992年度	特殊排水処理設備設置 焼却炉設置	
1993年度		
1994年度	クラフトパルプ製造設備更新 凝集沈殿処理設備設置 第3次総量規制基準の適用	22.0
1995年度		
1996年度	酸素法活性汚泥設備設置	
1997年度		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	15.8
2000年度		
2002年度	焼却炉設置	
2003年度		
2004年度	クラフトパルプECF化工事開始 第5次総量規制基準の適用	14.8
COD削減量		16.7t/日 (対'79年度 53%減)
水質改善設備投資額		330億円

化学業種の代表的な排出事例 (瀬戸内海 A工場)

年度	内容	COD実績 (t/日)	N実績 (t/日)	P実績 (t/日)
1979年度		0.6		
1980年度		0.5		
1981年度		0.6		
1982年度		0.5		
1983年度	公害防止協定(COD協定値変更)	0.4		
1984年度	第1次総量規制基準の適用	0.4		
1985年度		0.4		
1986年度	分離装置(工場)	(0.4)		
1987年度		(0.4)		
1988年度		(0.5)		
1989年度	第2次総量規制基準の適用			
	分離装置(工場)	(0.5)		
	オイルストリッパー(工場)			
	排水ストリッパー(工場)			
1990年度		0.485		
1991年度		0.452		
1992年度		0.392		
1993年度		0.373		
1994年度	第3次総量規制基準の適用	0.318		
1995年度		0.337		
1996年度		0.427		
1997年度		0.457		
1998年度	COD除去塔(工場)	0.353		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	0.255		
2000年度		0.282		
2001年度		0.32		
2002年度		0.301		0.034
2003年度	オイルストリッパー(工場) 分離装置(工場)	0.293	1.22	0.02
2004年度	第5次総量規制基準の適用 アンモニア回収装置増強	(0.320)	(0.904)	(0.01)

	COD削減量	N削減量	P削減量
削減量	0.4(推定)	0.314	0.02
削減率 (40%:対'75) (26%:対'03) (34%:対'03)			

※ 1970 ~ 2003年度 水質改善設備投資額 約 22億円(内、18億:1970~1976)

第6回総量規制専門委員会資料より作成

No	7	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ウ	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策概要
-----	------------------------------------

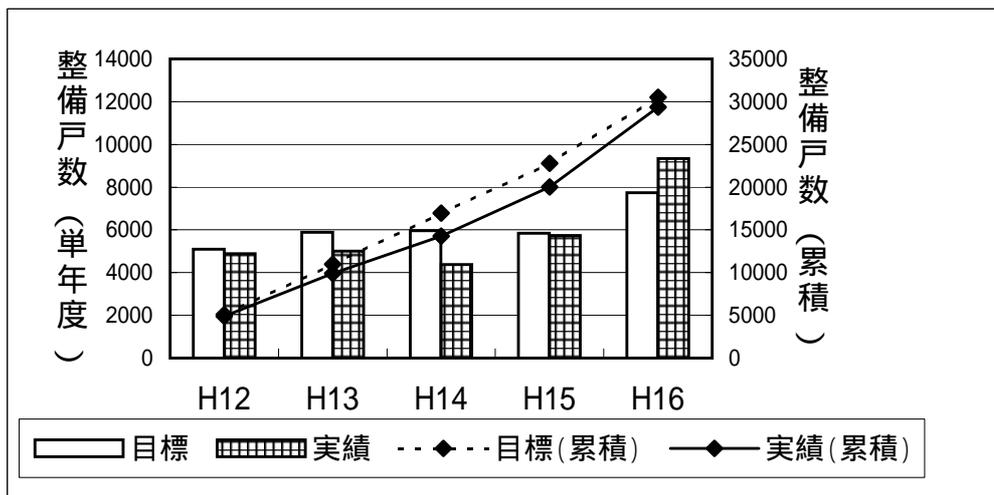
担当部局	農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室
------	-------------------------

施策の概要	1)家畜排せつ物の不適切な管理に起因した水質汚染や悪臭等による生活環境の悪化、硝酸性窒素やクリプトスポリジウム等による人の健康影響に関する懸念の深刻化を背景として、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下、「家畜排せつ物法」)」が制定され、家畜排せつ物を管理する際における一定の基準(管理基準)の遵守が義務付けられることとなった。
	2)管理基準の一部には施設整備に要する期間を考慮して適用猶予期間(平成16年10月末日まで)を設定。
	3)畜産環境対策の促進を図った結果、平成16年時点で野積み・素掘りが大幅に減少するとともに、家畜排せつ物発生量の90%(約8千万トン)がたい肥化処理、液肥化処理など農地還元を行う上で有効な処理に、8%(約7百万トン)が浄化・炭化・焼却処理等へ仕向けられていると推計される。
	4)家畜排せつ物法への対応状況(平成17年12月1日時点)については、管理基準対象農家61,312戸の99.9%が管理基準に適合。 4)現在、応急的に簡易な措置により管理基準に対応した農家について、持続的で環境保全効果の高い施設への移行を図っているところ。

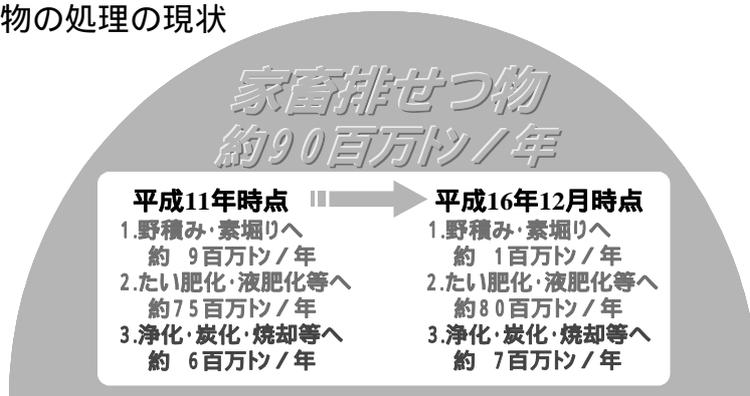
瀬戸内海関係地域での実施事例	全国の施策と同様

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	家畜排せつ物処理施設整備の進捗状況	単位	戸	対象地域	全国
年度	H12 H13 H14 H15 H16				
	4,893 5,001 4,379 5,744 9,333				
項目2	家畜排せつ物の処理の現状	単位		対象地域	全国
年度	H11 H16				
項目3	家畜排せつ物法への対応状況	単位	%	対象地域	全国
年度	H16(1 H17(12月1日時点)				
	99.4 99.9				

家畜排せつ物処理施設整備の進捗状況

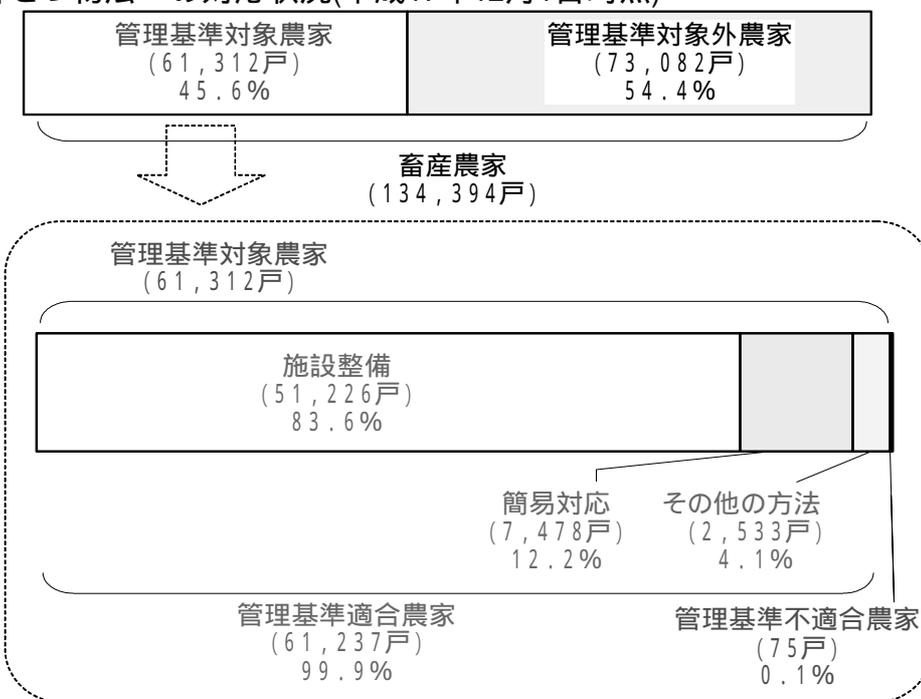


家畜排せつ物の処理の現状



注：畜産企画課推計

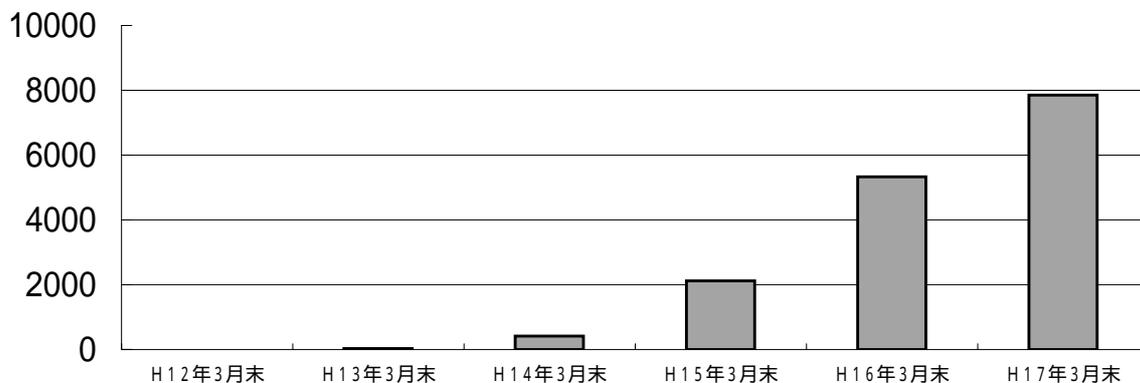
家畜排せつ物法への対応状況(平成17年12月1日時点)



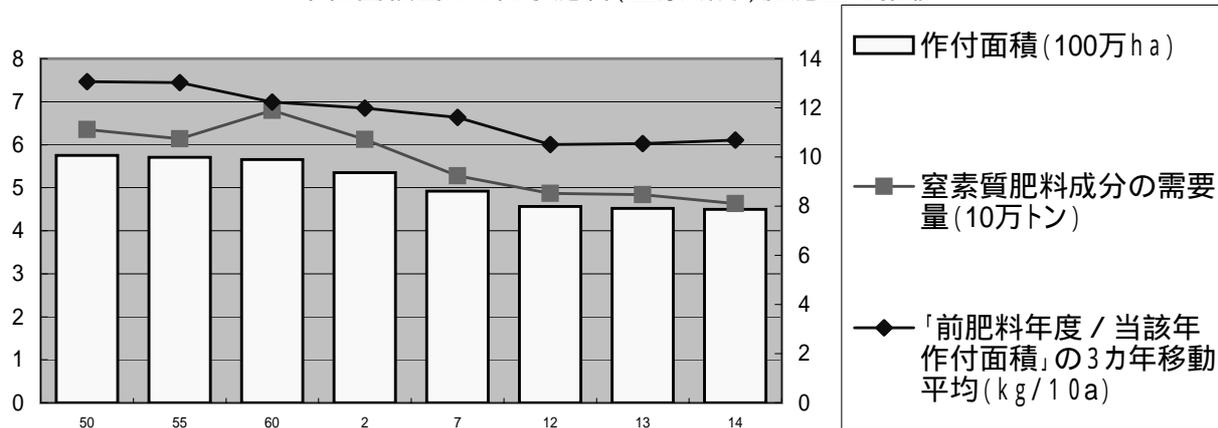
「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

No	8							No(再掲)	54						
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ウ							該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 7 - -						
施策名	農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減														
担当部局	生産局農産振興課環境保全型農業対策室														
施策の概要	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について (平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)</p> <p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。 ・ 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。 ・ こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。 <p>2 概要</p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定 ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化 <p>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用) 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等) 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等) <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事が導入計画を認定(認定を受けた農業者:エコファーマー) <p>(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付に関する特例 (償還期間の延長(10年(うち据置期間3年) 12年(同3年)) ・ 導入計画の認定を受けた農業者が取得した農業機械についての課税の特例 (初年度30%の特別償却又は初年度7%の税額控除) 														
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用) 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等) 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等) <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定する。(認定を受けた農業者:エコファーマー)</p> <p>平成16年度末:7,849件(瀬戸法対象地域件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組 単位面積当たりの化学肥料の使用量(前肥料年度/当該年作付面積)の3カ年移動平均(kg/10a)) 窒素 S50:13.07 H14:10.69 燐酸 S50:13.07 H14:12.25 													
進捗状況を示すデータ															
項目1	エコファーマーの認定件数							単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域				
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16									
	0	34	410	2,116	5,332	7,849									
項目2	単位面積当たりの化学肥料の使用量(窒素)							単位	10a/k	対象地域	全国				
年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14							
	13.07	13.02	12.24	11.99	11.61	10.51	10.55	10.69							
項目3	単位面積当たりの化学肥料の使用量(燐酸)							単位	10a/k	対象地域	全国				
年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14							
	13.07	13.82	13.26	13.65	14.12	12.5	12.53	12.25							

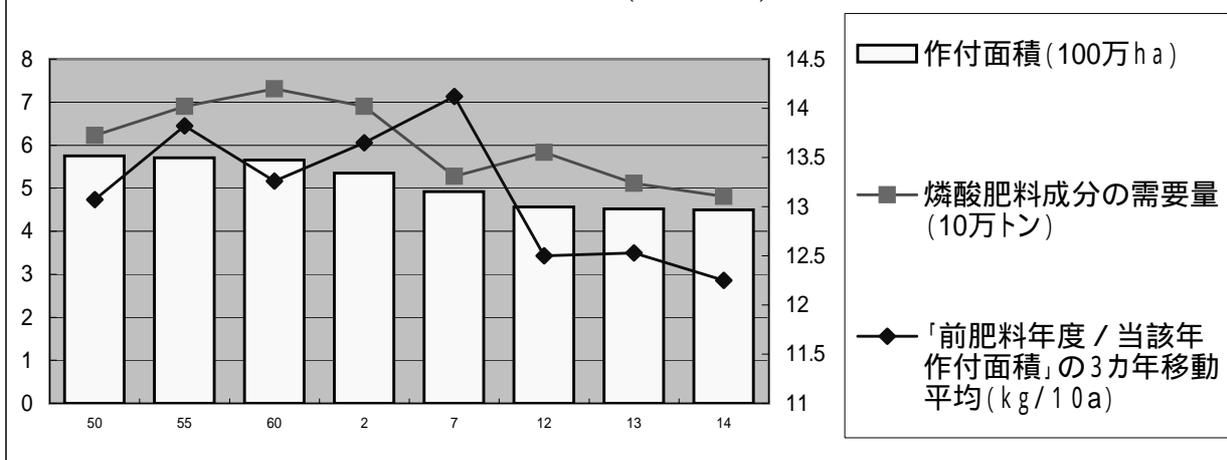
瀬戸法地域における エコファーマーの認定件数(実数)の推移



単位面積当たり化学肥料(窒素成分)施肥量の推移



単位面積当たり化学肥料(磷酸成分)施肥量の推移



No	9	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ウ	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	持続的養殖生産確保法に基づく施策の概要
-----	---------------------

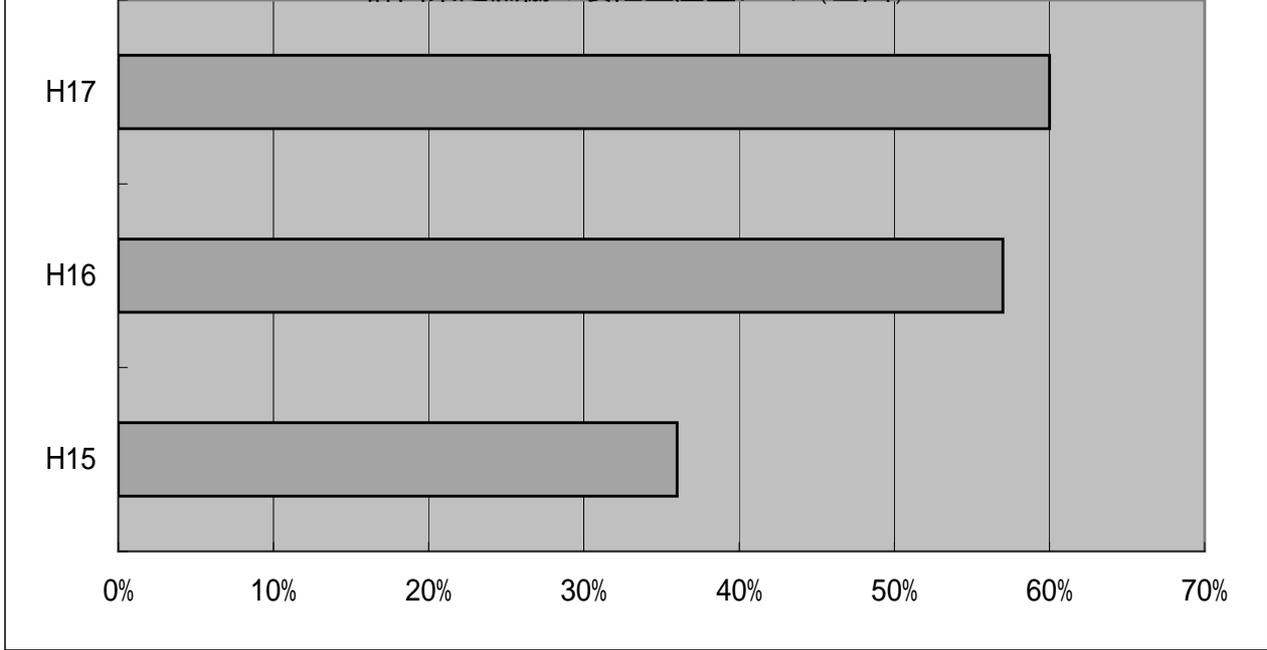
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課
------	--------------------

施策の概要	(1) 養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌の投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。これらの状況に対処し、国民への水産物の安定供給に資するため、平成11年に「持続的養殖生産確保法」が制定された。
	(2) 同法では、漁業協同組合等は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画「漁場改善計画」を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けることができることとなっている。
	(3) 魚類養殖を中心に漁場改善計画の策定が進んでおり、計画策定漁協の養殖生産量シェアは、約60%となっている(平成17年12月末日現在)。
	(4) 現在、漁協等による漁場改善計画策定の取組を促進するための措置を講ずるとともに、漁場の利用方法と漁場環境間の定量的データの所得、及び養殖業由来の環境負荷を低減するための実用的技術の開発等を進めているところ。

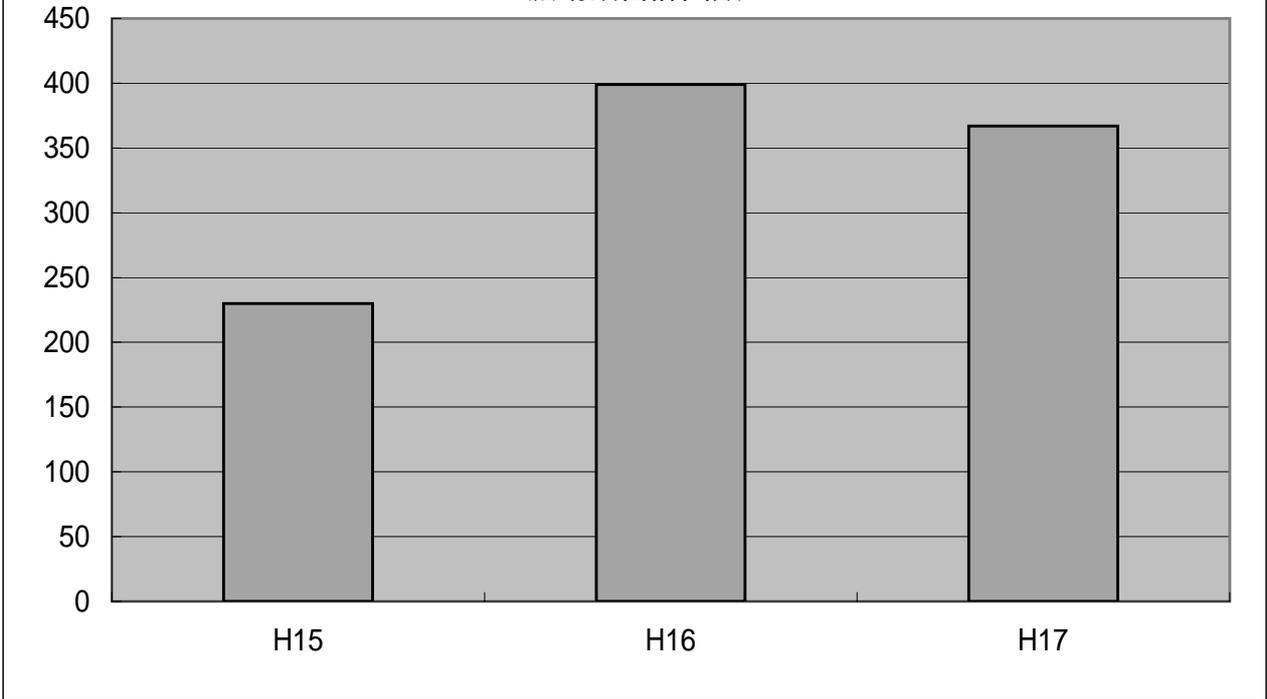
瀬戸内海関係地域での実施事例	

進捗状況を示すデータ													
項目1	計画策定漁協の養殖生産量シェア									単位	%	対象地域	全国
年度	H15	H16	H17										
	36%	57%	60%										
項目2	漁場改善計画数									単位	件	対象地域	全国
年度	H15	H16	H17										
	230	399	367										
項目3										単位		対象地域	
年度													

計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国)



漁場改善計画数



No	10	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 工	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	河川の直接浄化の取り組み
担当部局	国土交通省河川局河川環境課

礫や植生などを用いて、河川が本来持つ自浄作用を活用した水質浄化を実施している。

施策の概要

瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、岡山県の旭川水系百間川で礫と植生を組み合わせた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例、愛媛県の重信川水系石手川で礫を用いた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例などがある。

BODの浄化率については、岡山県の旭川水系百間川の事例で85%程度、愛媛県の重信川水系石手川の事例で60%程度となっている。

瀬戸内海関係地域での実施事例



【施設全体写真】

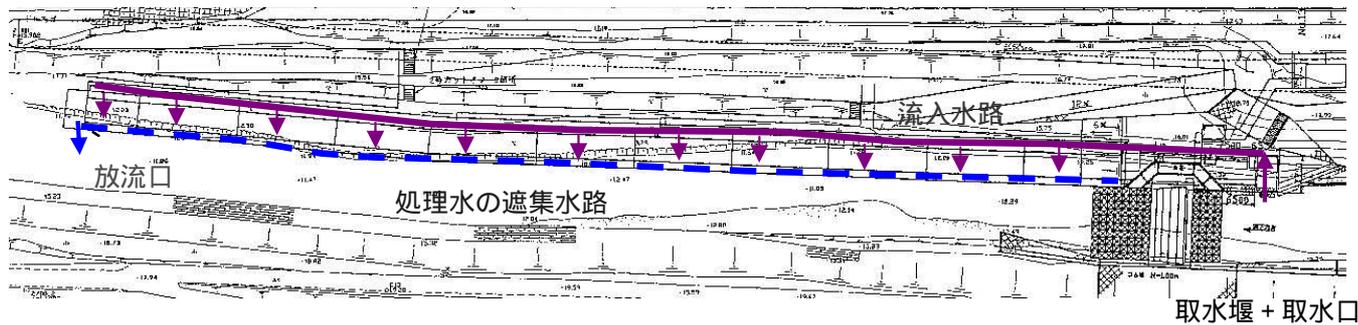


【施設写真】

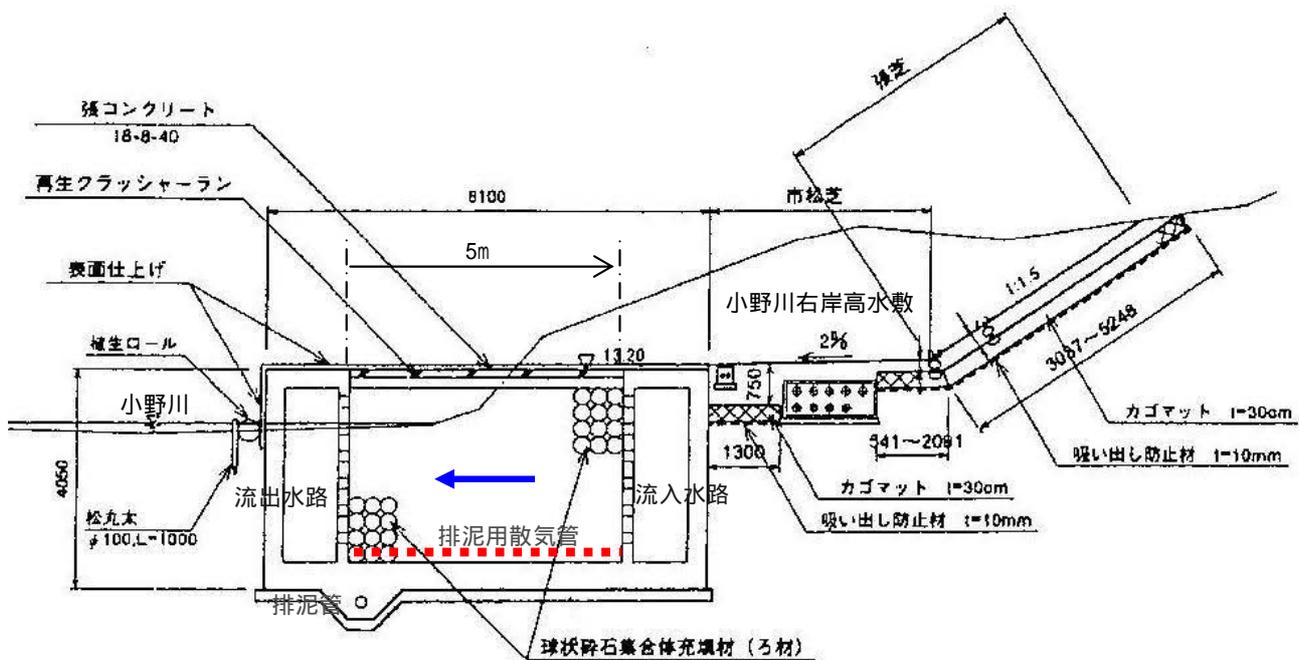


【スクリーン清掃状況】

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			



【施設平面図】



【施設断面図】

No	11				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	工	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-

施策名	エコポート施策の概要											
-----	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室											
------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>国土交通省港湾局では、平成6年に策定した「環境と共生する港湾(エコポート) <新たな港湾環境政策>」を環境に係る指針として位置づけ、これまで環境保全への取り組みを行ってきた。策定から10年が経過し、港湾環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するため、平成15年6月に国土交通大臣から「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について、交通政策審議会へ諮問がなされ、交通政策審議会港湾分科会環境部会から、平成17年3月に国土交通大臣へ答申が行われた。答申では、今後の港湾行政について、「港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え」、「港湾行政のグリーン化」を図っていく」とされ、現在、本答申(港湾行政のグリーン化)を港湾環境政策の指針と位置付け、ますます多様化する環境問題に適切に対応していくとともに、過去に劣化・喪失した自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいく取組を多様な主体と連携・協働しつつ、推進している。</p>											
	<p>(1) 港湾行政のグリーン化の基本理念 自然環境に優しく美しいみなどへ 都市と地球の環境に貢献するみなどへ 市民とともに歩むみなどへ</p> <p>(2) 今後の港湾環境政策の基本的な方向 良好な環境の積極的な保全・再生・創出、多様化する環境問題への対応、環境施策の実施手法の見直し・充実を3つを柱とし、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込むこと、即ち、環境配慮の標準化を目指す。</p> <p>(3) 実現に向けた具体的方策 良好な環境の積極的な保全・再生・創出 深掘跡埋め戻しによる青潮等対策、ゴミ・自動車等の投棄対策、民間事業者の施設等の利用転換促進 等 多様化する環境問題への対応 接岸中の船舶のアイドリングストップ、石油等の積み出し港湾におけるVOC対策、リサイクルポートの形成、防災に寄与する環境整備 等 環境施策の実施手法の見直し・充実 港湾計画における環境保全の充実、設計・施工・維持・管理の際の環境配慮等</p>											

瀬戸内海関係地域での実施事例												

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

実現に向けた具体的方策

「(施策1)良好な環境の積極的な保全・再生・創出」の施策例

○深掘跡埋め戻しによる青潮等対策



■深掘跡の事例(瀬戸内海)

○良好な港湾景観の形成



■良好な景観形成に取り組んだ事例(北九州港)

○ゴミ、自動車等の投棄対策



■自動車の不法投棄の事例(川崎港)

○民間事業者の施設等の利用転換促進



■企業用地の水除機開放計画の事例(川崎港)

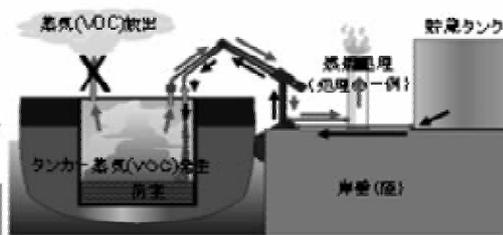
「(施策2)多様化する環境問題への対応」の施策例

○接岸中の船舶のアイドリングストップ



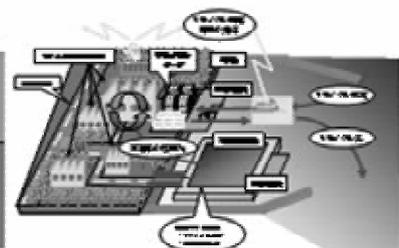
■船舶のアイドリングストップのイメージ図

○石油類の積み出し港湾におけるVOC対策



■港湾におけるVOC対策のイメージ図

○リサイクルボートの形成



■リサイクルボートのイメージ図

○防災に寄与する環境整備



■防災視点緑地のイメージ図

「(施策3)環境施策の実施手法の見直し・充実」の施策

○港湾計画における環境保全の充実



■港湾計画における環境保全の充実のイメージ図

○港湾環境の利用の促進



■港湾における自然体験活動のイメージ

No	12				No(再掲)										
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	才	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-			
施策名	環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)														
担当部局	環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室														
施策の概要	<p>環境技術実証モデル事業は既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものであり、平成15年度から開始したものである。現在8技術分野で実施されている。</p> <p>小規模事業場向け有機性排水処理技術分野は平成15年度から本事業の対象技術分野に選定され、平成15、16年度の2年間で6実証機関において計18技術が実証された。</p> <p>環境モデル事業においては、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を限度として、実証申請者から試験実費を徴収する手数料徴収体制に移行することとされており、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野においては平成17年度に体制移行のための検討を行い、平成18年度より手数料体制において実証を再開する予定としている。</p>														
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係府県における実施状況は以下の通り。</p> <p>大阪府 平成15、16年度に実証機関に選定され、計6技術を実証。</p> <p>広島県 平成15、16年度に実証機関に選定され、計5技術を実証。</p> <p>香川県 平成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。</p>														
進捗状況を示すデータ															
項目1											単位		対象地域		
年度															
項目2											単位		対象地域		
年度															
項目3											単位		対象地域		
年度															

No	13	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 1 - 2 -

施策名	ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)
担当部局	環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課

施策の概要	ダイオキシン対策室
	1)ダイオキシン類対策特別措置法は、平成11年7月に公布、平成12月1月15日から施行されている。同法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、下記に記載する対策を定めている。
	2)同法では、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準として、耐容一日摂取量(TDI)及び大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌の人の健康を保護する上で望ましいとされる基準(環境基準)を定めている。水質についての環境基準は、年平均値1pg-TEQ/Lが定められている。
	3)同法では、排出ガス及び排水に関する規制として、特定施設を定め、排出規制を行っている。水質基準対象施設については排水基準値(10pg TEQ/L)を設け、規制を行っている。
	4)また、同法では、都道府県による常時監視及び特定施設の設置者による測定が定められている。このため、都道府県は汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとなり、平成12年度から全国的に水質の環境調査が実施されている。

瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から全国的に水質の常時監視が実施されている。ダイオキシン類の常時監視が開始された平成12年度におけるダイオキシン類継続調査地点の水質の平均値は瀬戸法対象地域においては0.14pg-TEQ/Lであったが、平成16年度までに0.09pg-TEQ/Lまで低下している。

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移	単位	pg-TEQ/L	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H12 H13 H14 H15 H16				
	0.14 0.16 0.10 0.12 0.09				
項目2		単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目3		単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					

No	14	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要
-----	--

担当部局	環境省環境保健部環境安全課
------	---------------

施策の概要	<p>1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づくPRTR制度は、有害化学物質を環境中へ排出している量や廃棄物としての移動量を事業者自ら把握し、都道府県市を経由して国に毎年度届け出る仕組みであり、平成13年度以降のデータが届け出られている。</p> <p>2) 国は、届出データに加え、届出外データを推計し、毎年度公表しているところ。また、開示請求があれば、個別事業所のデータを開示している。</p> <p>3) 平成18年2月には、施行後第4回目の届出データの集計・届出外データの推計が公表された。全国約4万事業所から届出があり、届出排出量は、27万トン、届出移動量は23万トン、届出外排出量は35万7千トンであった。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 瀬戸内海地域の各事業所においても、他地域と同様に届出が行われているところ。</p> <p>2) 瀬戸内海地域の平成16年度の各府県の届出事業所数は下記のとおり 京都府 710、大阪府 1,939、兵庫県 1,845、奈良県 358、和歌山県 371、岡山県 874、広島県 1,011、山口県 631、徳島県 333、香川県 427、愛媛県 537、福岡県 1,455、大分県 408</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ		別添 図参照															
項目1												単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度																	
項目2												単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度																	
項目3												単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度																	

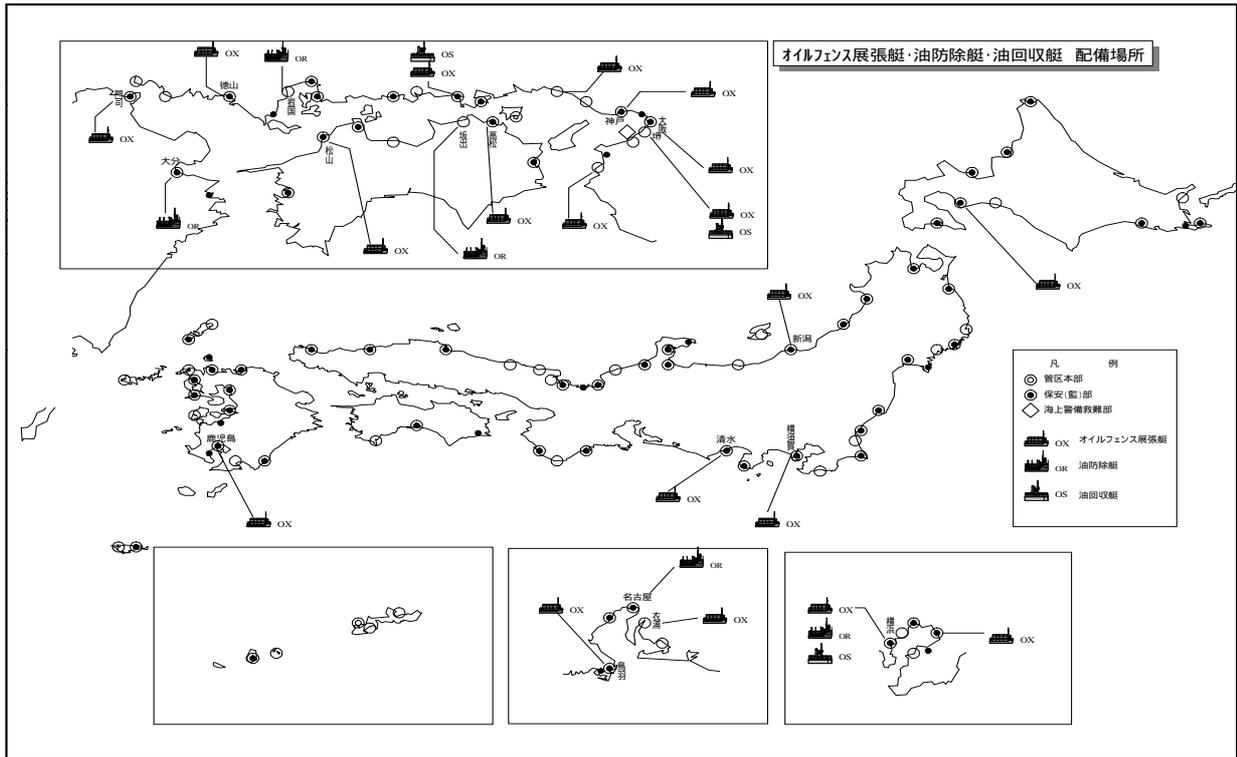
No	15	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	油流出事故対策の概要
-----	------------

担当部局	海上保安庁警備救難部環境防災課、国土交通省港湾局環境・技術課
------	--------------------------------

施策の概要	<p>海洋への油排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や、油排出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。</p> <p>廃油処理事業について</p> <p>1) 廃油処理事業は、MARPOL条約により船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月25日公布)(以下「海防法」)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油、いわゆる「廃油」を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。</p> <p>2) 当該廃油処理事業の実施主体は、民間事業者が海防法第20条第1項の国土交通大臣の許可を受けて運営する事業用廃油処理施設、石油精製業者等が海防法第34条第1項の国土交通大臣への届出により、主に自己の保有する船舶の廃油処理に供するために運営する自家用廃油処理施設及び港湾・漁港管理者が運営する廃油処理施設がある。</p> <p>船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)</p>
	<p>瀬戸内海における油流出事故件数(海難や取扱不注意、故意等による)は下段の通り。</p> <p>瀬戸内海において油回収兼用船の配備隻数は以下のとおり。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	進捗状況を示すデータ												
	項目1	瀬戸内海における油流出事故件数								単位	件	対象地域	瀬戸内海
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17						
	61	60	60	79	70	57	66						
項目2	瀬戸内海域における油回収兼用船の配備隻数								単位	隻	対象地域	瀬戸内海	
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17					
	5	5	6	6	6	6	6	6					
項目3	廃油処理施設数の推移								単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17							
	46	45	47	46	45	46							



瀬戸内海域における油回収兼用船の配備状況(平成17年度現在)

No	16	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -
施策名	大規模石油災害対応体制整備		
担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課		
施策の概要	<p>1)タンカー等からの大量の石油流出事故は、いったん発生すると環境等に大きな影響を与える可能性がある。しかし、事故対応の緊急性、十分な油濁防除資機材の保有の限界、環境汚染の広域化等から、地方自治体や民間のみでは体制を整備することが困難であることから、大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への支援を実施。</p> <p>2)本事業は、石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置。大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行うこととしている。</p> <p>3)瀬戸内海については、平成4年9月から倉敷に油濁防除資機材基地を設置。</p>		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海における油濁防除資機材基地及び配備資機材</p> <p>(1)基地名 瀬戸内基地 (2)所在地 岡山県倉敷市 (3)開設時期 平成4年9月 (4)配備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式オイルフェンス Solid 1150(4000m)、Boom Bag(200m) ・充気式オイルフェンス Ro-Boom 1800(500m)、Deep Sea Boom(500m)、Ro-Boom 2200(250m)、Vee Sweep(60m)、Beech Boom(320m) ・油回収機 Tarantula(1基)、Desmi 250(1基)、Desmi Combination Skimmer(2基)、GT-185-6(2基)、Komara 40(2基)、Komara 12K(4基) ・移送ポンプシステム(1基) ・ビーチクリーナー Power Vac(4基)、Mini Vac System(2基) ・回収油バージ 25t(1基) ・オイルバッグ 50t(1基)、200t(2基) ・油水分離機(2基) ・仮設タンク 1.5t(2基)、5t(6基)、9t(24基) ・トレルテント(1基) ・可搬式照明器具(2基) 		
進捗状況を示すデータ			
項目1		単位	対象地域
年度			
項目2		単位	対象地域
年度			
項目3		単位	対象地域
年度			

No	17				No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -				該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -
施策名	油防除技術に関する技術開発の概要					
担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室					
施策の概要	<p>環境省においては、環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図っている。</p> <p>そのうち、以下に油防除技術に関する技術開発に関するものを記載する。</p> <p>(1) 有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度～16年度 独立行政法人海上技術安全研究所) 小型船舶や航空機に搭載できる現場向きの環境汚染モニタリング装置を開発し、有害液体物質の有効な監視技術の確立を図ることを目的とする。このため、複数の有害液体物質が流出した場合の物質同定用のデータベース、核酸状態の表示に必要な流出範囲等を観測できる監視装置及び避難勧告の判断データとなる危険域の表示技術を含めたシステムを開発する。</p> <p>(2) 工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度～18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所) 回収作業を行う作業船の船種を想定し、これによる回収作業の運用手順を明らかにする。これに従い、搭載する油回収システムの開発を、現場会場の水温、波、流速を再現し、実際の重油を用いる我が国唯一の大型水槽実験により行う。最終的に、プロトコルモデルを作業船に搭載して海上で模擬的な作業実験を行い、運用も含めた作業用回収システムの提案を行う。</p> <p>(3) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度～17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究を速やかに実施する必要があるため、多環芳香族化合物(PAHs)及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価、PAHs複合添加時あるいは油処理剤添加時の有害性メカニズム解明及び石油類有害性の予測、日本沿岸の海産生物中石油成分濃度の把握を行う。</p>					
	瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)～(3)は瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発である。				
進捗状況を示すデータ						
項目1	(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究				単位	対象地域
年度	H14	H15	H16			
項目2	(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究				単位	対象地域
年度	H16	H17	H18			
項目3	(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価				単位	対象地域
年度	H13	H14	H15	H16	H17	

No	18	No(再掲)	42
該当箇所番号	3 - 1 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - 3 - 1 -

施策名 大阪湾再生の概要

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

. 行動計画策定の背景と位置付け
 都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要
 都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に「海の再生」が位置付け
 H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み
 大阪湾再生推進会議構成機関:内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構

 . 大阪湾再生に向けての目標
 目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なになわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」

 大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取り組む
 残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取り組みを図る
 目標が本行動計画の実施で、どの程度達成されるか判断するため大阪湾全体に共通の具体的な目標及び指標について「多様な生物の生息・生育」「人と海、との関わり」の観点から「質の改善」及び「場の整備」として設定

施策の概要

表-1 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層DO ・5mg/L以上(当量は3mg/L以上)
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の観水活動に適した水質レベルを確保する	表層COD ・散策、展望:5mg/L以下 ・潮干狩り:3mg/L以下 ・海水浴:2mg/L以下 ・ダイビング:1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、特性に応じ具体的な目標及び指標を設定

. 重点エリア

大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要
 このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い(概ね神戸市須磨区～大阪府貝塚市の範囲)を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定。

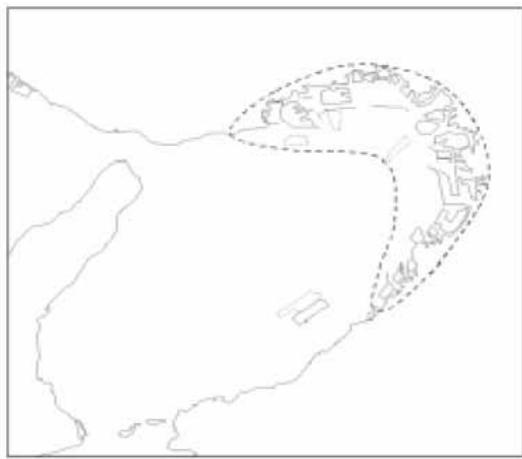


図-1 重点エリア

瀬戸内海関係地域での実施事例

. 計画期間

平成16年度から10年間を計画期間とする

進捗状況を示すデータ									
項目1								単位	対象地域
年度									

【実証実験・社会実験の例】

- 人工干潟創造実証実験（阪南2区）
- 大阪湾ダイビングスポット社会実験（りんくうタウン沖）
- 下水処理水の植生浄化実験（南大阪湾岸流域下水道）
- コンブ養殖実証実験・社会実験（浜寺水路）

人工干潟創造実証実験



大阪湾ダイビングスポット社会実験



下水処理水の植生浄化実験



コンブ養殖実証実験・社会実験



No	19										No(再掲)				
該当箇所番号	3	-	2	-	1	-					該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-
施策名	瀬戸内海国立公園の見直しの概要														
担当部局	環境省自然環境局国立公園課														
施策の概要	1)自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)では、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地について、国立公園に指定することとしている。														
	2)国立公園は全国に28公園が指定されており、総面積は約206万ha、国土面積の約5.4%を占めている。														
	3)国立公園では、その保護及び適正な利用の増進を図るため、各公園ごとに公園の保護又は利用のための規制や施設に関する公園計画を定め、環境省がその管理を行っている。														
	4)公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、全国の国立公園について、順次、公園区域及び公園計画の見直しを進めている。														
瀬戸内海関係地域での実施事例	1)瀬戸内海国立公園は、昭和9年に指定された我が国で最初の国立公園の1つである。現在は、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分にまたがり、面積は約6万haである。														
	2)平成12年以降、六甲・淡路地域(点検・平成13年3月30日告示)、岡山県地域(点検・平成15年8月20日告示)、愛媛県地域(再検討・平成17年3月28日告示)、山口県地域(点検・平成18年1月19日告示)の4地域において、公園計画の見直しを実施している。														
	3)基礎データ(別シート参照)														
進捗状況を示すデータ															
項目1											単位		対象地域		
年度															
項目2											単位		対象地域		
年度															
項目3											単位		対象地域		
年度															

利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公園名	平成16年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合 (%)	平成15年 順位
1	富士箱根伊豆	102,041	28.4	1
2	瀬戸内海	38,191	10.8	2
3	上信越高原	28,993	8.0	3
4	阿蘇くじゅう	22,894	6.8	4
5	日光	19,436	5.6	5
6	秩父多摩甲斐	14,820	4.1	6
7	霧島屋久	12,154	3.7	8
8	支笏洞爺	11,546	3.3	7
9	伊勢志摩	10,173	3.1	10
10	中部山岳	10,123	2.9	9
	上位10国立公園の合計	270,371	77.0	
	28国立公園全体の合計	351,350	100.0	

瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成16年末)

総面積	特別地域							計	%	普通地域	%
	特別 保護地区	%	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地 域	第1～3種 小計	%				
66,934	953	1.4	4,700	31,034	7,519	43,253	64.6	44,206	66.0	22,728	34.0

No	20				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	景観法にもとづく施策											
担当部局	都市・地域整備局都市計画課											
施策の概要	(景観法の概要)											
	<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。</p> <p>具体的な措置内容</p> <p>(1)良好な景観の形成に関し、国として基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにする</p> <p>(2)行為規制について以下の項目を設定</p> <p>ア 良好な景観の基本となる、景観計画の策定とその区域の指定</p> <p>イ 棚田の保全や耕作放棄地対策のための景観農振計画</p> <p>ウ 自然公園区域における良好な景観の形成のための自然公園法の特例</p> <p>エ より厳しい規制を定める景観地区の決定</p> <p>オ 全員同意でソフトも含めた規制をする景観協定</p> <p>カ ランドマークとなる建物等の外観を保存する景観重要建造物</p> <p>(3)公共施設の特例として、景観重要公共施設や電線共同溝法の特例</p> <p>(4)支援の仕組み</p> <p>ア 景観整備機構による景観重要建造物の管理や土地の取得の支援</p> <p>イ 景観地区や景観重要建造物についての建築基準法の規制緩和</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	景観地区の制度を活用した自然景観などの維持・保全等											
	<p>(1)倉敷市においては、伝統的建造物群及びこれと一体となってその価値を形成している文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区と、倉敷市固有の建造物等が周囲の自然的環境と一体をなして歴史的景観を保持するための倉敷市独自の伝統美観保存地区をあわせて、伝統美観の保存、整備することを目的とした地域について、都市計画に1地区、約21ヘクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)</p> <p>(2)京都市においては、京都御所や二条城、東西本願寺、東寺など、まちなかに点在する世界遺産を始めとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり歴史的資産を豊富に備えた鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等において、市街地の景観の維持を図るため、都市計画に10地区、約1,956ヘクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1	瀬戸内海沿岸における景観地区の指定状況							単位	地区	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H16											
	11											
項目2								単位		対象地域		
年度												
項目3								単位		対象地域		
年度												

No	21	No(再掲)	53
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 7 -

施策名 森林・林業基本計画の概要(森林・林業施策の取組紹介)

担当部局 農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課

施策の概要

1) 森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展により国民生活の安定向上等を図るため森林及び林業に関する施策の基本理念等を定めることを規定された森林・林業基本法が平成13年7月に施行されたことにより、法第11条に基づき森林及び林業に関する施策の基本的な方針等の具体的な事項を定めるために政府が策定したものである。
 現行の基本計画は平成13年10月に閣議決定されたものである。

2) 基本計画の主な計画内容は次のとおりである。
 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3) これらに掲げる目標等の達成を図るため、積極的な間伐の推進等による多様で健全な森林の整備・保全の推進を図っているところである。

4) なお、基本計画については社会情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ概ね5年ごとに変更するとされていることから、平成18年中の変更を目途に見直しの検討を行っているところである。

瀬戸内海関係地域での実施事例

1. 松くい虫防除対策の取組事例
 大分県杵築市の奈多海岸にある松林は風害や潮害を防ぐ目的で江戸時代に造成された面積8ha、延長1,500m、帯幅約50m、林齢100～350年生の松林で、日本の白砂青松百選の一つに選ばれている。
 松くい虫被害は昭和40年代後半より発生し、昭和50年代には被害がピークに達した。その後、被害は減少傾向にあったが、気象条件等の影響から平成13年度に再び被害量が増加し、平成14年度の被害量は290m³となった。

このため県、杵築市、地元住民、森林組合では、
 ・地上散布や空中散布の実施
 ・被害木の焼却(特別伐倒駆除)による駆除の徹底
 ・周辺松林の被害木の駆除
 ・周辺環境への影響に配慮し、樹幹注入を実施
 ・地元住民、奈多宮総代による防除活動の推進(被害の巡視など)
 ・ボランティアや地元の小学生による抵抗性松の植栽
 などによる総合的な防除対策を実施した結果、平成16年度被害量は60m³、17年度見込みは25m³と大幅に減少している。

2. 国有林における森林景観の保全の取組事例
 広島県宮島町宮島の国有林は、世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯である。近年、薪・柴の採取が行われなくなったことやマツくい虫被害、山火事被害等により、シダ等が繁茂するなど植生が変化しつつあり、樹木の更新に支障が出て、まばらな林になったり、森林景観が損なわれたりすること等が懸念されている。このため、森林景観の維持・回復手法の調査・検討に取り組むとともに、枯損木の除去等を実施している。

項目1	森林整備(間伐)の実施面積						単位	千ha	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	63	85	80	87	87	69				

項目2	松くい虫被害の推移						単位	千m ³	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	273	306	316	302	223	191				

項目3							単位		対象地域	
年度										

1. 松くい虫防除対策の取組事例

奈多海岸の松林



平成14年度被害状況



地元による抵抗性松植樹活動



場所:大分県杵築市

2. 国有林における森林景観の保全の取組事例

シダ類が繁茂して更新がうまくいっていない様子



世界文化遺産「厳島神社」の緩衝帯となっている宮島国有林の遠景



場所:広島県佐伯郡宮島町 宮島国有林

No	22	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

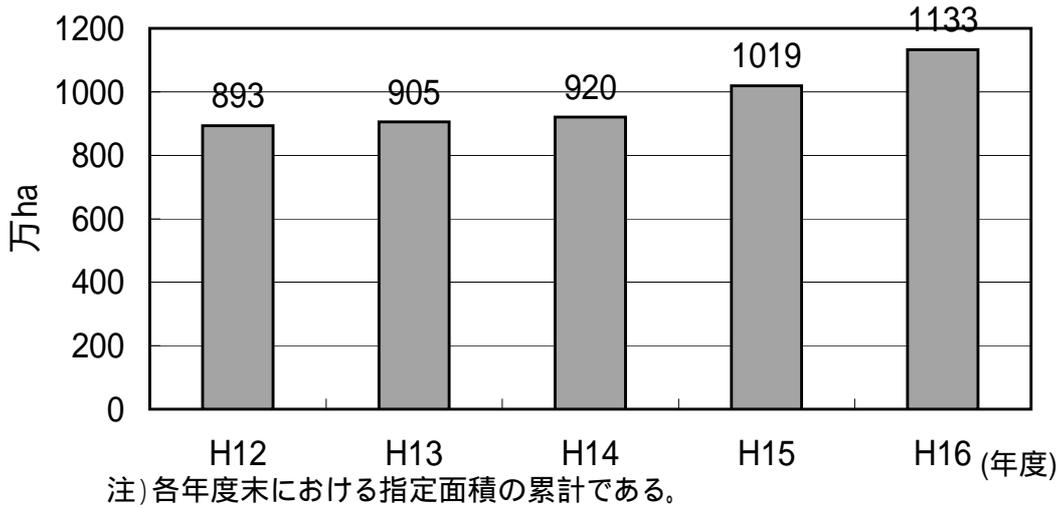
施策名	森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要
担当部局	農林水産省林野庁森林整備部治山課

施策の概要	<p>1)保安林制度 保安林制度は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るものである。</p> <p>保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は許可されない。</p>
	<p>2)林地開発許可制度 林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。</p> <p>具体的には、地域森林計画対象森林(保安林等を除く。)における1ヘクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合に、許可されない。</p>

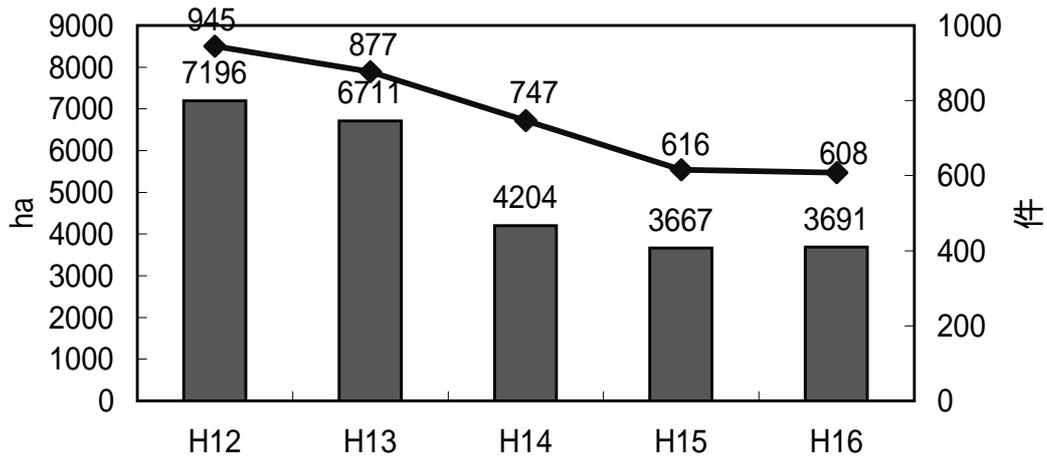
瀬戸内海関係地域での実施事例	保安林に指定され、保全されている例
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>土砂流出防備・保健保安林(兵庫県神戸市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>魚つき保安林(兵庫県淡路市)</p> </div> </div>

進捗状況を示すデータ													
項目1	保安林の実面積の推移(全国)										単位	万ha	対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	893	905	920	1019	1133								
項目2	林地開発許可制度により許可または連絡調整された開発行為の推移(全国)										単位	件	対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	945	877	747	616	608								
項目3											単位		対象地域
年度													

保安林の実面積の推移(全国)



林地開発許可制度により許可または連絡調整された
開発行為の推移(全国)



No	23	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海における港湾緑地の整備事例
-----	-------------------

担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室
------	-----------------

施策の概要	<p>1) 港湾においては、美しい景観を形成し、市民にうるおいと安らぎを提供する機能を有するとともに、生物多様性の確保にも資する緑地の保全・創出を行い、港湾空間の良好な環境実現を図っているところ。</p> <p>2) なお、社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)においては、港湾空間の緑化率を平成19年度までに約8%まで向上させることとしている(平成14年度時点で約7%)。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>広島港(宇品地区)港湾環境整備事業【緑地等施設】</p> <p>事業の概要: 当該緑地は、宇品外貿地区の親水、休息緑地として平成16年3月に港湾計画に位置付けられ、出島地区コンテナターミナルの供用に伴い、コンテナヤードの機能が出島地区に移転したため、ヤード跡地を緑地として整備するものである。整備にあたっては、緑地全面の多目的埠頭に国内外の観光船が接岸することから、隣接する上屋の商業施設としての利活用と広島港の賑わいの拠点及び港を感じられる親水機能とともに、観光船寄港時のイベントの拠点機能を有する緑地として周辺関連施設と一体的に整備している。</p> <p>整備内容: 緑地整備 1.9ha 事業期間: 平成17年度</p>
	<p>高松港(港頭地区)港湾環境整備事業【緑地等施設】</p> <p>事業の概要: 緑地については、高松港港頭地区の新たな玄関口であり、海陸交通の結節点として、港町の活気と賑わいを楽しめる都会的で開放感のある港湾空間の創造と親しまれる港づくりを目的として整備している。また、緑地については、都市の喧騒を離れ、海をゆったりと親しむための港湾空間や人工海浜と一体となった緑地を整備し、親水性を高め、人に優しい水際線の散策路を整備するとともに、快適な港湾空間の創造と親しまれる港づくりを目的として整備している。</p> <p>整備内容: (緑地) 13,900㎡ (補助事業: 6,250㎡) (緑地) 20,310㎡ (補助事業: 11,900㎡)</p> <p>事業期間: (緑地) 平成6年度～平成14年度 (緑地) 平成8年度～平成17年度</p>
	<p>津久見港(青江地区)港湾環境整備事業【緑地等施設】</p> <p>事業の概要: 津久見港は、県の南東部に位置し、主に石灰石、セメント工業製品の積出を主体とする工業港である。青江地区は、昭和30～40年代に整備された施設であり、老朽化や船舶数の増加等による狭隘化に対処するため、新たな港湾施設整備を図っている。また、当地区は津久見市の中心部で市役所・警察・消防等公共施設並びに農協、漁協、商工会議所、銀行等が立地しており、それらの移転整備を図るため、背後地の整備を実施している。</p> <p>整備内容: 緑地整備 2.86ha 事業期間: 平成3年度～平成16年度</p>

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	24				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	瀬戸内海における都市公園の整備事例											
担当部局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課											
施策の概要	都市公園は、都市における貴重な緑とオープンスペースを提供するとともに、以下のような役割を果たしている。											
	1)都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る 震災・大火などの震災時に、避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる。											
	2)良好な都市環境を提供する 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境となる。											
	3)市民の活動の場、憩いの場を形成する 緑とオープンスペースは、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となる。											
瀬戸内海関係地域での実施事例	4)豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠 中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点となり、地域間の交流・連携となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠である。											
進捗状況を示すデータ												
項目1	都市公園面積						単位	ha	対象地域	瀬戸内海関係府県		
年度	H11	H16										
	24979	28502										
項目2							単位		対象地域			
年度												
項目3							単位		対象地域			
年度												

No	25	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	都市計画法に基づく風致地区制度の概要
担当部局	国土交通省都市・地域整備局都市計画課

施策の概要	<p>目的 自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る。</p> <p>概要 1) 風致地区の指定 都市計画区域内(準都市計画区域を含む)における、次のいずれかに該当する土地について、都道府県・政令市(10ha未満は市町村)は都市計画に風致地区を定めることができる。 a) 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む)であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 b) 水辺地(水面を含む)、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 2) 行為の制限(風致政令第3条) 以下の行為については、都道府県知事(政令市・中核市・特例市にあつては市長、10ha未満の風致地区においては市町村長)の許可が必要である。 a) 建築物の建築その他工作物の建設 b) 建築物その他工作物の色彩の変更 c) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 d) 水面の埋立て又は干拓 e) 木竹の伐採 f) 土石の類の採取 g) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 3) 指定状況 平成16年3月末現在 751地区 約16万9千ha</p>
	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域における風致地区の都市計画決定状況(平成16年3月31日現在)</p> <p>京都府 : 19,187.9ha 22地区〔京都市(17,830.6)、向日市(79.5)、長岡京市(69.0)、大山崎町(93.3)、宇治市(970.5)、宇治田原町(145.0)〕 大阪府 : 3,290.1ha 34地区〔大阪市(548.5)、豊中市(189.0)、池田市(434.8)、箕面市(91.8)、吹田市(139.0)、高槻市(227.5)、東大阪市(383.0)、堺市(133.0)、高石市(42.0)、泉大津市(26.0)、岸和田市(555.5)、貝塚市(316.0)、泉佐野市(204.0)〕 兵庫県 : 14,715.3ha 31地区〔神戸市(9,215.3)、芦屋市(1,088.0)、西宮市(2,121.0)、伊丹市(122.0)、赤穂市(977.0)、洲本市(1,192.0)〕 奈良県 : 12,378.5ha 19地区〔奈良市(4,727.9)、大和郡山市(478.0)、生駒市(1,010.0)、橿原市(385.3)、天理市(1,338.0)、桜井市(1,406.9)、斑鳩町(628.4)、明日香村(2,404.0)〕 和歌山県 : 394.2ha 6地区〔和歌山市(394.2)〕 岡山県 : 598.1ha 3地区〔岡山市(203.7)、倉敷市(131.0)、賀陽町(125.1)、加茂川町(138.3)〕 広島県 : 3,908.1ha 9地区〔福山市(785.3)、竹原市(83.8)、宮島町(3,039.0)〕 山口県 : 1,499.3ha 21地区〔下関市(285.1)、岩国市(341.1)、宇部市(438.9)、山口市(193.9)、小野田市(240.3)〕 徳島県 : 1,220.0ha 6地区〔徳島市(1,022.0)、小松島市(198.0)〕 香川県 : 658.3ha 9地区〔高松市(259.6)、坂出市(41.3)、宇多津町(55.2)、観音寺市(90.8)、多度津町(19.1)、仁尾町(192.3)〕 愛媛県 : 696.0ha 15地区〔松山市(451.1)、伊予市(3.9)、北条市(50.0)、津島町(191.0)〕 福岡県 : 12,870.7ha 15地区〔北九州市(12,870.7)〕 大分県 : 4,849.3ha 7地区〔大分市(437.3)、別府市(4,412.0)〕 合計 : 76,265.8ha 197地区 / 全国計 : 169,088.7ha 751地区</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	進捗状況を示すデータ										
	項目1	面積				単位	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村			
年度	S49	S59	H6	H16							
	70357	72036	72791	76266			ha				
項目2	地区数				単位	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村				
年度	S49	S59	H6	H16							
	177	187	193	197			地区				
項目3					単位	対象地域					
年度											

No	26	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	都市緑地法に基づく緑地保全地区施策
担当部局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室

施策の概要	<p>特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、「都市緑地法」に基づき指定される。これにより都市域に残された豊かな緑を保全し、将来に継承することができる。</p> <p>指定要件 以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1)無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のためひつような遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの</p> <p>2)神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの</p> <p>3)次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1	特別緑地保全地区指定面積								単位	ha	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H16										
	620.5	892.5										
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

No	27					No(再掲)	33						
該当箇所番号	3	-	2	-	3	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	2	-	5	-

施策名	伝統的建造物群保存地区制度の概要												
-----	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	文化庁参事官(建造物担当)												
------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>1、伝統的建造物群保存地区制度の特色と仕組み</p> <p>伝統的建造物群保存地区の制度は伝統的な建造物を単体で文化財として指定するのではなく、その集合体が文化財として価値あるものと位置づけた点で、これまでの文化財の概念を大きく広げたものである。また、樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存できることも大きな特色である。さらに、条例や保存計画の策定、地区決定など一連の保存制度の整備や伝統的建造物群保存地区内の建造物等の現状変更の許可や保存事業は、市町村(教育委員会)が主体的に行う仕組みとなっており、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定は、市町村からの申出があってはじめて可能となる。また、都市計画と連動して地区の決定を行うことになっており、地元の総合的なまちづくりが視野に入った制度といえる。</p> <p>伝統的建造物群保存地区制度による保存への流れは以下のようなものである。</p> <p>歴史的集落・町並みを有する市町村が、伝統的建造物群保存対策調査を実施 歴史的文化的価値や住民意向の確認及び課題の整理 保存地区の指定方法や保存計画の策定などを定めた伝統的建造物群保存地区保存条例の制定 保存条例に基づいて伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置 保存審議会において保存地区の範囲や保存計画案等について審議 保存審議会の答申を得て保存地区を決定及び保存計画を策定 市町村は文部科学大臣に対して重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出 文化審議会の審議を経て重要伝統的建造物群保存地区として選定</p> <p>2、保存のための経費の補助と税の優遇措置等</p> <p>1)経費の補助</p> <p>所有者等が行う修理修景事業等への補助内容は市町村が独自に定めているが、補助対象は外観及びこれと密接な関係がある内部(構造物など)にかかる経費とされる。国や都道府県は、市町村が所有者等に交付する補助経費等に対して補助することとなっている。国の市町村への補助率は過疎地域で65%、その他の地域では50%である。</p> <p>2)税の優遇措置</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の家屋にかかる固定資産税は平成元年度から課税免除とされている。また、平成10年から伝統的建造物の敷地にかかる固定資産税及び伝統的建造物以外の建築物等の敷地にかかる固定資産税についても適宜軽減の措置をとることが適当とされ、軽減措置を行った場合は、減免額の一部について特別交付税が交付されることとなった。なお、伝統的建造物群保存地区内の土地の地価税は非課税とされている。</p> <p>さらに、平成16年からは伝統的建造物群保存地区における相続税の適正評価が導入され、伝統的建造物にあっては文化財ではないものとした場合の価額から0.3を乗じて計算した額を控除した金額により評価することができることとした。</p>												
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海地域では、平成17年度末の時点で18地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。以下、選定年月順に記す。</p> <p>昭和51年9月4日選定 京都府 京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区(門前町) 京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区(茶屋町)</p> <p>昭和52年5月18日選定 岡山県 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区(鉦山町)</p> <p>昭和54年5月21日選定 京都府 京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区(門前町) 岡山県 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>昭和55年4月10日選定 兵庫県 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>昭和57年4月17日選定 愛媛県 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区(製蠟町)</p> <p>昭和57年12月16日選定 広島県 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区(製塩町)</p> <p>昭和59年12月10日選定 山口県 柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>昭和60年4月13日選定 香川県 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>昭和63年12月16日選定 京都府 京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区(社家町) 徳島県 美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>平成5年12月8日選定 奈良県 橿原市今井町伝統的建造物群保存地区(寺内町・在郷町)</p> <p>平成6年7月4日選定 広島県 呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>平成9年10月31日選定 大阪府 富田林市富田林伝統的建造物群保存地区(寺内町・在郷町)</p> <p>平成16年12月10日選定 兵庫県 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区(城下町) 大分県 日田市豆田町伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>平成17年12月27日選定 徳島県 東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区(山村集落)</p>												
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項目1	重要伝統的建造物群保存地区選定件数(各年4月1日現在)							単位	地区	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	12	13	14	15	16	17							
	15	15	15	15	15	17							
項目2													
年度													
項目3													
年度													

瀬戸内海沿岸部における文化財指定等一覧

重要伝統的建造物群保存地区	京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1979.5.21
	京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1988.12.16
	富田林市富田林伝統的建造物群保存地区	大阪府富田林市	1997.10.31
	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区	兵庫県神戸市	1980.4.10
	篠山市篠山伝統的建造物群保存地区	兵庫県篠山市	2004.12.10
	橿原市今井町伝統的建造物群保存地区	奈良県橿原市	1993.12.8
	高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区	岡山県高梁市	1977.5.18
	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区	岡山県倉敷市	1979.5.21
	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区	広島県竹原市	1982.12.16
	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	広島県呉市	1994.7.4
	柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区	山口県柳井市	1984.12.10
	美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区	徳島県美馬市	1988.12.16
	東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区	徳島県三好郡東祖谷山村	2005.12.27
	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区	香川県丸亀市	1985.4.13
内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	愛媛県喜多郡内子町	1982.4.17	
日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	大分県日田市	2004.12.10	

No	28	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	文化財保護法一部改正法の概要
-----	----------------

担当部局	文化庁文化財部伝統文化課
------	--------------

施策の概要	<p>文化財保護法の一部を改正する法律が、平成16年の第159回国会において成立し、平成17年4月1日から施行された。このたびの法改正は、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会答申等における指摘を踏まえ、</p> <p>社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産について新たな保護対象分野としていくとともに、近代の文化財など保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野へ対応し、文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要な点は次のとおりである。</p> <p>人と自然のかかわりの中で作り出された景観を「文化的景観」として、新たに文化財に位置づけること。また、国は都道府県又は市町村の申出に基づき、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずること。</p> <p>生活や生産に関する用具、用品などに関する製作技術など地域において伝承されてきた「民俗技術」を民俗文化財の一形態として位置づけ、現行の民俗文化財と同様の保護措置を講ずること。</p> <p>開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等の保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度について、従来の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも拡充すること。</p> <p>文化庁としては、今回の法改正を踏まえ、今後、新たな制度の円滑な運用に努めることとしている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1	重要文化財(建造物)指定件数(各年4月1日現在)						単位	件	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年	12	13	14	15	16	17							
	1087	1089	1093	1097	1104	1110							
項目2	史跡名勝天然記念物指定件数(各年4月1日現在)						単位	件	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	12	13	14	15	16	17							
	841	847	857	872	878	884							
項目3	伝統的建造物群保存地区選定件数(各年4月1日現在)						単位	地区	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	12	13	14	15	16	17							
	20	20	21	22	22	24							

No	29				No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-
施策名	強い水産業づくり交付金を活用した漁場ゴミ対策事例										
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課										
施策の概要	水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保と、水産業・水産業・漁村の健全な発展を実現するためには、水産資源の持続的な利用・管理の推進、水産業経営の強化、漁村地域の活性化などの施策を総合的に推進していく必要がある。										
瀬戸内海関係地域での実施事例	沿岸域等の漁場における流木、漂流・漂着等のゴミ除去について、瀬戸内海関係府県においては、大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県において平成17年度に創設した強い水産業づくり交付金により実施。										
進捗状況を示すデータ											
項目1	実施額				単位	対象地域					
年度	H17						全都道府県で実施可能				
	強い水産業づくり交付金15,228百万円の内数										
項目2					単位	対象地域					
年度											
項目3					単位	対象地域					
年度											



漁場に隣接する漂流・漂着ゴミの状況



漁場における漂流ゴミの陸揚げ作業状況

No	30	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	瀬戸内海海ごみ対策検討会
担当部局	環境省中国四国地方環境事務所

施策の概要	
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 検討会設置目的 瀬戸内海は、広く国立公園に指定された我が国有数の自然環境を有しており、また、優れた観光資源及び豊かな水産資源を育てていることから、その環境保全が重要であるが、海ごみ(海底ごみ、漂流ごみ及び漂着ごみ)によって景観の悪化や漁業被害等の問題が引き起こされている。瀬戸内海のごみを除去するため、関係行政機関、漁協、各種団体等が様々な活動を行っているが、抜本的な解決策を講ずるまでには至っていない。このような状況を踏まえ、関係機関が共通認識を持って共同して対策を検討することによって、瀬戸内海のごみの発生抑制及び適正処理を推進し、もって瀬戸内海的环境を維持・保全することを目的として「瀬戸内海海ごみ対策検討会」を立ち上げることとした。</p> <p>2) 検討会開催等 平成18年3月14日開催の第1回会合において、検討会の設置が了承された。平成18年度以降は、年2回程度検討会を開催する予定。検討会の構成メンバーは、主として中国四国地域に所在する合計32機関(国が8機関、県が6機関、市が8機関、漁連・各種団体が10機関)である。</p> <p>3) 専門部会の設置 検討会設置要領の中で、検討会での議論のたたき台となる具体的な対策等を検討するため、検討会の内部組織として、学識経験者等を加えた専門部会を設置することができる旨規定している。統一様式で回収した海ごみを分類・整理するなど、海ごみ対策のための基礎的データの収集・分析を行うことを目的とした「実態・メカニズム専門部会」の設置が第1回会合(海ごみ検討会)において了承された。なお、第2回検討会以降、発生抑制部会、適正処理部会などの専門部会を設置する予定。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

瀬戸内海 海ごみ対策で連携



瀬戸内海海ごみ対策検討会の初会合で
意見を交わす出席者 2006.3.15

沿岸6県32機関・団体 岡山で初の検討会

瀬戸内海沿岸の自治体や漁協、民間団体などが連携して「海ごみ」の実態把握や処理問題に取り組み、「瀬戸内海海ごみ対策検討会」が十四日発足し、岡山市内で初会合を開いた。

沿岸6県（香川、岡山、広島、愛媛、高松、徳島）の計六県と各県の漁協、広島市や中核市など連携して「海ごみ」の実態把握や処理問題に取り組み、「瀬戸内海海ごみ対策検討会」が十四日発足し、岡山市内で初会合を開いた。

策の先進地域にしていきたい」と呼び掛けた。

当面、海ごみ量の実態や発生要因を把握し、分析するための専門部会を設置する。さらに、新年度に住民向けの啓発冊子を作成するなどの方針を決めた。

海ごみには、海底に沈殿する「海底ごみ」、海中や海上で浮遊する「漂流ごみ」、海岸に打ち上げられる「漂着ごみ」の三種類があり、河川や船舶からの投棄が主な要因とされる。近年、漁業や観光などに悪影響を及ぼす事例が目立っている。

(加納優)

瀬戸内のごみ対策強化

瀬戸内沿岸の自治体や国、漁業者、民間団体による「瀬戸内海海ごみ対策検討会」の初会合が十四日、岡山市であり、実態を把握するための専門部会を五月ごろ発足させることなどを決めた。広域的な協力態勢をつくり海ごみ対策に当たる。

現状把握へ専門部会

岡山、広島、香川など体から約五十人が出席。沿岸六県、主要八市、国（これまで瀬戸内の海ごみ交番や農水省の出先、各）について広範な調査がな

を置き、現状を把握することをした。

専門部会は大学・研究機関の専門家や民間団体や費用負担に明確な決まりがなく、広域的な対策が求められている。検討会は環境省中国四国地方環境事務所（岡山市）



瀬戸内沿岸32団体の関係者が出席した海ごみ対策検討会の初会合

岡山、広島、香川など体から約五十人が出席。沿岸六県、主要八市、国（これまで瀬戸内の海ごみ交番や農水省の出先、各）について広範な調査がな

を置き、現状を把握することをした。

沿岸32団体で検討会発足

No	31					No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	河川アドプトプログラム											
担当部局	国土交通省河川局河川環境課											
施策の概要	<p>近年、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの気運の高まり等を受けて、市民団体等の活動に対する社会的機運が高まっている。</p> <p>また、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきている。</p> <p>河川行政としても、市民団体等との連携は、市民の河川愛護精神の醸成や地域のニーズに応じたきめ細かい河川管理の実施に資するものであり、今後とも一層の取り組みが期待されることである。</p> <p>具体例としては、河川アドプトプログラムとして市民団体等と連携し、河川清掃などが行われている。河川管理者がゴミ袋、軍手等の支給、地元自治体がゴミの回収、市民団体等が清掃を実施するなど、各自役割分担をきめて実施しているところ。</p> <p>なお、平成17年4月から河川局ホームページ上に、「市民と連携した活動事例」を掲載しており、その中で、市民団体等の活動内容、協力自治体の支援内容等を紹介している。(http://www.kasen.or.jp/katsudoujirei/)</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係地域では、中国地方で旭川、四国地方で吉野川、那賀川、肱川、重信川、土器川、さらに九州地方で山国川、大野川、乙津川の9河川で、331団体、約27,000人を越える市民が、行政と連携し河川に放置されているゴミ清掃等の河川美化活動を毎年実施している。</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1						単位	団体	対象地域	瀬戸法対象地域			
年度	12	13	14	15	16							
	91	140	294	315	331							
項目2						単位		対象地域				
年度												
項目3						単位		対象地域				
年度												

瀬戸法対象地域における河川アドプトプログラム状況



河川清掃(吉野川)



河川清掃(那賀川)



河川清掃(旭川)

No	32	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
-----	---------------------

担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	----------------

施策の概要	<p>生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備として、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施している。</p> <p>エコ・コースト事業 ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。 さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によりモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。</p> <p>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松) 海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防砂林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う事業。</p>
	<p>エコ・コースト事業 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所で完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、観音寺港海岸【香川県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松) 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>エコ・コースト事業 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、観音寺港海岸【香川県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松) 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>
	<p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	34	No(再掲)	68
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 13 -

施策名	海岸景観形成ガイドラインの概要
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課

施策の概要	<p>海岸景観形成ガイドライン</p> <p>・海岸保全事業においては、津波・高潮災害の防止が第一の事業目的となることから、大規模構造物やコンクリート構造物等の景観にも大きな影響を及ぼす施設整備が実施されることが少なくない。また、浜辺等の水際線空間は人々にとって貴重なオープンスペースであることから、市民からはマリレジャー等の空間利用の観点からの利便性向上を求められることも少なくない。</p> <p>・その一方で、こうした事業の実施箇所は海岸景観の主要な構成要素である砂浜や岩礁、水面等であって、景観上の影響は広範囲に及ぶことから、事業実施にあたっては景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図る必要がある。</p> <p>・こうした状況に鑑み、本ガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示しており、今後の海岸事業の実施にあたってはこのガイドラインを活用し、海岸景観の調和が図られるように努めているところ。</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

No	35						No(再掲)				
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-

施策名 瀬戸内海の干潟・藻場の概要について

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

瀬戸内海の沿岸域においては、多様な生物の生息や繁殖の場である干潟・藻場が多く失われてきている。干潟面積については、昭和24年から平成7年までに約2割、藻場面積については、昭和53年から平成7年にまでに約4割が消失している。

年	面積 (ha)
M31	25,190
T14	20,490
S24	15,200
S44	15,000
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,710

出典) M31年、T14年、S24年、S44年: 「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)
 出典) S53年、H1～2年: 第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)
 出典) H6～7年: 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)
 備考) H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。
 備考) 出典により、面積測定方法に違いがある。
 瀬戸内海における干潟面積の推移

瀬戸内海関係地域での実施事例

年	面積 (ha)
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,710

出典) S53年、H1～2年: 第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)
 出典) H6～7年: 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)
 備考) H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。
 備考) 出典により、面積測定方法に違いがある。
 瀬戸内海における藻場面積の推移

進捗状況を示すデータ											
項目1	干潟の面積							単位	ha	対象地域	瀬戸内海
年	M31	T14	S24	S44	S53	H1-2	H6-7				
	25190	20490	15200	15000	12548	11734	11710				
項目2	藻場の面積							単位	ha	対象地域	瀬戸内海
年度	S53	H1-2	H6-7								
	12548	11734	11710								
項目3								単位		対象地域	
年度											

No	37	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要
担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室

施策の概要	<p>「新・生物多様性国家戦略」や「自然再生推進法」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の再生・創出を図る。</p> <p>閉鎖性海域における水環境の改善を図るため、浚渫工事等で発生する良質な土砂を活用した汚泥上への覆砂のほか、水質浄化施設(エアレーション施設等)の整備及び施設の改良を実施する。</p> <p>多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした、干潟、藻場、海浜の再生、創出等の自然再生事業を実施する。</p>
-------	---

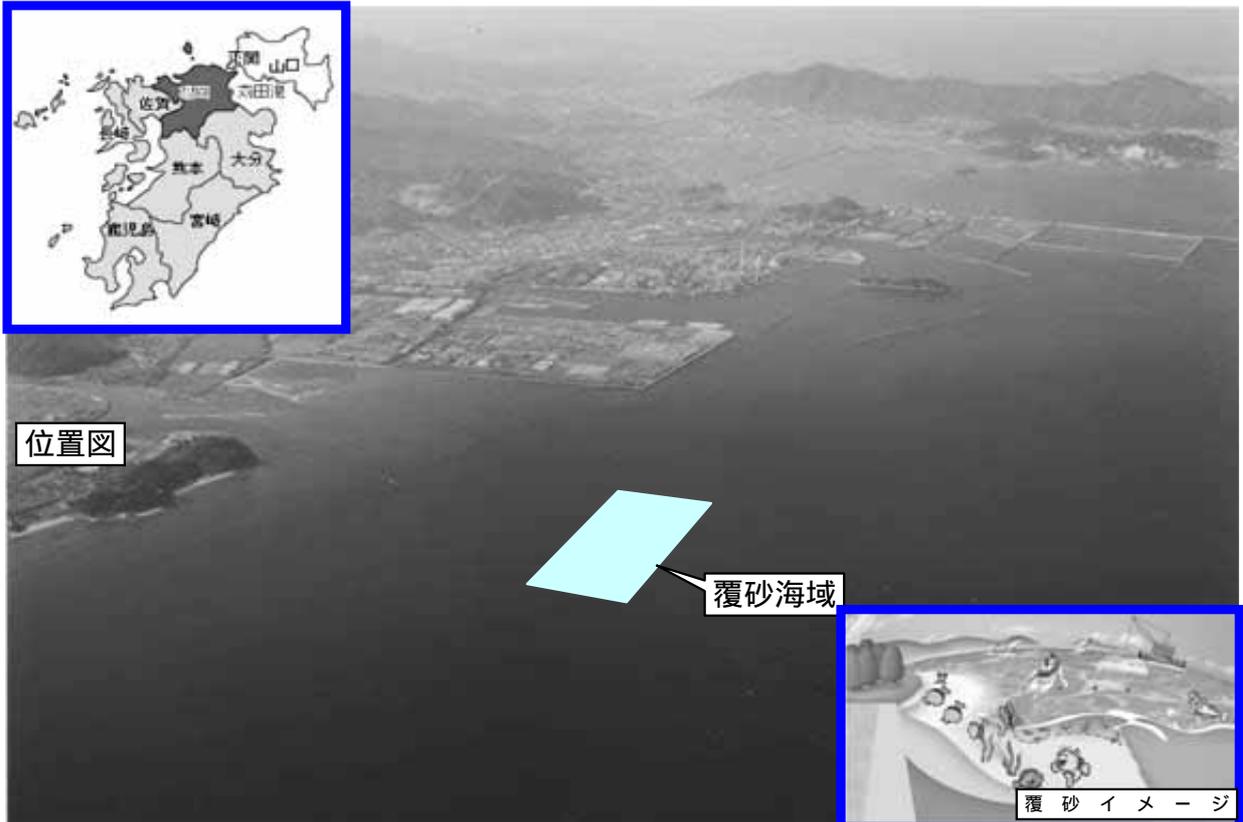
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業</p> <p>(1)事業の概要 苅田港周辺では水質・底質の汚染が進んでいるため、瀬戸内海西部区域の底質浄化事業の一環として覆砂を行い、水質・底質の改善を図るものである。浚渫工事等により発生する良質砂で海底土を被覆するもので、長期的及び断続的に整備を行っている。 整備内容:覆砂 75ha 事業期間:平成5年度～平成20年度</p> <p>(2)事業の効果 覆砂区域においては、種々の底生生物が出現しており、覆砂による直接的な底質改善効果だけでなく、底生生物を餌とする魚介類の棲息・産卵に適した良好な生物環境が形成されている。また、底引網漁獲物やエビ刺網漁獲物は、覆砂区域での種類数・漁獲量が多く、底質環境の改善により生態系の回復を促すとともに、水産資源量の増大等の効果も出ている。</p> <p>尾道系崎港(海老地区、百島地区、灘地区、浦崎地区)海域環境創造・自然再生等事業</p> <p>(1)事業の概要 航路浚渫工事の土砂を活用して、干潟を造成することで、水質等の改善を図るとともに、豊かな生態系を創出するものである。 整備内容:海浜(干潟) 約70ha 事業期間:昭和59年度～平成19年度</p> <p>(2)事業の効果 干潟を造成したことで大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ																
項目1											単位		対象地域			
年度																
項目2											単位		対象地域			
年度																
項目3											単位		対象地域			
年度																

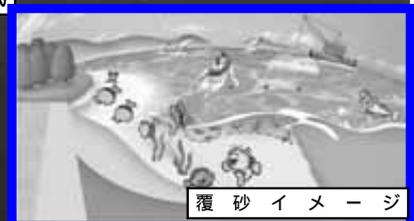
瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業



位置図

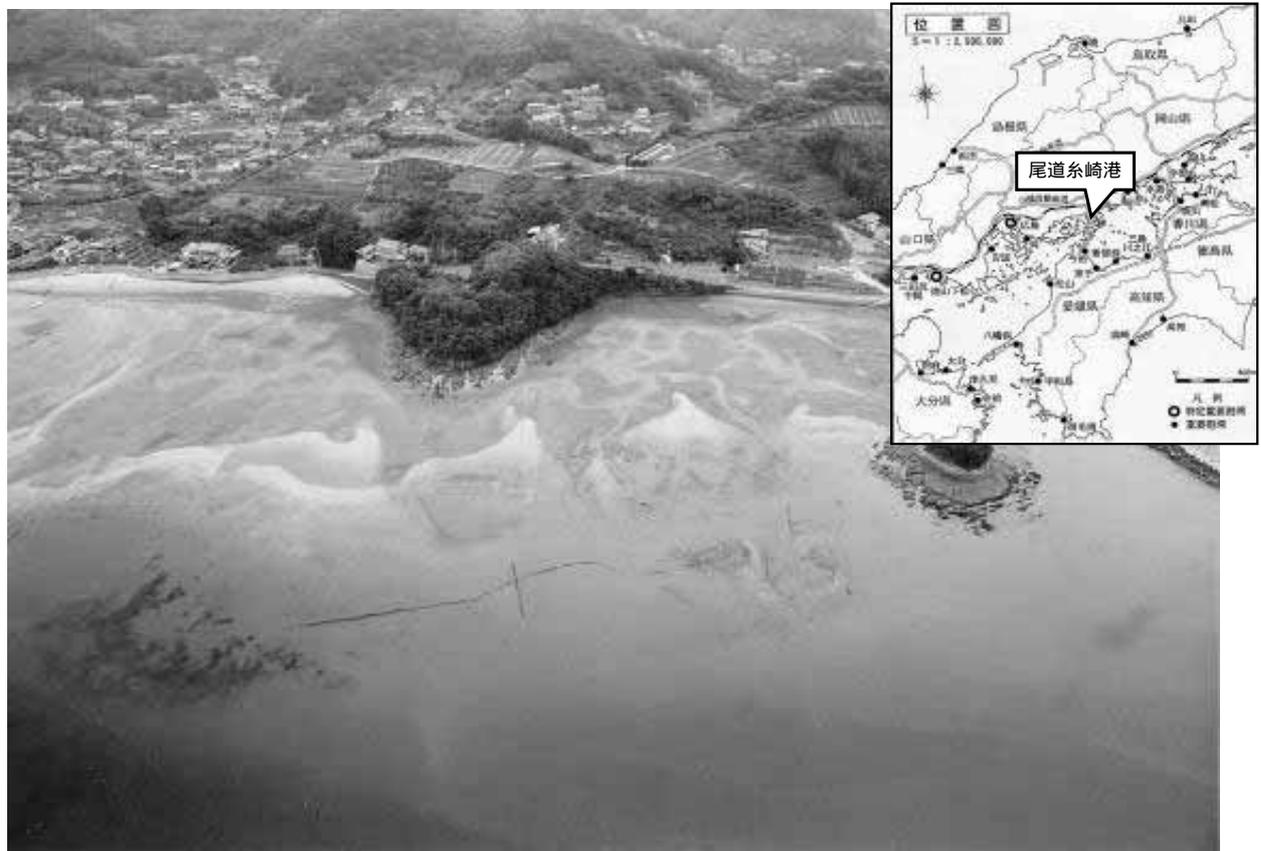


覆砂海域



覆砂イメージ

尾道系崎港(海老地区、百島地区、灘地区)海域環境創造・自然再生等事業



尾道系崎港

No	38				No(再掲)								
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について												
担当部局	環境省自然環境局野生生物課												
施策の概要	<p>1)鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法とする)第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定される。鳥獣保護区には、環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものがある。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2)鳥獣保護区内では、狩猟による鳥獣の捕獲は禁止される。</p> <p>3)特別保護地区内では、工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採等鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼす行為は、国指定鳥獣保護区については環境大臣、都道府県鳥獣保護区については都道府県知事の許可が必要である。</p> <p>4)平成18年3月末現在で、国指定鳥獣保護区は66箇所(538,150ha)に指定され、うち特別保護地区は53箇所(145,521ha)に指定されている。</p>												
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>国指定浜甲子園鳥獣保護区及び同特別保護地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地:兵庫県西宮市 指定年月日:昭和53年11月1日 面積:30ha(うち特別保護地区は、12ha) 当該区域の自然環境及び指定目的: <p>当該区域は、大阪湾に注ぐ鳴尾川河口西部に位置する約1.5haの干潟と地先の水域を含んでいるが、この干潟は、大阪湾に残存する数少ない干潟のひとつである。ゴカイ、イソガイ等の海棲底生成物が豊富なため、シギ・チドリ類の重要な餌場であることから、オバシギ、キアシシギ、オオソリハシギ等多くのシギ・チドリ類の集団渡来地となっている。また、カモ類やカモメ類の渡来地としても重要である。このように、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、渡り鳥の保護を図っている。</p>											
		項目1									単位	対象地域	
		年度											
項目2									単位	対象地域			
年度													
項目3									単位	対象地域			
年度													

No	39			No(再掲)			
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -			該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -		
施策名	保護水面制度の概要						
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課						
施策の概要	<p>1 保護水面は水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。</p> <p>2 保護水面を指定は、都道府県知事又は農林水産大臣が行い、都道府県知事が保護水面を指定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県知事又は農林水産大臣は、保護水面が基準に適合しなくなったときその他情勢の推移により必要が生じたときは、保護水面の区域の変更又は指定の解除をするものとする(都道府県知事の場合は、農林水産大臣の同意が必要)。</p> <p>4 指定に際して、都道府県知事又は農林水産大臣は、増殖すべき水産動植物の種類並びに増殖の方法及び増殖施設の概要、採捕の制限又は禁止の内容等からなる管理計画を定めなければならない。 都道府県知事は、保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。 保護水面の管理は、当該保護水面を管轄する都道府県知事又は農林水産大臣が行う。</p> <p>5 保護水面内での工事等については、管理者の許可または管理者への協議が必要とされている。</p> <p>6 平成18年3月現在、全国で116の保護水面が設置されている。</p>						
瀬戸内海関係地域での実施事例	兵庫 三原郡西淡町地先 兵庫 三原郡南淡町地先 岡山 邑久郡牛窓町地先 岡山 玉野市番田地先 岡山 笠岡市高島地先 広島 豊田郡東野町地先 広島 安芸郡倉橋町地先 山口 豊北町阿川地区 山口 阿武町宇田郷地先 山口 岩国市柱島地先 山口 上関町八島地先 山口 秋穂町竹島地先 山口 豊浦町厚島地先 香川 詫間町粟島地先 香川 坂出市王越町地先 香川 観音寺市伊吹町地先 愛媛 中島町二神地先 大分 宇佐市四日市地先 大分 宇佐市柳ヶ浦地先 大分 宇佐市和間地先 大分 東国東郡国見町地先 大分 東国東郡姫島村地先 大分 安岐町・武蔵町地先 大分 速見郡日出町地先 大分 佐賀関町地先 大分 津久見市仙水地先 大分 津久見市保戸島地先 大分 上町地先 大分 大分市大野川 大分 佐伯市番匠川 大分 大分市大分川						
進捗状況を示すデータ							
項目1	保護水面の数			単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H15	H16	H17				
	32	32	32				
項目2				単位		対象地域	
年度							

No	40				No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-
	該当箇所番号(再掲の場合)				3	-

施策名	水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み
担当部局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課

施策の概要	<p>【藻場・干潟の役割】 藻場・干潟は、水産資源の産卵・育成・生息の再生産サイクルの場、海洋生態系における基礎生産を構成する動物プランクトンや海藻類等の餌生物が豊富な場、生物による海水中の有機物の分解や窒素・りん等栄養塩の吸収による水質浄化の場として、海洋生物にとって不可欠且つ重要な役割を担っている。</p> <p>【現状】 沿岸域の工業地帯や都市の整備・開発による藻場・干潟の大幅な減少が、海洋生態系を破壊し、海洋の生産力及び環境浄化機能を低下させたことによって、沿岸域で漁獲される有用な魚介類の再生産サイクルが機能不全となり、漁獲量の減少に歯止めが掛からない状況である。</p> <p>【施策】 これまで漁獲をメインとした魚礁設置による漁場整備から有用な魚介類の幼稚仔魚の成育場等となる増殖場の整備や環境保全創造への重点化を図るとともに、漁港においても自然環境に配慮した整備に取り組んでいる。平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画では、平成14年度から平成18年度までの5年間で概ね5千haの藻場・干潟を新たに保全・創造することを目標として取り組んでいる。また、藻場・干潟は、水産業へ寄与することのみならず、良好な地球環境を維持する上でも極めて重要な役割を有することから、平成15年度から「豊かな海の森づくり事業」として水質浄化機能を有する藻場・干潟の保全・創造を強力に推進している。さらには、資源管理や種苗放流の取り組みと漁港漁場整備事業との連携を図って、効果的・効率的な水産資源の回復を図るとともに、持続可能な水産業を目指している。</p> <p>【増殖場の整備及び環境保全創造】 資源の回復・増大を図る魚介類に応じ、以下の手法を組み合わせ整備している。</p> <p>(1)藻場造成 自然石や藻礁(海藻類が着生しやすく加工したブロック等)の設置 アマモ類の繁茂を目的とした覆砂 砂の巻き上がりによる濁り(海藻類の光合成を阻害)を防ぐための潜堤等の設置(静穏域の確保)</p> <p>(2)干潟造成 ヘドロ化した干潟漁場における覆砂 砂の流出防止のための潜堤等の設置</p> <p>(3)底質改善 海底のヘドロやゴミ等の堆積物の除去 潮の流れを活性化させることによってヘドロ等の堆積を防ぐための作れい 堆積した有機物の分解を促進させるための耕うん 貧酸素水塊の発生を防ぐためや浅海域の確保のための客土(海底の嵩上げ)</p> <p>(3)その他の増殖場 産卵親魚及び幼稚仔魚の保護のための保護礁の設置(禁漁区域等) 産卵の場を確保するための産卵礁の設置 幼稚仔魚の成育に必要な餌生物の発生を促進する貝殻、瓦、石材、木材等で加工した餌料培養礁の設置</p> <p>(4)その他 漁港岸壁や防波堤周囲に水産資源の産卵・育成・生息の場を確保するための自然石や藻礁の設置</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	東備地区特定漁港漁場整備事業(H14~H21)
	<p>1. アマモ場再生のため生育環境の改善 潜堤設置、海底面嵩上げ、覆砂(アマモ生育に適正な水深帯及び底質の確保) 消波施設(波浪軽減対策のための静穏域の確保)</p> <p>2. 幼稚仔魚の保育場及び未成魚・成魚生息場の整備 カキ殻で加工した餌料培養礁の設置 誘導礁、滞留礁の設置</p> <p>3. 種苗放流と資源管理との連携</p> <p>4. 事業効果 アマモ場造成等により、カキ養殖、底びき網漁業の両立が可能となり生産性が向上 ・海底耕耘等により養殖カキの成長早まる 3年生産 2年で出荷 ・カキ生産量 2,119t(H11) 2,141t(H15) ・メバル・カサゴの漁獲量 22t(H11) 20t(H15) 事業後84t(H22) 水質の浄化(チッソの除去) 約700人分の年間汚水量の処理能力に相当</p>

進捗状況を示すデータ											
項目1										単位	対象地域
年度											
項目2										単位	対象地域
年度											

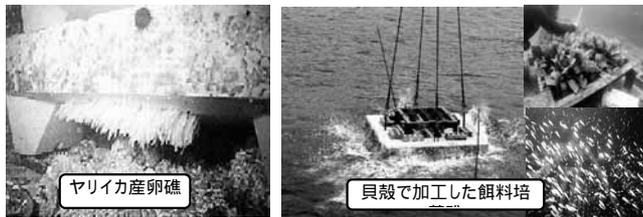
藻場役割



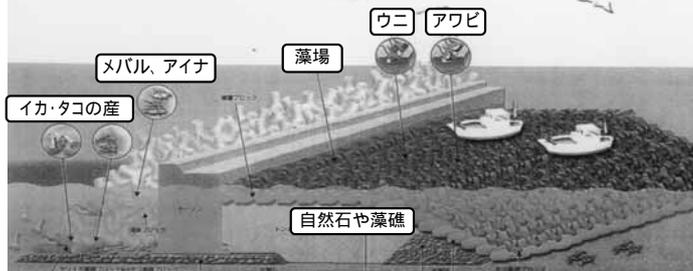
干潟の役割



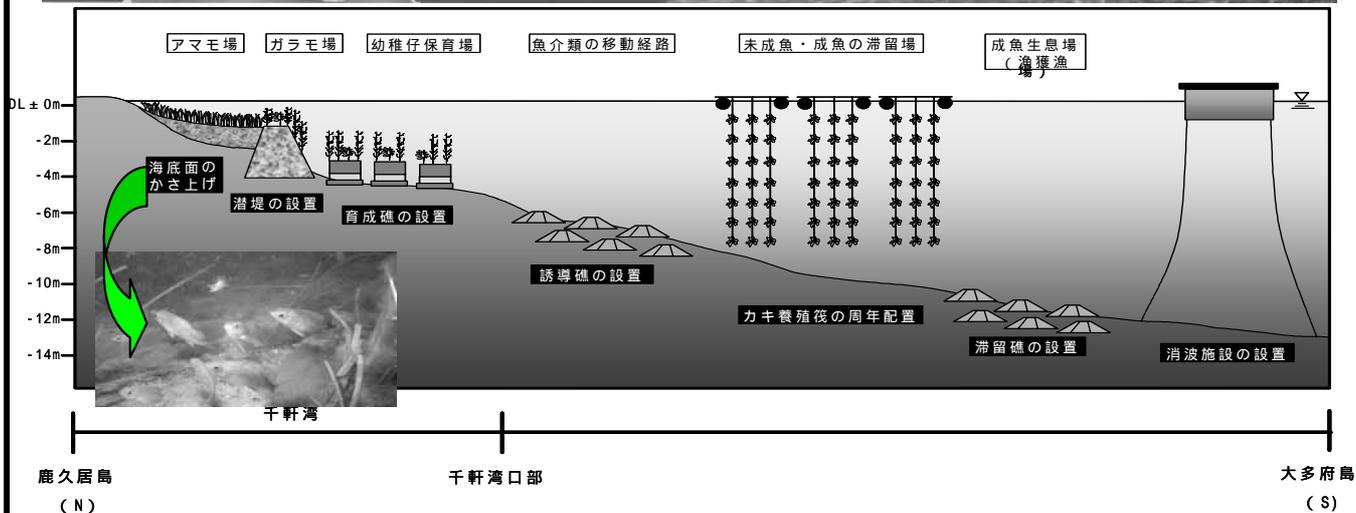
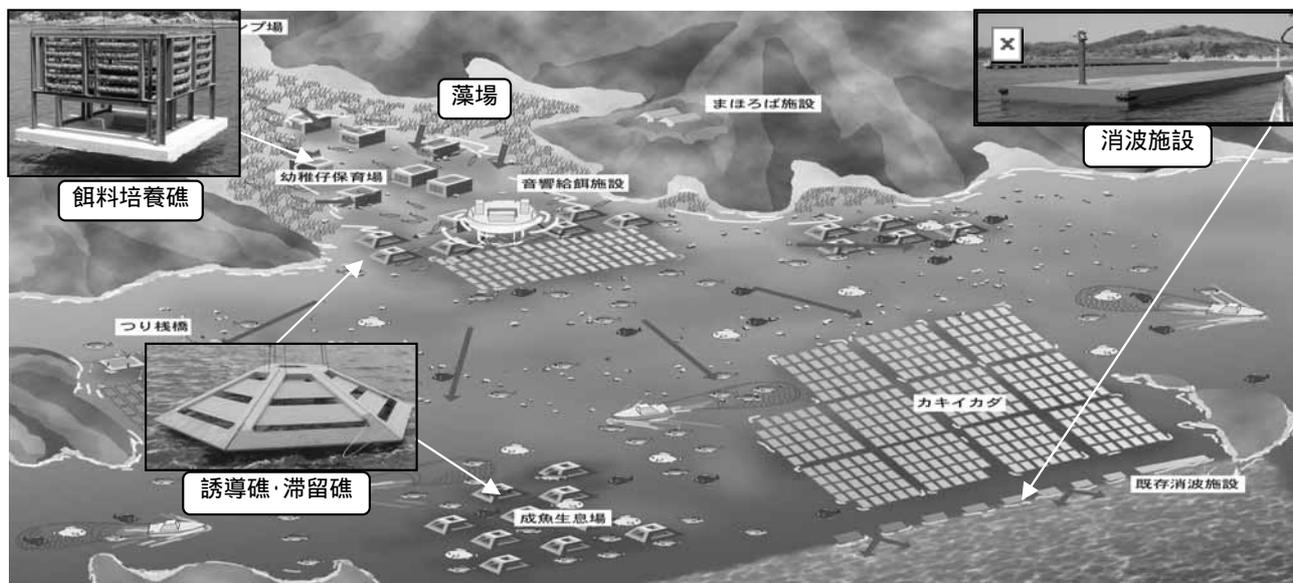
産卵礁・餌料培養礁の事例



自然環境に配慮した漁港整備



瀬戸内海関係地域での実施事例(岡山県東備地区)



No	41	No(再掲)	57
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 8 -

施策名	瀬戸内海環境修復計画の概要
-----	---------------

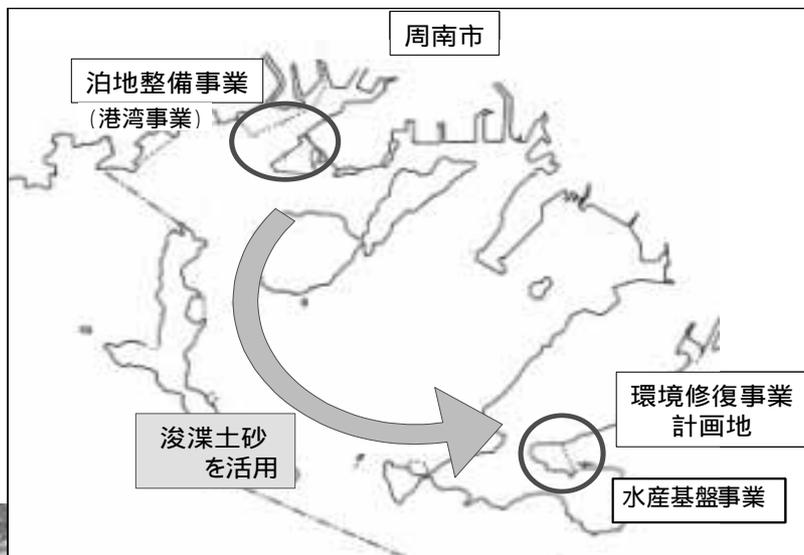
担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室、水産庁漁港漁場整備部計画課
------	-------------------------------

施策の概要	<p>過去に策定された「瀬戸内海における港湾及び海域の環境保全・創造の基本的考え方(旧運輸省)」や「瀬戸内海環境保全基本計画(環境省)」等においては、過去に失われた環境の修復の必要性が謳われているものの、いずれも具体的な事業計画の提案まで踏み込んでいないこと、また、環境修復のみを目的とした事業は、その効果を定量的に評価することが容易でないことより、十分に進められていないのが現状となっています。</p> <p>このような背景から、国土交通省中国地方整備局及び水産庁漁港漁場整備部は、2ヵ年をかけて国土総合開発事業調整費(調査の部)により瀬戸内海の環境修復の方法について検討を行い、現時点での技術レベル等を踏まえ、将来瀬戸内海全体で効率的・効果的に環境修復事業を進める上での課題抽出及び解決のためのケーススタディを目的として、関係省庁の連携による、浅場(干潟・藻場等)の修復を目的とした具体的な事業計画モデルの検討を行いました。</p> <p>計画のアウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> 浅場(干潟・藻場等)の修復目標量の設定 瀬戸内海全域で平成16年度より今後20年間で干潟・藻場等の面積を約600haを修復する。 湾・灘別の環境特性・課題の整理と対応方策の設定 湾・灘別の環境修復目標の設定方法の設定 浅場(干潟・藻場等)修復計画手法の設定 環境修復計画における合意形成手法の設定 瀬戸内海における環境修復の効率的な推進手法の設定
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> パイロット事業の実施【大島干潟造成を推進】 徳山下松港新南陽地区多目的国際ターミナル整備事業における泊地浚渫工事で発生する土砂を有効活用し、港湾部局と水産部局とが連携し、アサリの生育場として継続的に活用できる干潟の整備を行う。 (港湾部局) 潜堤、土砂投入及び投入土砂の流出防止策 (水産部局) 水産振興策及び維持管理 シンポジウム、環境学習などによる啓蒙活動の推進
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1									単位		対象地域		
年度													
項目2									単位		対象地域		
年度													
項目3									単位		対象地域		
年度													

【徳山下松 大島干潟】



干潟の完成イメージ 鳥瞰図(干潮時)

No	43	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出
-----	---------------------

担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	----------------

施策の概要	<p>効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出を目的に「渚の創成」を実施している。</p> <p>渚の創成 一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。</p>

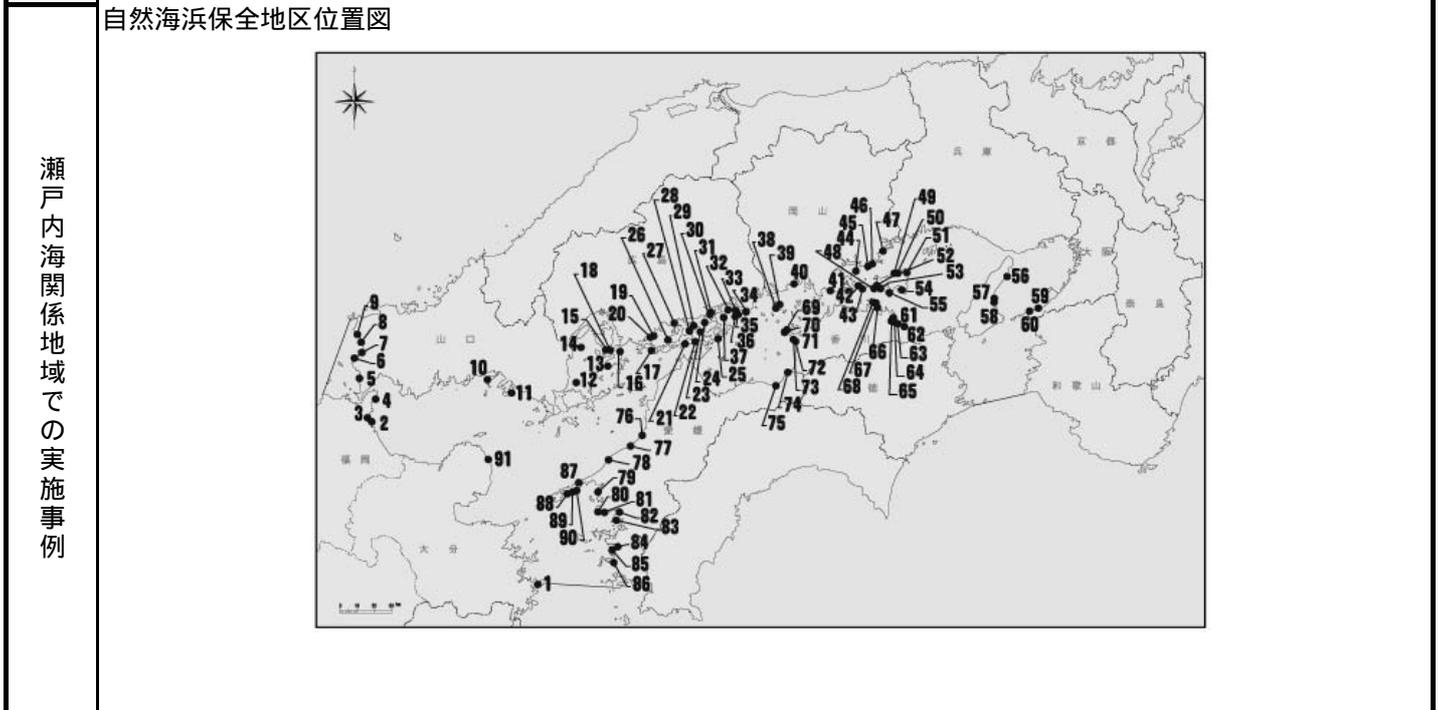
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>渚の創成 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに1箇所を選定している。 うち、平成17年度は1箇所を実施中。</p> <p>実施中……屋釜海岸【香川県】</p>

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	44	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	自然海浜保全地区制度の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

施策の概要
 瀬戸内海においては、各種の開発等によって、自然海浜の減少が著しいことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することは、緊要の課題となっている。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、
 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。
 について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。
 これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、平成15年3月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。

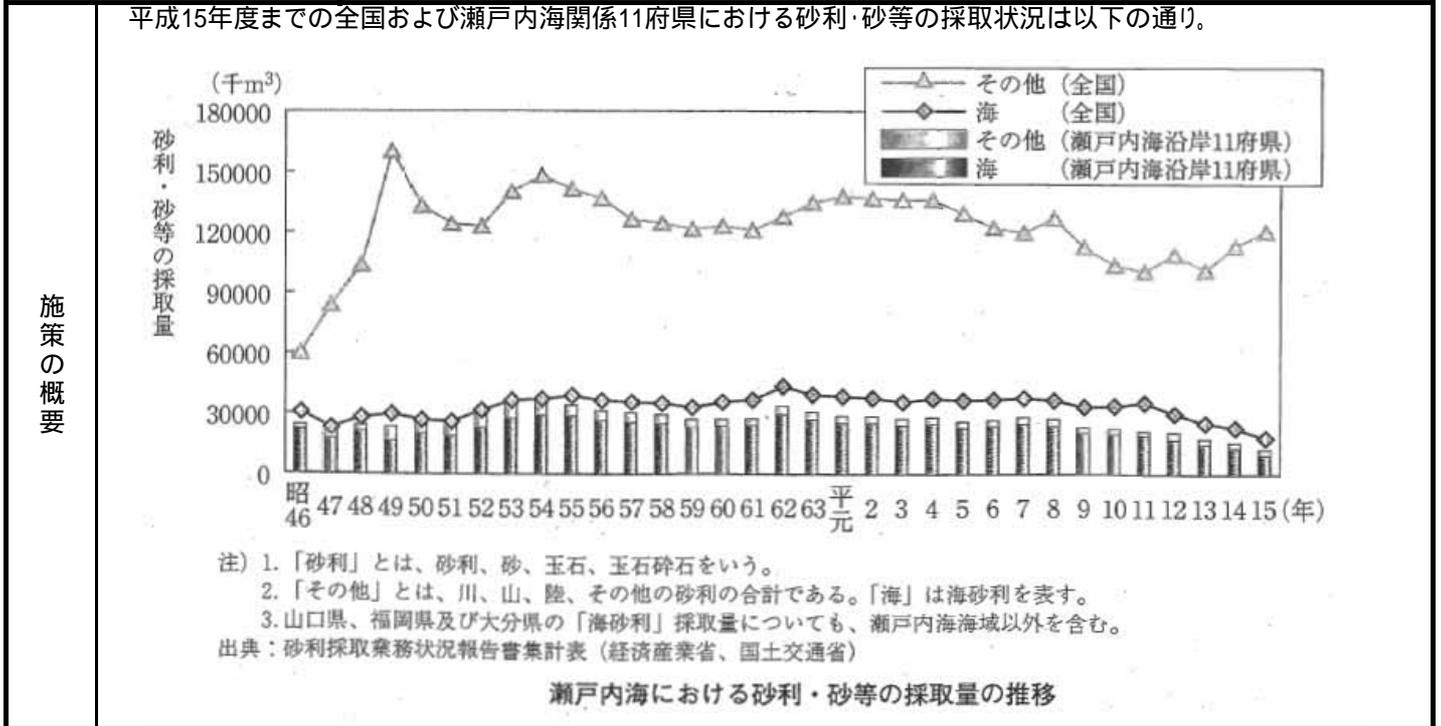


進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	45	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 -

施策名 瀬戸内海における海砂利採の状況

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室



平成15年度の府県別砂利採取量は以下の通り。
 なお、瀬戸内海関係府県においては、海砂利の採取認可を行わないこととする府県が増えている。（香川県が平成17年度から、愛媛県は平成18年度から採取禁止）

表 府県別砂利採取量（平成15年度）

（単位：千m³）

	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分
海	0	0	0	0	0	1,468	0	2,324	2,530	3,052	507
その他	291	343	346	183	38	12	1,033	17	3	144	424
計	291	343	346	183	38	1,480	1,033	2,341	2,533	3,196	931

注) 1. 「砂利」とは、砂利、砂、玉石、玉石砕石をいう。
 2. 「その他」とは、川、山、陸、その他の砂利の合計である。「海」は海砂利を表す。
 3. 山口県、福岡県及び大分県の「海砂利」採取量についても、瀬戸内海海域以外を含む。
 4. 数値は四捨五入してある。
 出典：砂利採取業務状況報告書集計表（経済産業省、国土交通省）

進捗状況を示すデータ

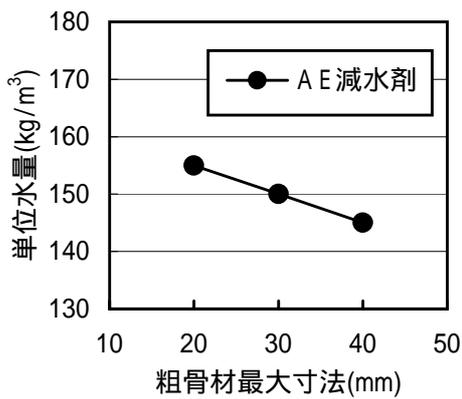
項目1		単位		対象地域	
年度					
項目2		単位		対象地域	
年度					
項目3		単位		対象地域	
年度					

No	46	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -
施策名	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について		
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室		
施策の概要	<p>瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質・底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにすることを目的に平成6年から平成13年にかけて「瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査」を実施した。</p> <p>1. 調査項目及び結果 濁りの発生等水質の変化 < 結果 > 砂利採取船から排出される余水の拡散は潮流の強弱や底質の底泥率、採取船の運転状況等によりかなりの差が生じていた。PH、COD、溶存酸素濃度及び栄養塩類(窒素・磷)等について、余水及び周辺海域で調査した結果、水質の変化は余水口周辺の狭い範囲以外にはほとんど認められなかった。</p> <p>海底地形、底質の変化 < 結果 > 備讃瀬戸(榎島南東海域)の砂利採取区域では、その区域の大半で砂利採取前の水深から、-20m程度水深が増大していることが確認された。 三原瀬戸(大久野島東海域)の砂利採取区域では、採取前に存在していた-3m~-20mの砂堆が消滅し、大半が-40mを超える水深となり、底質が明らかに礫化している区域が確認された。礫化の原因としては、海砂利採取に伴い不要物として排出された礫分(礫や貝殻等)が潮流にも流されず、採取区域内やその周辺に堆積したままと考えたものと考えられる。また、備讃瀬戸底生生物調査時に併せて採取前後における海底地形の変化を調査したところ、採取の1年後でも海底地形に大きな変化はなく、凹凸地形の埋め戻しや平準化は容易に生じるものではないと考えられた。さらに、燧灘底生生物調査において、海底地形及び底質について昭和元年当時の既存データと比較したところ、水深の増大と凹凸地形は過去に砂堆があった範囲のほぼ全域に及び、底質は、砂分主体から砂礫分主体に変化していることが確認された。</p> <p>底生生物(マイクロベントス)への影響 備讃瀬戸底生生物調査においては、実際に行われている海砂利採取と比較して面積、深さはかなり小規模であるが、試験的に表層砂利を採取し、その前後における底生生物の経時変化を調査した。その結果、種類数、個体数など底生生物への影響は数ヶ月に及び、時間的経過と共に回復していく様子が伺えた。 燧灘(大三島南海域)底生生物調査においては、調査地点を、現在の砂利採取認可区域、過去の砂利採取認可区域及び設定履歴のない区域に区分し、底生生物の種類数、個体数等を比較したところ、現在の認可区域を中心とした範囲で明らかに少なく、海砂利採取による影響が確認された。一方で、過去の認可区域では、設定履歴のない区域との差が見られず、影響からの回復が進んでいることが伺えた。 これらのことから、底生生物への影響については、採取の規模や方法等により差異があり、また、砂層の保持など底生生物</p>		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>イカナゴへの影響 イカナゴが夏眠・産卵場として好んで選択する海砂利の粒度範囲とコンクリート用細骨材の標準粒度の範囲が重なっており、海砂利採取の影響が懸念されている。 備讃瀬戸海域で実施したイカナゴの卵稚仔調査及び過去の岡山県の調査結果を総合すると、イカナゴ発生量は昭和50年代に入って大きく低下し、現在まで低いレベルのままで推移していることが確認された。 一方、備讃瀬戸の燧灘の播磨灘・大阪湾にもイカナゴの夏眠場・産卵場があるが、ここでは砂利採取は過去30年以上行われていない。兵庫県の調査によると、備讃瀬戸でみられたような昭和50年代に入ってからイカナゴ発生量の大きな低下は播磨灘・大阪湾ではみられず、昭和60年以降は大きく増加している。この60年頃より、調査時の採取方法の変更や資源管理型漁業の導入などがあり、過去のデータと直接比較は困難であるが、イカナゴ発生量自体が増加しているものと考えられる。 イカナゴ発生量が減少する要因としては、漁獲による減少、水質や夏眠・産卵場である底質等の変化による生息環境の悪化などが考えられる。備讃瀬戸では、イカナゴ漁獲量は昭和50年代の一時期には増大しているものの、昭和60年代以降はイカナゴ発生量の多かった昭和40年代前半より少し多い程度で推移しており、漁獲量と発生量との関係を見る限りにおいては、漁獲が大きな影響要因になっているとは考えられない。また、水質についても昭和50年代以降悪化傾向が見られないこと及びポンプ採取船の導入により昭和50年頃から砂利採取量が大幅に増大したことなどを考慮すると、イカナゴ発生量の低下は、大量の海砂利採取により夏眠・産卵場を奪ったことが最も大きな影響要因と考えられる。 また、イカナゴが魚食性魚類の餌として生態系の重要な地位を占めており、このようなイカナゴ発生量の低下は、海域生態系にも影響を与えてきたものと考えられる。</p> <p>2. 今後の対応 海砂利の賦存量・分布状況の把握と環境影響調査の実施 採取量の最小限化 環境への影響を及ぼすことが少ない採取位置、面積、期間等の制限 環境への影響のより小さい採取方法等の開発の促進等 海砂利代替材の安定確保と研究開発の促進等 海砂利採取跡地等への保全</p>		

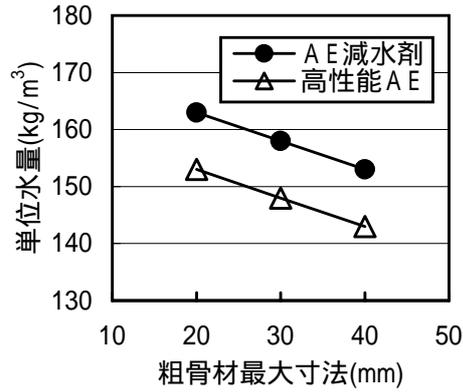
No	47				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	4	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	代替骨材の研究開発の取り組みについて											
担当部局	独立行政法人土木研究所技術推進本部構造物マネジメント技術チーム											
施策の概要	<p>従来、瀬戸内海近郊の地域では、レディーミクストコンクリートに使用する細骨材に瀬戸内海の家砂を使用してきた。瀬戸内海の家砂の採取規制により、コンクリート用細骨材が不足する事態となっており、代替骨材に関する検討として以下の研究を行ってきている。</p> <p>(1)コンクリート用細骨材への砕砂の有効利用技術の検討(H12) 砕砂は海砂に比較して粒子形状が悪く、コンクリートの単位水量が増加するが、高性能A E減水剤を使用することで対応が可能であることが分かった。</p> <p>(2)現在の骨材品質規格を一部満足しない規格外細骨材の有効利用技術の検討(H15～17) 品質規格を満足しない細骨材を多数収集して、コンクリートの品質に与える影響について実験的検討を行った。この結果、細骨材の種類によってはフレッシュ性状に影響を与えるものがあるが、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は小さく、有効利用への可能性を示した。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>骨材の供給は海砂利については減少する一方、砕石は増加している。(瀬戸内海関係地域での具体的数値については不明) (海砂利:H12年度66百万トン H14年度50百万トン、砕石:H12年度431百万トン H14年度454百万トン(出典:経済産業省製造産業局推計))</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												

(1) 砕砂の有効利用技術の検討

- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



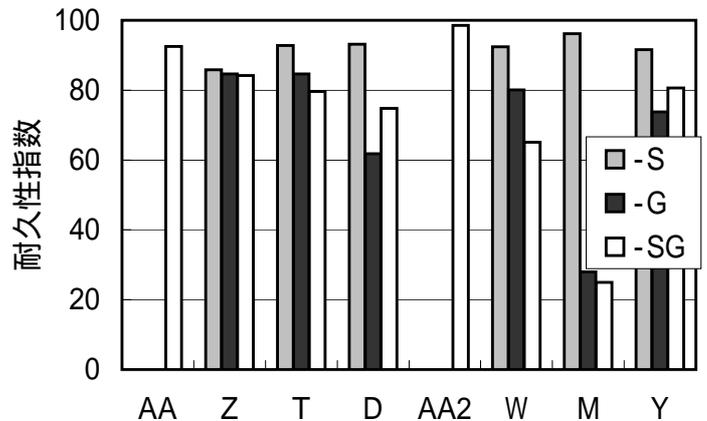
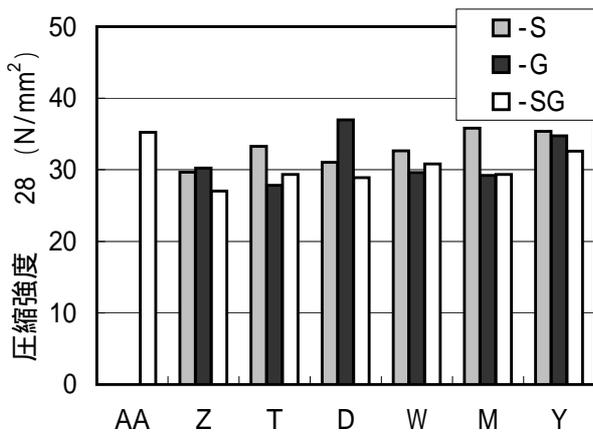
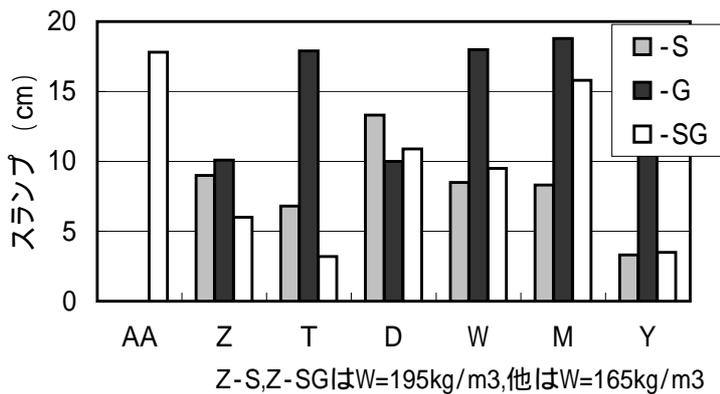
(1) 川砂



(2) 砕砂A

(2) 規格外細骨材の有効利用技術の検討

- ・品質規格を満足しないZ,T,D,W,M,Yの6種類の細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい



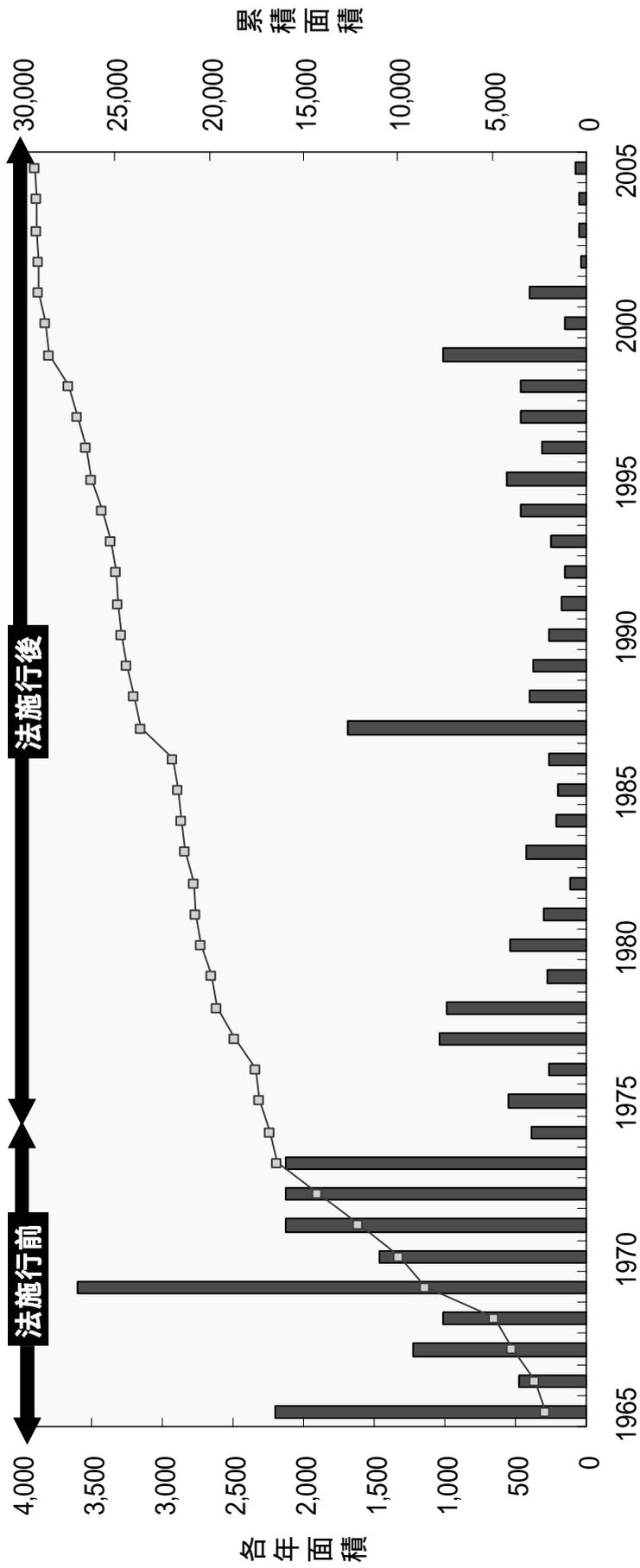
No	48	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海の埋立の状況
-----	------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

施策の概要	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法第13条に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立の免許又は承認に当たって、関係府県知事は瀬戸内海の特異性に十分配慮しなければならないこととされている。本規定の運用のため、昭和49年5月の瀬戸内海環境保全審議会の答申を受け「埋立ての基本方針」が策定された。</p> <p>【埋立の基本方針の概要】</p> <p>・瀬戸内海における埋立は厳に抑制すべきであり、やむを得ず認める場合にも以下の基本方針が運用されるべきである。</p> <p>(1) 全ての海域において一般的配慮事項を確認すること</p> <p>・一般的配慮事項： 水質汚濁による影響が軽微なこと等、生態系、自然景観への影響が軽微なこと等、漁業への影響が軽微なこと等</p> <p>(2) 下記の区域において、埋立を極力避けること</p> <p>・環境保全上の指定地域(自然公園法による特別地域、自然環境保全法による特別地域、鳥獣保護法による特別保護地区、名勝天然記念物など)、その他法律で指定された漁業保全上の地域</p> <p>(3) 特定海域において、留意事項に適合しない埋立はできるだけ避けること</p> <p>・留意事項： 公害防止、環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの、汚濁負荷量の小さいもの</p> <p>特定海域：大阪湾奥部、播磨灘北部、播磨灘中央部のうち香川県側、水島灘、燧灘のうち愛媛県側、安芸灘のうち広島県側及び広島湾</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p> <p>平成16年11月2日から平成17年11月1日までに免許・承認された埋立件数は39件、埋立面積は76,5haであった。このうち10haを超える埋立は2件であった。なお、これらの埋立による、藻場および干潟の消滅は無かった。</p>

進捗状況を示すデータ		詳細は裏面参照									
項目1	埋立免許面積の推移					単位	ha	対象地域	瀬戸内海		
年度	H13	H14	H15	H16	H17						
	398.2	35.2	49.5	43.9	76.5						
項目2	埋立免許件数					単位	件	対象地域	瀬戸内海		
年度	H13	H14	H15	H16	H17						
	76	42	40	50	39						
項目3						単位		対象地域			
年度											



(備考)

1 環境省調べ

2 1965～72年は1月1日～12月31日、1973年は1月1日～11月1日、1974年以降は前年の11月2日～11月1日の累計
(瀬戸内海環境保全臨時措置法は、1973年11月2日に施行)

3 図中の1971～73年の値は、3年間平均の数値である。

No	49	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 5 -

施策名	埋立に当たっての環境保全
担当部局	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室

施策の概要	面積50ha以上の公有水面埋立及び30ha以上の廃棄物最終処分場においては、環境影響評価法に基づき、環境影響評価を行うこととされている。その際には、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとされ、その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとされている。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	環境影響評価法の施行以降、瀬戸内海においては、徳島飛行場拡張事業及び徳島空港周辺整備事業、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業及び公共関与臨海部新処分場整備事業の3件について、環境影響評価手続きを完了している。
----------------	--

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	50	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	多自然型川づくり
-----	----------

担当部局	国土交通省河川局河川環境課、治水課
------	-------------------

施策の概要	<p>多自然型川づくりは、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいい、現在、災害復旧事業を含め全ての河川整備は多自然型川づくりとすることが基本とされている。</p> <p>多自然型川づくりにおいては、水理特性、背後地の状況等を十分踏まえた上で、生物の良好な成育環境と自然景観の保全・創出に配慮した適切な護岸工法を選択しているところ。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>広島市を流れる第一古川等において実施。</p> <p><具体的な実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬や淵を設け河道を蛇行させるなどし、変化に富んだ整備を実施。 ・治水上支障の無い範囲で極力樹木の保存や植樹を実施。 <p>等</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

No	51	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

<p>施策の概要</p>	<p>1)地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的な考え方及び望ましい監視の水準等についてとりまとめた地盤沈下監視ガイドラインを策定している。</p> <p>2)地盤環境保全施策に資するため、各都道府県における地下水の利用状況、地盤沈下等の状況を取りまとめ環境省ホームページにてその情報を公表している。</p> <p>3)国及び地方公共団体が実施した地盤沈下の測定結果について地方公共団体から報告を受け、これを基に全国の地盤沈下の概況を取りまとめている。</p> <p>4)地盤沈下など地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取規制に関する施策を推進している。</p> <p>5)地下水の流動や地盤沈下の発生の仕組みなど、地盤環境保全対策を検討するため必要な調査研究を行うとともに、地域の特性を踏まえた適切な地下水管理方策の検討を行っている。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	
-----------------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	km ²	対象地域	
年度												
項目2									単位	km ²	対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

No	52	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- -

施策名	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課

施策の概要	<p>1)環境基本計画 第2次環境基本計画(平成12年12月閣議決定)において、「環境保全上健全な水循環の確保」が21世紀初頭における環境政策の重点分野である「戦略的プログラム」の一つとして位置づけられており、この中では、流域ごとに、現在及び将来の社会経済の状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮した上で、災害や健康リスクを最小限にしながら、自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できるような新しい水循環の形を構築することを目指すこととしている。また、流域の都道府県、国の出先機関などの所轄行政機関が、流域の水循環系の現状について診断し、その問題点を把握して、環境保全上健全な水循環計画を作成し、実行することが重要であるとしている。</p> <p>平成17年度は、第2次環境基本計画の策定から5年後に当たり、経済・社会及び環境の現状を踏まえ、年度中に現行の環境基本計画を変更し、第3次環境基本計画を策定する予定であり、この中でも「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」は第2次環境基本計画に引き続き重点分野に位置付けられる予定である。</p>
	<p>2)関係省庁との連携 水に関係する5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)は、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議を設置し、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項についての検討及び整理を行ってきたところであるが、平成15年10月に省庁連絡会議の議論をとりまとめ、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として公表した。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示している。</p>
	<p>3)環境省の取組 平成16年度から、水循環計画策定等調査、水環境の健全性指標検討調査、水環境保全活動の普及支援事業の予算を確保し、環境保全上健全な水循環機能の維持回復に向けた取組を推進している。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目2	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目3	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					

No	55	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -

施策名	湖沼法改正の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課

施策の概要	<p>・湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすく、一度蓄積すると改善が容易でないため、河川や海域に比して湖沼の水質は顕著な改善傾向が見られない状況にある。また、富栄養化に伴い、各種の利水障害が生じている。このような湖沼の水質汚濁の要因は、多岐にわたっている。</p> <p>・湖沼水質保全のためには、従来からの水質汚濁防止法による規制だけでは十分ではないこと等にかんがみ、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)が制定された。</p> <p>・湖沼法では、環境大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、特に水質環境基準の確保が緊要な湖沼を指定し(指定湖沼)、指定湖沼では、都道府県知事が定める湖沼水質保全計画に基づき、下水道等整備などの生活排水対策、底泥しゅんせつなどの浄化対策を推進するとともに、新增設の工場・事業場からの排水に対する負荷量規制等を行っている。</p> <p>・これらの結果、湖沼に流入する事業場等からの汚濁負荷量は着実に削減されてきたものの、湖沼の水質改善は依然として芳しい状況にはないため、平成17年度に湖沼法が改正(平成17年6月22日公布)された。改正の概要は次のとおりである。</p> <p> 新增設の工場・事業場に適用されていた排水の負荷量規制を、既設の工場・事業場にも適用 農地・市街地等から流出する汚濁負荷の対策を推進する地区を流出水対策地区として指定し、非特定汚染源対策を推進 湖沼の水質改善に資する植物が生育している地区を湖辺環境保護地区として指定し、必要な規制を実施 湖沼水質保全計画の策定手続きに、関係住民の意見聴取を位置付け</p> <p>・現在、全国で10湖沼が指定湖沼に指定され、各々の湖沼水質保全計画に基づいて取組が進められている。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・児島湖(岡山県)が昭和60年度に指定湖沼に指定されており、以降、湖沼水質保全計画に基づき各種の対策が実施されている。</p> <p>・児島湖の現在の湖沼水質保全計画は平成17年度までとなり、平成18年度には改正湖沼法に基づき、次期湖沼水質保全計画が策定されることとなっている。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	56	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	下水処理水の再利用に関する取り組み
担当部局	国土交通省下水道部流域管理官

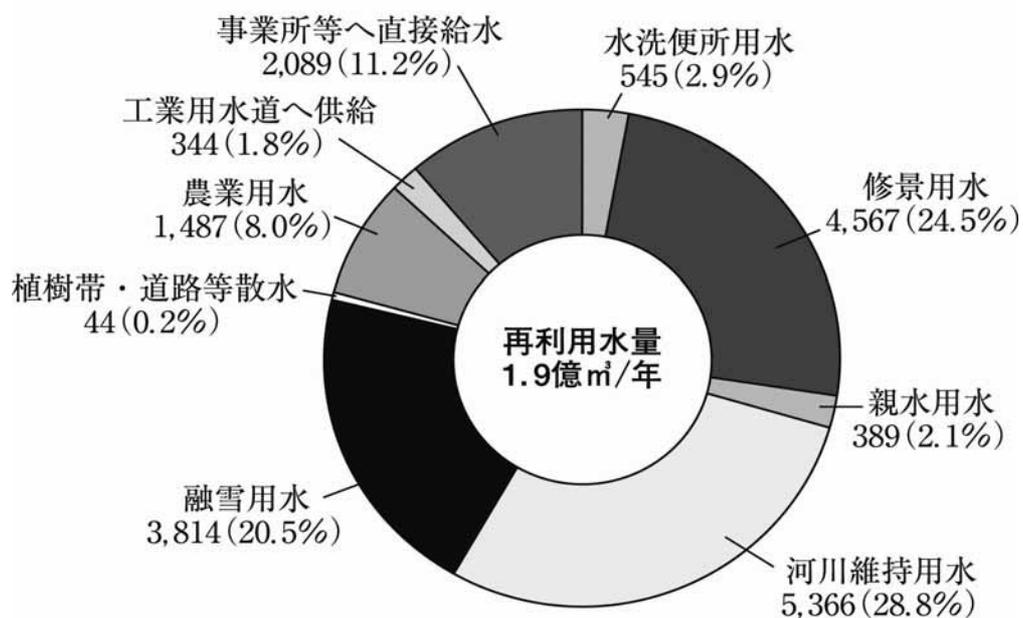
施策の概要	<p>1) 昭和55年度に「下水処理水循環利用技術指針(案)」を策定し、昭和56年7月に関係地方公共団体に通知。 平成元年度には処理水再利用の用途の多様化に対応すべく、「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル(案)」を策定。</p> <p>2) 更なる下水処理水再利用の重要性の高まりを受け、上記マニュアル等を見直し、平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定し、関係地方公共団体に事務連絡を発出。</p> <p>3) また、昭和54年度から関係省庁と協力して民間の行う雨水、汚水の循環利用を推進するために、財政的援助を実施。</p> <p>4) 下水処理水の再利用等により健全な水循環系の再生を図る事業に対し、新世代下水道支援事業制度により支援。</p> <p>5) 平成15年度は246の処理場において下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用されており、その水量は年間約1.9億m^3。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

用途別有効利用量の割合(平成15年度実績)

下水処理水用途別有効利用状況(万 m^3 /年)



No	58				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	8	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	榎野川干潟地区自然再生事業(補助事業)											
担当部局	自然環境局 自然環境計画課											
施策の概要	<p>自然再生事業</p> <p>自然と共生する社会を実現するために、優れた自然を保全することに加え、失われた自然環境の再生を積極的に推進することが必要である。このため、関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施する。</p> <p>環境省では平成17年度までに直轄事業として7地区、自然公園等整備費国庫補助金及び自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業を15地区、計22地区で自然再生事業を実施。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>榎野川干潟地区自然再生事業</p> <p>(1)山口県山口市仁保地区を源流とし、山口市内を經由して、山口湾に至る榎野川流域が対象。</p> <p>(2)上中流域からの浮泥流入、生活排水対策の遅れによる富栄養化等によりカキの異常発生が生じるなど干潟生態系の改変・改質が生じている。このため、干潟生態系に影響を及ぼしている流域全体の現況調査を行った上で、上流から下流までの環境関連施策を盛り込んだ産学官民にわたる多様な主体の連携・協働による流域構想を策定し、この構想に基づき、榎野川河口干潟の再生に必要な干潟機能調査、干潟機能回復現地実証試験等を実施し、生物多様性の確保、干潟浄化機能の回復等を図る。</p> <p>(3)産学官民からなる「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」及び「榎野川河口干潟再生小委員会」に、調査方針、手順、実施方法等を諮った上で、関係機関が連携・協力して、調査を実施し、自然再生推進計画を策定。</p> <p>平成14年度 河口干潟等流域の水質、生物調査、流域構想策定等</p> <p>平成15年度 干潟機能調査等の実施</p> <p>干潟機能調査の実施</p> <p>干潟機能回復工法検討</p> <p>平成16年度 現地実証試験の実施(置換、耕耘試験)及び効果確認と評価(必要に応じて)</p> <p>干潟機能回復詳細手法の決定</p> <p>(4)平成16年8月1日には榎野川河口干潟等の再生の取組を今後さらに効果的に進めるため、自然再生推進法に基づく「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」が設立され、計画段階から多様な主体の参画により自然再生事業が推進されている。平成17年3月には、自然再生全体構想を策定した。</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												

No	63			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	11	-	-
				該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	河床の汚泥の除去				
-----	----------	--	--	--	--

担当部局	国土交通省河川局河川環境課				
------	---------------	--	--	--	--

施策の概要	ダイオキシン類に汚染された河川底質の浚渫除去を実施している。				

瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、大阪府の神崎川等でダイオキシン類に汚染された底質を浚渫除去し、適正に埋立処分している。				

進捗状況を示すデータ						
項目1					単位	対象地域
年度						
項目2					単位	対象地域
年度						
項目3					単位	対象地域
年度						

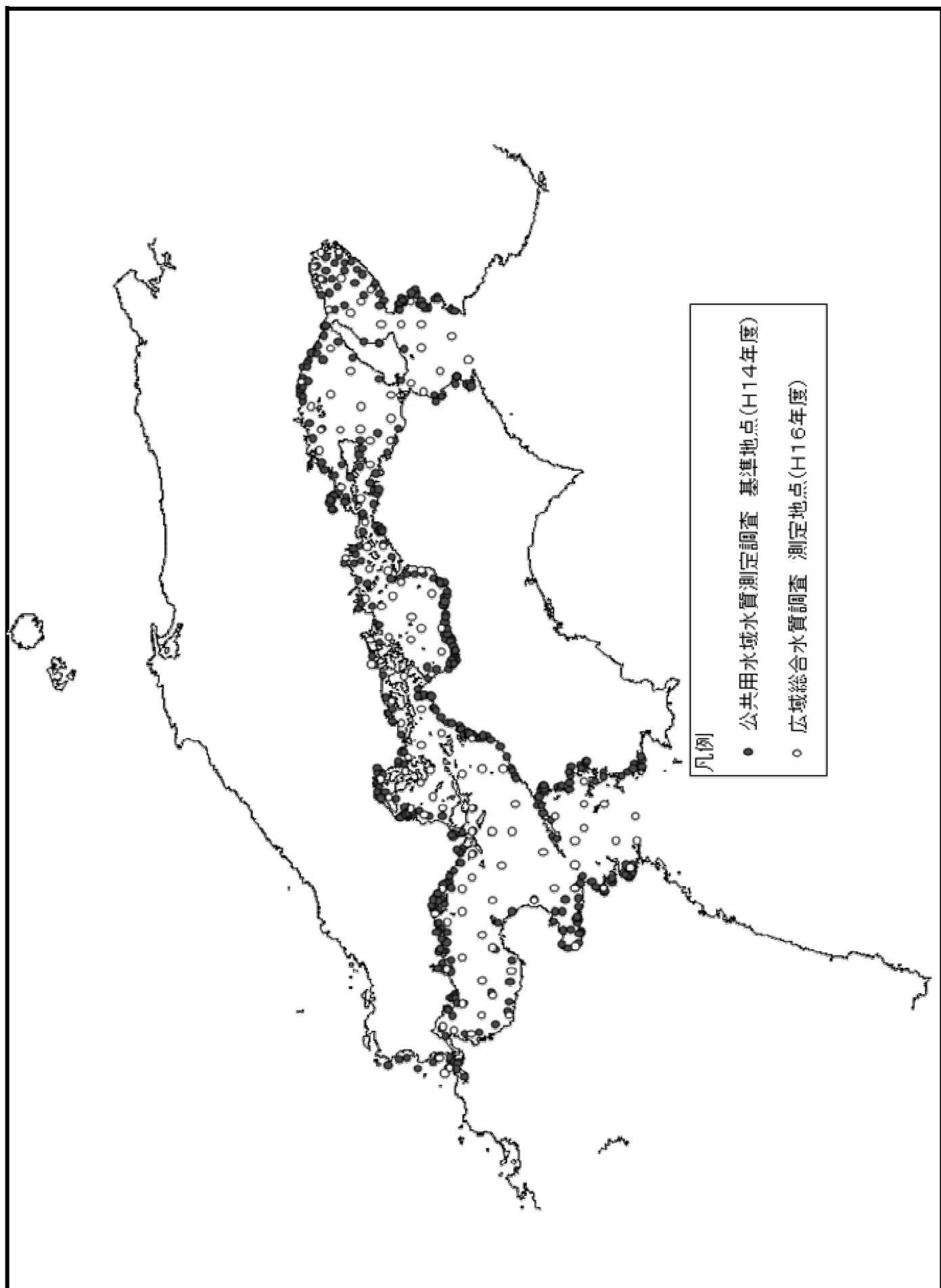
No	64	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 12 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室

施策の概要	<p>3. 各種モニタリングの実施および取りまとめについて</p> <p>(2) 公共用水域水質測定 水質汚濁防止法に基づき、地方自治体により、昭和46年より全国の公共用水域で汚濁状況の実態調査が実施されており、環境省においてとりまとめを実施している。その結果から、環境基準の達成状況をモニタリングしている。</p> <p>(1) 広域総合水質調査 水質総量規制の効果を把握するために東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、環境省が水質汚濁の実態調査を昭和54年より実施している。</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 指定水域における水質モニタリングの概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公共用水域水質測定</th> <th>広域総合水質調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>全国の公共用水域</td> <td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>水質(健康項目、生活環境項目)</td> <td>水質(生活環境項目)、底質</td> </tr> <tr> <td>測定点</td> <td>陸域に近い沿岸域を中心に配置</td> <td>海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置</td> </tr> <tr> <td>頻度</td> <td>原則として12回/年以上(1回/月以上)</td> <td>4回/年(春、夏、秋、冬)</td> </tr> <tr> <td>深度</td> <td> 表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ測定。 水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。 </td> <td> 水深5m未満の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 0.5m) 水深5m以上の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 1.0m) </td> </tr> </tbody> </table>		公共用水域水質測定	広域総合水質調査	対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質	測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置	頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)	深度	表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ測定。 水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。
	公共用水域水質測定	広域総合水質調査																
対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海																
調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質																
測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置																
頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)																
深度	表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ測定。 水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。	水深5m未満の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 0.5m) 水深5m以上の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 1.0m)																

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【公共用水域水質測定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CODについては、水質総量規制制度の開始時点から測定されている。 ・富栄養化の問題に対応するため、第5次総量規制より全窒素及び全リンが対象となっており、平成7年度から測定が開始されている。 ・瀬戸内海においては平成16年度で301地点(内大阪湾23地点)で水質測定を実施。
	<p>【広域総合水質調査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年よりCOD、T-N、T-P等の測定を実施。 ・瀬戸内海においては平成16年度124地点で水質測定を実施。

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													



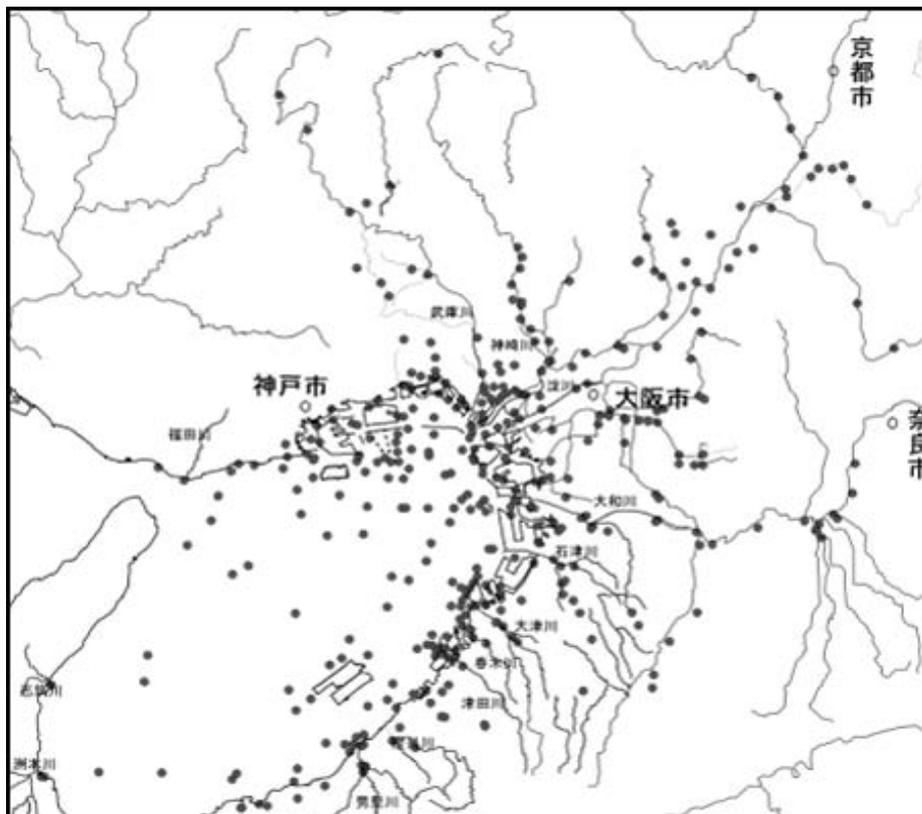
No	65	No(再掲)	69
該当箇所番号	3 - 12 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - 13 -

施策名	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

施策の概要	<p>1. 目的 大阪湾再生推進会議では、平成16年度より国・自治体・研究機関などとの連携をはかり、「大阪湾再生」水質一斉調査として、一年の中で最も水質汚濁が懸念される夏場の日、一斉に水質調査を実施している。 今回で2回目となる一斉調査では、平成17年8月2日に前回は上回る411地点で実施した。 この一斉調査には関係行政機関はもとより、土木学会の共同研究グループとの連携を強化すると共に、新たに臨海部に立地する企業や海辺で活動を行っている市民団体とも協働をすすめるなど、より多様な主体との連携を図り実施した。</p> <p>2. 実施時期 平成17年8月2日(火) 午前11時実施(一部 1, 3日実施)</p> <p>3. 共通測定項目 「大阪湾再生行動計画」では「魚庭(なにわ)の海」の復活を目標に掲げており、その実現に向けて生物生息指標であるD O(溶存酸素量)、塩分濃度、水温を海域の共通測定項目に設定。大阪湾に流入する河川では、陸域などから流入する汚濁負荷の指標であるCOD、窒素、りんなどを測定。第五管区海上保安本部では、流れの調査とともに、塩分濃度、水温、及び透明度などを測定。</p> <p>4. 期待される効果 大阪湾全体の環境負荷の全体像の把握(貧酸素水塊の発生分布など) 大阪湾の汚濁メカニズムの解明と藻場や干潟などの改善方策の効果的な対策手法の検討陸域からの流入負荷など、陸域と海域の関係の解明国、自治体、研究機関、企業、NPOによる環境モニタリングネットワークの構築 等</p> <p>5. 水質一斉調査市民参画マップ 今回の水質一斉調査は、『水質一斉調査市民参画マップ(WEB)』を活用し、NPO・市民団体との協働による情報の共有をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の「大阪湾再生 水質一斉調査」では、NPO、市民団体との協働をはかり実施。 ・市民の皆さんには行政が行う水質測定を補完する目的として、湾域各地において、「海の色、海辺の生き物、ゴミの様子」などの市民の視点によるモニターを実施。 ・その結果を下記の『水質一斉市民参画マップ』のWEBに画像やコメントを書き込んでいただく。 ・水質一斉調査に携わった行政職員や海で市民活動を行っている、より多くの市民の皆さんに、さらに感想などを書き込んでいただく。 ・水質一斉調査に携わった多くの行政機関・企業と、海辺で活動を行っている市民の方々とをつなぐ大阪湾モニタリングに関する情報基盤として、機能していくことをめざす。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>測定地点</p> <p>【海上】(計207地点) (実施機関) ・国土交通省近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、大阪府環境情報センター、大阪府港湾局、大阪府南大阪湾岸流域下水道事務所、大阪府立水産試験場、大阪市都市環境局、大阪市港湾局、堺市、兵庫県環境局、兵庫県土木局港湾課、神戸市、西宮市、尼崎市、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港株式会社、関西国際空港用地造成株式会社、関西電力株式会社、新日本製鐵株式会社、土木学会共同研究グループ(大学、企業等で構成)</p> <p>【河川】(計204地点) ・国土交通省近畿地方整備局、大阪府、兵庫県及び関係市</p> <p>共同研究グループでは空撮による温度測定も実施(淀川河口部～浜寺水路)</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ											
項目1										単位	対象地域
年度											
項目2										単位	対象地域
年度											



「大阪湾再生」水質一斉調査の概要



出展：大阪湾再生推進会議HP

No	67			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	13	-	-
	該当箇所番号(再掲の場合)			3	-

施策名	環境技術開発等推進費制度の概要				
担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室				

施策の概要	<p>1. 制度の目的 持続可能な21世紀社会の構築、環境と経済の好循環に向けて、環境技術・技術開発は重要な要素のひとつである。このため、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を支援することにより、環境研究・技術開発の推進を図るものである。</p> <p>2. 研究開発の対象分野 (1) 基礎研究開発 次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究 (2) 実用化研究開発 環境保全対策を講じる基礎としての対策技術の確立・普及を図るため、研究開発の終了後比較的短期間のうちに実用化が見込まれる環境研究・技術開発 (3) 自然共生型流域圏・都市再生技術研究 総合科学技術会議が策定する環境分野の推進戦略において、重点領域の一つに位置づけられている自然共生型流域圏・都市再生技術の研究 (4) 統合型研究開発 複数の環境問題を統合的に扱うことにより、ベストミックスの効果が期待される研究開発(上記(1)又は(2)の技術分野が対象とする環境問題を少なくとも1つ扱うものに限る。) (5) フィージビリティスタディ研究 若手研究者によるフィージビリティスタディ。上記(1)～(2)の全ての技術分野を対象とする。 (6) アスベスト飛散抑制対策に資する技術開発 アスベスト飛散抑制対策に資する新たな技術の早期の確立・普及を図るため、研究開発の終了後短期間のうちに実用化が見込まれる技術開発</p>
	<p>研究開発課題名： 閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化(環境修復技術のベストミックスによる物質循環構造の修復) 実施機関： 財団法人国際エメックスセンター、独立行政法人産業技術総合研究所、総合科学株式会社 研究開発期間： 平成13年度-15年度 研究開発の概要： 別途記載</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	研究開発課題名： 閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化(環境修復技術のベストミックスによる物質循環構造の修復)									
	実施機関： 財団法人国際エメックスセンター、独立行政法人産業技術総合研究所、総合科学株式会社									
研究開発期間： 平成13年度-15年度										
研究開発の概要： 別途記載										

進捗状況を示すデータ											
項目1	環境技術開発等推進費予算額						単位	対象地域			
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18					
	700	765	765	815	815	881					
項目2							単位	対象地域			
年度											
項目3							単位	対象地域			
年度											

No	70			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	13	-	-
				該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要
-----	---------------------------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

施策の概要	(背景) 瀬戸内海の一部の海域では、貧酸素水塊が発生しており、生態系保全上、問題となっているが、瀬戸内海の貧酸素水塊と産業排水や生活排水等の人為的要因との関連は解明されていない。また、同海域においては赤潮の発生やノリの色落ち被害が問題となっており、窒素・リンの削減対策から量的管理へと政策転換を図る必要がある。
	(調査目的) 瀬戸内海の課題に関する検討を進め、第7次総量規制基本方針への反映等を図り、瀬戸内海の環境保全施策の推進を図る。
	(事業内容) (1) 瀬戸内海における貧酸素水塊の発生に関し、汚濁負荷量の流入等の人為的な要因との関連を調査する (2) 瀬戸内海における有機汚濁物質と生物生息環境の長期的な変化を把握するため、過去の調査で収集した底質柱状試料に含まれる腐食物質及び生物遺骸を分析する。 (3) 瀬戸内海における干潟・藻場の減少の状況を把握するため、航空写真撮影及び地図調査により、瀬戸内海の干潟・藻場の実態を把握する。 (4) 瀬戸内海において窒素・リンの濃度レベルを適切に管理する手法を検討する。 (5) 森林の整備・保全が閉鎖性水域の環境改善に果たす役割を評価する。
	(年次計画) 平成18年度～20年度

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査

課題

- ・ 貧酸素水塊・赤潮
- ・ ノリの色落ち
- ・ 藻場・干潟の減少（水質浄化機能の低下）

- ・ 窒素・リンが過大
- ・ 窒素・リンの過小

必要な調査

- (1) 貧酸素水塊の発生と人為的要因との関連
- (2) 有機汚濁物質と生物生息環境の長期的変化
- (3) 干潟・藻場の実態
- (4) 窒素・リンの管理手法
- (5) 森林の整備・保全による閉鎖性水域の環境改善

対策

効果的な総量規制
瀬戸内海における効果的な保全対策

背景

〔中央環境審議会答申〕
第6次総量規制の在り方について

次の課題は引き続き検討

- ・ 赤潮被害発生
- ・ CODが上昇傾向の水域
- ・ 貧酸素水塊

・ 窒素・リン環境基準をほぼ達成

・ 有機汚濁物質性状が長期的に変化 目標とすべき水質を検討

〔水環境部重点〕
・ 水環境保全施策枠組み再構築事業

干潟・藻場の実態データの不足（瀬戸内部会委員指摘）

森林の水質保全への役割データの不足

H22年

第7次総量規制に反映

No	71				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	13	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要											
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室											
施策の概要	<p>(背景) 過剰な栄養塩や有機性汚泥が「負の遺産」として蓄積。赤潮や貧酸素水塊が発生し、生物が生息できない状態が発生。 保全型施策の充実、悪化した環境の修復・回復、多様な生物の生息場の創出が求められている。 代表的な環境修復技術 = 人口干潟、浅場、藻場の造成、底泥の浚渫・覆砂等 海域における物質循環構造を修復するためには、これからの技術の組み合わせが課題。</p> <p>(調査目的) 多様な環境修復技術の開発と最適な組合せ(ベストミックス)を示すこと ベストミックスの方法論の汎用化(環境修復技術のパッケージ化) 尼崎における環境修復技術事業化のための提案</p> <p>(調査期間) H13 - H15(環境省環境技術開発等推進事業による事業期間) その後兵庫県に調査が引き継がれた。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(実証海域) 兵庫県尼崎港内</p> <p>(実証内容) 以下の技術による水質改善効果をモニタリングで把握 浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用 エコシステム護岸 人口干潟 磯および石積堤を用いた閉鎖性干潟 流況制御</p> <p>(結果) ・本プロジェクトで選択した環境修復技術は互いに多くの補完機能を有しており、複数の技術が絡み合うことで機能の増幅が図られることが判明。 ・特に浅場造成による透明度改善効果、貧酸素化抑制効果とも大きく、懸濁物食性二枚貝のろ過と開始の光合成による酸素供給は互いに大きな補完効果を生み出す。</p> <p>(その他) ・実証試験終了後、これらの施設は環境教育の場として活用されている。</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												

尼崎港の現状と実験フィールド位置



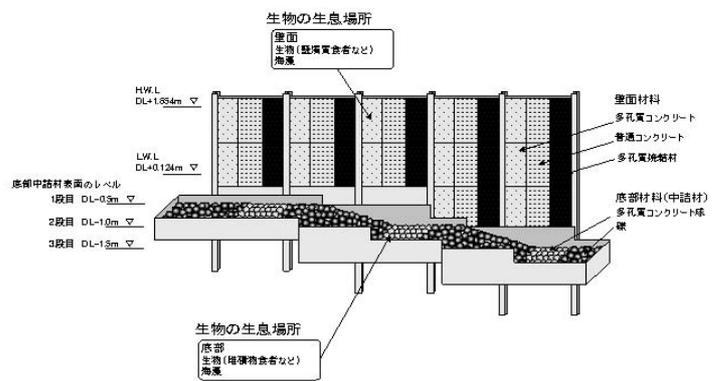
石積堤を用いた閉鎖性干潟実験施設



実験干潟(人工干潟)



藻場(筏)



生物プラント概念図

出展:国際エメックスセンターHP

No	73	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 13 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	化学物質環境実態調査(暴露量調査)の概要
-----	----------------------

担当部局	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
------	----------------------

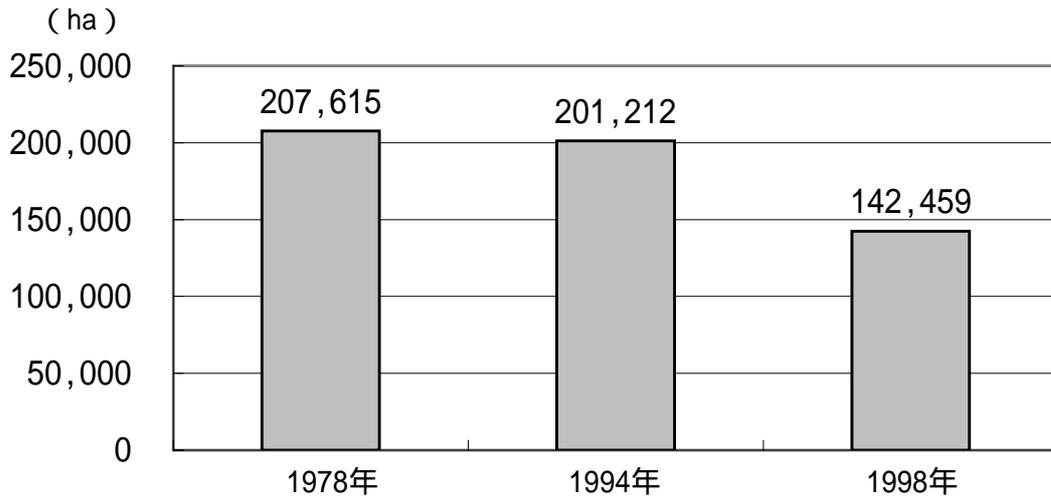
施策の概要	<p>化学物質環境実態調査は、調査結果が環境中の化学物質対策に有効活用されるよう、各担当部署からの要望物質を中心に選定する化学物質環境実態調査物質選定検討会によるニーズに応じた選定方法が平成14年度調査より採用され、平成16年度までは「初期環境調査」「暴露量調査」及び「モニタリング調査」の3つの調査体系からなる目的別の調査を実施してきた。</p> <p>この中で、暴露量調査は、化学物質審査規制法第2種監視化学物質や化学物質排出把握管理促進法第1種指定化学物質等について、その環境リスク初期評価を実施するために必要なヒト及び生物の化学物質の暴露量把握に用いる環境残留状況の把握を行うことを目的として実施される調査である。</p> <p>なお、平成17年度からは、化学物質対策関連部署と連携を密にし、施策の策定に資する調査となるように、調査体系を「初期環境調査」「詳細環境調査」「暴露量調査」「モニタリング調査」及び「ヒト生体試料調査」の5つの調査体系で実施するとともに、化学物質環境実態調査の支援事業として、「暴露量推計支援事業」「環境試料保存事業」及び「分析法開発事業」についても精力的に取り組んでいる。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成16年度は、N,N'-ジメチルドデシルアミン=N=オキシド(全国41地点。瀬戸内海では大和川河口、大阪港、姫路沖、神戸港、紀ノ川河口、水島沖、呉港、徳山湾、吉野川河口、高松港で実施。)及びヘキサミン(全国20地点。瀬戸内海では大阪港、姫路沖、神戸港、水島沖、呉港、徳山湾、高松港で実施。)について、水質の調査を実施した。</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	74				No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	13	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度の概要										
担当部局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部整備課										
施策の概要	<p>1) 藻場・干潟は、水生生物の産卵・幼稚子の育成・餌の確保の場として水産資源の維持・増大に大きく寄与するとともに、海水中の有機物の分解や栄養塩の取り込みによる水質・底質浄化機能が優れており、良好な沿岸域環境を維持し安定した水産資源の供給を確保する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>2) しかし、近年では、「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失、干潟における生産力低下が全国各地で発生し、我が国の沿岸漁業に大きな影響を及ぼしており、これらの早急な問題解決が強く求められている。</p> <p>3) 磯焼けや干潟の生産力低下について、その原因の推定と対策の提案が幾つかなされているものの、対策の持続的な効果が明らかになっていないなどの理由により全国に普及するまでには至っていない。</p> <p>4) そこで、これらの対策の持続的な効果の検証に対し支援を行うとともに、その成果をガイドラインとして取りまとめ全国に普及する取り組みを実施しているところ。</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例											
進捗状況を示すデータ											
項目1									単位		対象地域
年度											
項目2									単位		対象地域
年度											
項目3									単位		対象地域
年度											

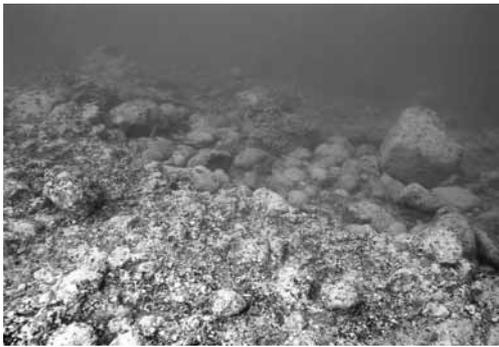
藻場の面積の推移



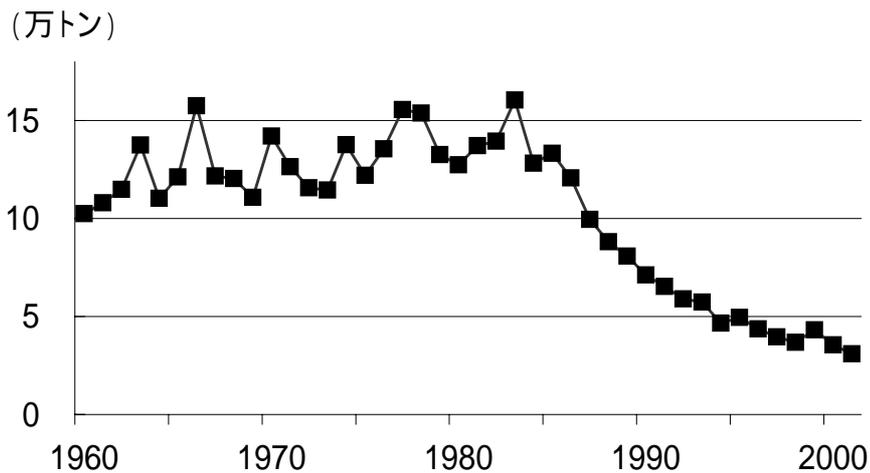
出典) 自然環境保全基礎調査(環境省)による結果

備考) 1978年及び1994年は水深20mまで、1998年は水深10mまで調査

藻場(コンブ群落)の磯焼けの改善例



干潟の主要生産物であるアサリの生産量の推移



出典) 漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省)による結果

No	75	No(再掲)	87
該当箇所番号	3 - 13 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 16 -

施策名	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用
-----	-------------------------

担当部局	国土交通省国土計画局海洋計画室
------	-----------------

施策の概要	<p>「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)では、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取り組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。」とされており、平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。</p> <p>また、平成15年にはモデル調査として「モデル瀬戸内海沿岸域総合管理システム」をとりまとめた。</p> <p>瀬戸内海沿岸域データベースは沿岸域の総合管理に資するものとして、瀬戸内海に関しこれまで様々な主体が行ってきた調査、研究、報告について、その成果と概要を捕捉し、必要な情報の検索機能を確立するために平成16年度構築したものである。</p> <p>データベースには、web上で公開(URL: http://www.crrc.or.jp/dcrsis/top.htm)されており、地域総合開発、地域づくり、環境保全・環境創造、観光、交通、産業等のテーマの調査報告等を現在66掲載しているほか、他機関が運営している関係情報サイトや関係団体のホームページへのリンクを載せている。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	76	No(再掲)	82
該当箇所番号	3 - 14 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 15 -

施策名 瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

施策の概要
瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な、地域住民等に対する普及啓発事業を実施している。

瀬戸内海関係地域での実施事例

〔平成17年度の実施内容〕

(1) 瀬戸内海環境保全セミナーの実施
環境保全活動を推進するため、環境保全意識の高揚及び人材育成、情報発信等を目的として瀬戸内海環境保全セミナーを実施した。
中国ブロック 参加人数128名
近畿ブロック (3月29日開催予定)

(2) 瀬戸内海に関する環境保全資料等による普及啓発
瀬戸内海に関する小冊子及び瀬戸内海環境保全月間ポスター等を作製・配布し地域住民等の環境保全に関する意識の向上を図る。(具体的な行事例は裏面参照)

平成17年度瀬戸内海環境保全月間ポスター 入選作品



最優秀賞(環境大臣表彰)



子供部門
優秀賞(協会会長表彰)



一般部門
優秀賞(協会会長表彰)

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	77			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	15	-	-
	該当箇所番号(再掲の場合)			3	-

施策名	パークボランティア活動の推進
-----	----------------

担当部局	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所
------	----------------------------------

施策の概要	<p>1) 国立公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、昭和60年に地方環境事務所長が登録するパークボランティア制度を設置した。</p> <p>2) パークボランティアの活動は、自然解説、利用者指導、野生動植物の保護管理、美化清掃等への協力を内容としており、地方環境事務所は、パークボランティアの活動を適切に運営するため、必要な体制の整備、研修等を通じた情報の提供、便宜の供与等を行う。</p> <p>3) 現在、23国立公園の39地区において、年度ごと地方環境事務所長がとりまとめるパークボランティア活動実施計画に基づき、約1,800人の方が自発的に活動している。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>中国四国地方環境事務所管内(瀬戸内海国立公園に係るもの)においては、平成17年度に、香川県坂出市五色台地区、岡山県倉敷市鷲羽山地区、広島県廿日市市宮島地区の3地区でそれぞれのパークボランティアが活動を実施し、延べ700人が参加した。</p> <p>【宮島地区の事例】</p> <p>1) 宮島地区においては、主たる活動場所を瀬戸内海国立公園宮島として、平成12年から活動を開始している。</p> <p>2) 登録者は平成17年度末で44人となっており、次の活動を行っている。平成17年度の活動延べ人数は約330人。 環境省が実施している自然観察会のサポート 環境省が、小中学生に各種の環境保全活動を体験してもらうことにより、自然とのふれあいを推進し、環境の大切さ等を学ぶ機会を提供することを目的に行っている「子どもパークレンジャー」事業のサポート 登山道や標識の補修 園地、園路、海岸等の清掃活動</p> <p>3) ボランティア同士の交流、研鑽のため「瀬戸内海国立公園宮島地区パークボランティアの会」を組織し、2) 以外に独自に観察会や研修会を開催している。</p>
----------------	---

活動状況を示すデータ		人数は延人数である。									
項目1	各種行事のサポート										
年度	H14		H15		H16						
	3事業	81人	3事業	80人	2事業	46人					
項目2	自然観察会の実施										
年度	H14		H15		H16						
	4回	86人	4回	85人	6回	154人					
項目3	清掃活動										
年度	H14		H15		H16						
	3回	100人	4回	120人	5回	126人					
項目4	研修会										
年度	H14		H15		H16						
	4回	74人	4回	60人	3回	61人					
項目5	広報・啓発活動										
年度	H14		H15		H16						
	4回	40人	4回	30人	4回	40人					

No	78			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	15	-	-
該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	-

施策名	みなとオアシスの推進
担当部局	国土交通省港湾局開発課

施策の概要	<p>「みなとオアシス」の概要 海浜や旅客ターミナル、広場など、「みなと」の施設やスペースを活用した住民参加型の継続的な地域振興の交流拠点となる「みなとオアシス」を東北、中国、四国地方に展開し、地域の方々や観光客など多くの人が気軽に立ち寄り交流する憩いの場としている。</p> <p>設置主体 対象地区の市町村 運営主体 対象地区の市町村、住民団体等 施設構成 港湾施設 旅客ターミナル、人工海浜、マリーナ等 ・基本施設 情報発信施設、交流スペース、トイレ、駐車場等 ・付加施設 物販施設、観光施設等地域特性を反映した施設</p> <p>主な支援施策 事業計画策定への支援 「みなとオアシス」シンボルマーク使用の許可 所管港湾・海岸事業による支援 整備同情報提供システム掲載等による重点PR 公共施設利用面での規制緩和の支援 公的地図等関連事業での支援 等</p> <p>主な登録要件 住民参加をベースに、地元市町村及び港湾管理者との連携・調整が取れていること。 明確な地域コンセプト、ソフト面を重視。 情報提供機能、交流スペース提供機能、トイレ、駐車場が提供されていること。 一過性のイベント等で終わるのではなく、取り組みが継続される計画・運営体制となっていること。</p>
	<p>瀬戸内海のみなとオアシス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みなとオアシス瀬戸田」(瀬戸田港 広島県瀬戸田町) H16.1登録 ・「潮風公園みなとオアシスゆう」(由宇港 山口県由宇町) H17.7登録 ・「みなとオアシス伯方」(枝越港 愛媛県今治市) H16.8登録 ・「小松島みなとオアシス」(徳島小松島港 徳島県小松島市) H16.8登録 ・「八幡浜港みなとオアシス」(八幡浜港愛媛県八幡浜市) H17.8登録 ・「みなとオアシス 大坂城残石記念公園」(北浦港 香川県土庄町) H17.8登録 <p>「みなとオアシス」検討中のみなと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇野港」 みなとオアシス宇野(仮称) (岡山県玉野市) ・「蒲刈港」 みなとオアシス蒲刈(仮称) (広島県呉市) ・「西郷港」 西郷みなとオアシス(仮称) (島根県隠岐の島町) ・「忠海港」 みなとオアシスただのうみ(仮称) (広島県竹原市) ・「宇多津港」 みなとオアシスうたづウミホテル(仮称) (香川県宇多津町)

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海のみなとオアシス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みなとオアシス瀬戸田」(瀬戸田港 広島県瀬戸田町) H16.1登録 ・「潮風公園みなとオアシスゆう」(由宇港 山口県由宇町) H17.7登録 ・「みなとオアシス伯方」(枝越港 愛媛県今治市) H16.8登録 ・「小松島みなとオアシス」(徳島小松島港 徳島県小松島市) H16.8登録 ・「八幡浜港みなとオアシス」(八幡浜港愛媛県八幡浜市) H17.8登録 ・「みなとオアシス 大坂城残石記念公園」(北浦港 香川県土庄町) H17.8登録 <p>「みなとオアシス」検討中のみなと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇野港」 みなとオアシス宇野(仮称) (岡山県玉野市) ・「蒲刈港」 みなとオアシス蒲刈(仮称) (広島県呉市) ・「西郷港」 西郷みなとオアシス(仮称) (島根県隠岐の島町) ・「忠海港」 みなとオアシスただのうみ(仮称) (広島県竹原市) ・「宇多津港」 みなとオアシスうたづウミホテル(仮称) (香川県宇多津町) 																																																																					
	<p>進捗状況を示すデータ</p> <table border="1"> <tr> <td>項目1</td> <td colspan="4">みなとオアシスの登録数(累計)</td> <td>単位</td> <td>地域</td> <td>対象地域</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>項目2</td> <td colspan="4">みなとオアシスの登録数(累計)</td> <td>単位</td> <td>地域</td> <td>対象地域</td> <td>瀬戸内海地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>項目3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>単位</td> <td></td> <td>対象地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目1	みなとオアシスの登録数(累計)				単位	地域	対象地域	全国	年度	15	16	17						2	5	15						項目2	みなとオアシスの登録数(累計)				単位	地域	対象地域	瀬戸内海地域	年度	15	16	17						1	3	6						項目3					単位		対象地域		年度							
項目1	みなとオアシスの登録数(累計)				単位	地域	対象地域	全国																																																														
年度	15	16	17																																																																			
	2	5	15																																																																			
項目2	みなとオアシスの登録数(累計)				単位	地域	対象地域	瀬戸内海地域																																																														
年度	15	16	17																																																																			
	1	3	6																																																																			
項目3					単位		対象地域																																																															
年度																																																																						

No	79	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 15 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	瀬戸内海における環境学習の取り組み事例
-----	---------------------

担当部局	近畿地方環境事務所
------	-----------

施策の概要	<p>1 瀬戸内海における環境学習の取り組み事例としては、環境省が文部科学省と共催で毎年度、全国各地で開催している「環境教育リーダー研修基礎講座」のうち、近畿地区において、近畿地区環境対策調査官事務所(現、近畿地方環境事務所)が実施主体で平成16年度に兵庫県西宮市で開催した講座が該当する。</p> <p>2 本講座の目的は、環境教育・環境学習を推進する人材として重要な役割が期待される学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、指導者としての能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、もって、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進に資することとしている。</p> <p>3 本講座のカリキュラムは、以下の内容を中心としている。 (1)環境教育・環境学習に関する基本的知識の習得 (2)学校や地域における環境教育・環境学習のすすめ方 (3)体験型環境教育プログラムの作成、実施</p> <p>4 本講座は、平成15年度以降、全国5地区で開催されている(平成18年度以降は7地区での開催を予定)。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成16年度に近畿地区で開催の上記講座カリキュラムのうち、本計画に関連したプログラムは以下のとおりである。</p> <p>1 「まちの歴史・文化・自然から地域を考える」 会場である西宮市の自然及び歴史をテーマとした講義において、甲子園浜の環境保全の取り組みに関する歴史等、瀬戸内海の環境保全を取り上げた。</p> <p>2 「海辺の自然観察」 環境省指定鳥獣保護区である甲子園浜において、受講者が海浜に生息する動植物の生態観察等を行うカリキュラムを体験した。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1	H16年度環境教育リーダー研修基礎講座(近畿地区)参加者								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H16										1			
	56													
項目2									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														
項目3									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														

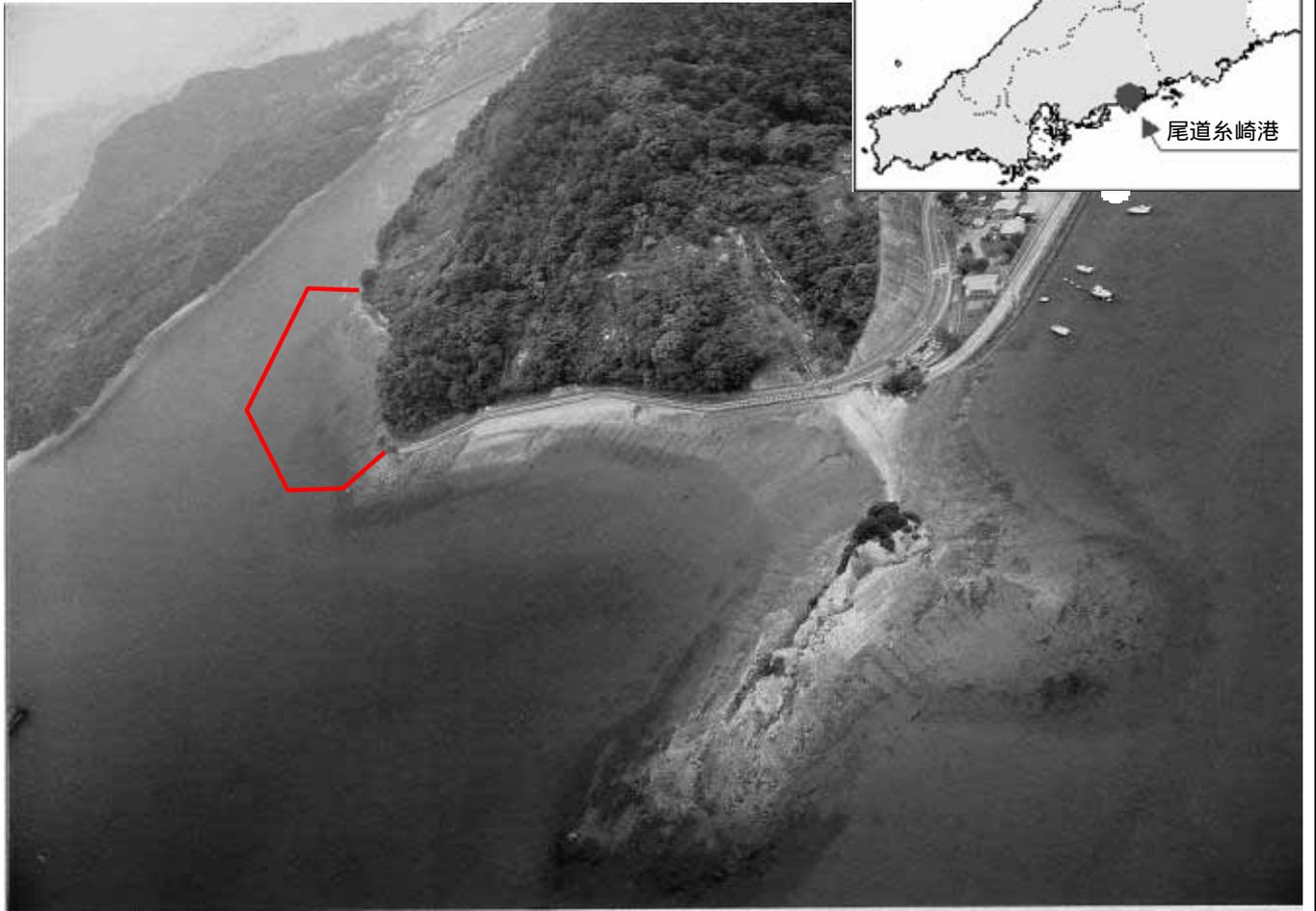


「まちの歴史・文化・自然から地域を考える」の様



「海辺の自然観察」の様

No	80				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	15	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	環境教育等に利用しやすいみなとづくり											
担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室											
施策の概要	<p>持続可能な社会の構築に向けて自然環境の大切さを、実際に自20、つ学ぶ機会が強く求められている中、みなとの良好な自然環境を活かした、自治体やNPOなど地域が主体となる自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>尾道系崎港（浦崎地区）海域環境創造・自然再生事業</p> <p>概要 尾道系崎港（広島県）浦崎地区において、港湾事業により消滅する藻場・干潟の代替施設について整備を促進する。</p> <p>整備内容 干潟造成</p> <p>事業期間 平成12年度～平成19年度</p> <p>事業効果 干潟は動物プランクトンなどの生成、魚介類などの生産の場であるとともに、地域住民の海と親しむ場、憩いの場である。このようなことから、干潟の造成によって水質浄化を図り、生態系に配慮した自然環境の回復を図ることが出来る。さらに、干潟・藻場造成に伴い、港湾事業に伴う浚渫土砂処分費が軽減され、港湾事業の促進が期待できる。</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												



No	81	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 15 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	環境教育等に利用しやすい海岸づくり
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課

施策の概要	環境教育に利用しやすい海岸の整備として「いきいき・海の子・浜づくり」を実施している。
	<p>いきいき・海の子・浜づくり</p> <p>学校教育や社会教育における体験活動の一環として、海岸の積極的な活用が図られるよう文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して、利用及び避難しやすい海岸づくりや自然体験の場を創出するための施設整備を行う事業。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>いきいき・海の子・浜づくり</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに11箇所を選定している。うち、平成17年度は3箇所を実施中。8箇所で完了済み。</p> <p>実施中……田ノ代海岸【兵庫県】、御手洗港海岸【広島県】、沖浦港海岸【山口県】 完了済……津和地仙波海岸【愛媛県】、東播海岸【兵庫県】、立岩海岸【愛媛県】、 生口港海岸【広島県】、角島港海岸【山口県】、姫島港海岸【大分県】、 江井港海岸【兵庫県】、由良港海岸【和歌山県】</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	83			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	15	-	-
				該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要
担当部局	環境省総合環境政策局環境教育推進室

施策の概要	<p>平成15年7月、議員提案により「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるため、基本方針の策定、学校教育等における環境教育に係る支援、人材認定等事業の登録等の事項が定められている。</p> <p>平成16年9月、同法に基づく基本方針が閣議決定された。この基本方針では、環境教育等の推進に関する基本的な事項や政府が実施すべき施策に関する基本方針等を示したうえで、家庭、学校、地域、職場などの様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点の整備の推進のための施策等について定めている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

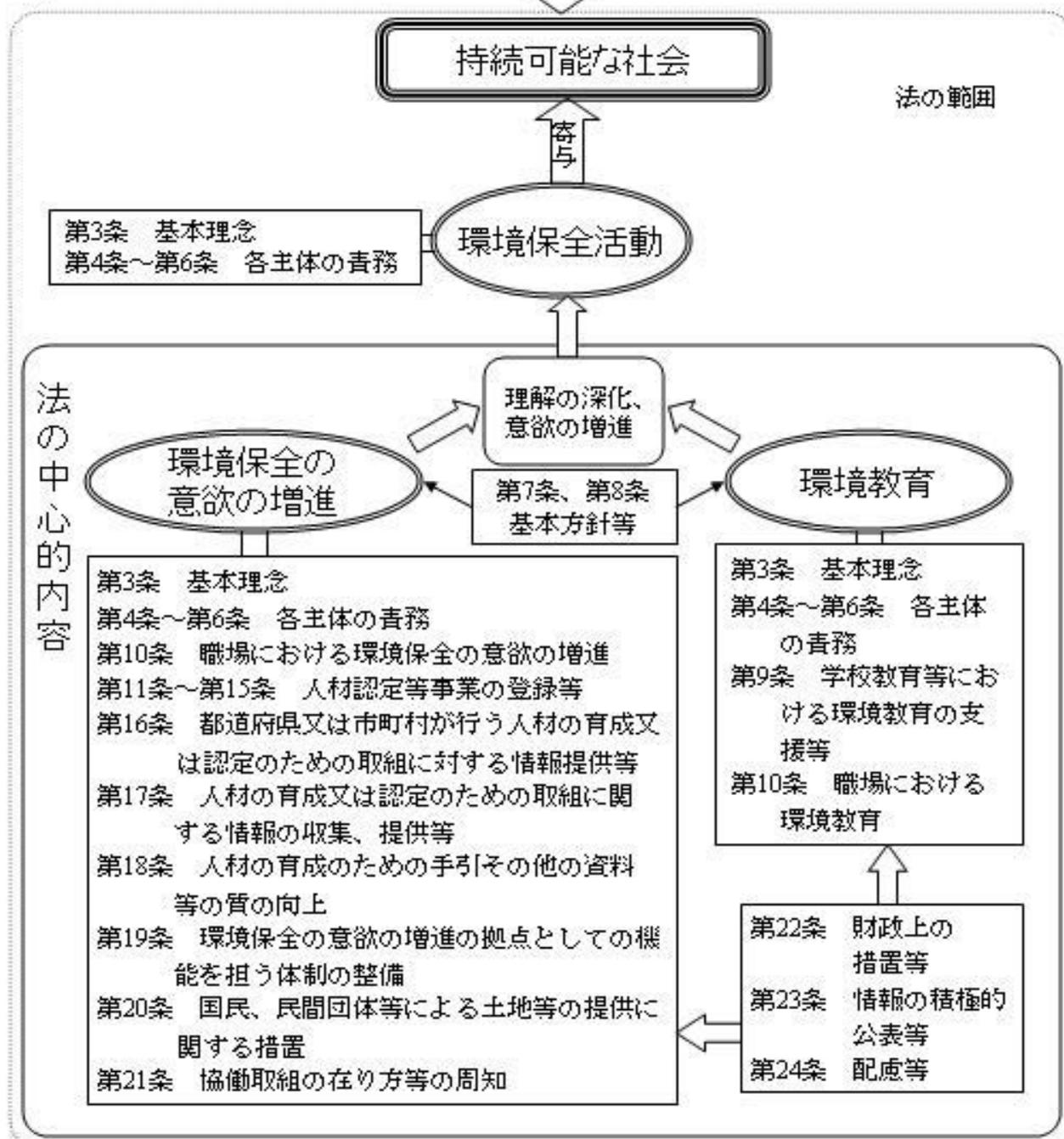
進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律の概要と背景

地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生をはじめ **環境保全上の課題が山積**
↓
各界各層の自発的な環境保全取組が不可欠

ヨハネスブルグサミットでの小泉総理の提案、持続可能な開発のための教育の10年国連決議等を受けた **環境保全を担う人づくりを進める気運の高まり**

国民、NPO、事業者等による **環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要**



No	84				No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	15	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	環境学習の取り組み事例										
担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室										
施策の概要	<p>海辺の自然学校 環境教育推進法の制定（H15年7月）など、わが国の持続可能な社会の構築に向けて、体験的に学ぶ機会が強く求められている中、みなとの良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に、国の港湾事務所が自治体や教育委員会、NPOなど地域の主体と連携を図り実施。</p>										
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【平成17年度取り組み事例】 広島県尾道市海老地区 尾道市浦崎小学校を対象に、干潟に生息する生き物や干潟そのものを観察など行う体験学習を実施</p> <p>山口県徳山下松大島干潟 周南市の小学生を対象に、大島干潟における生物観察など体験学習を実施</p> <p>福岡県苅田町苅田港 郷土の歴史と自然を体験し、恵まれた歴史と自然環境を守り育む事に意識を向けることを目的とした体験学習を実施</p>									
進捗状況を示すデータ											
項目1						単位			対象地域		
年度											
項目2						単位			対象地域		
年度											
項目3						単位			対象地域		
年度											

【尾道市浦崎小学校 自然体験学習】



海藻の標本づくり



生物観察

【周南市 環境学習】



干潟の生物観察



砂浜の生物採取

【苅田町 自然環境学習】



磯の生物、植物観察



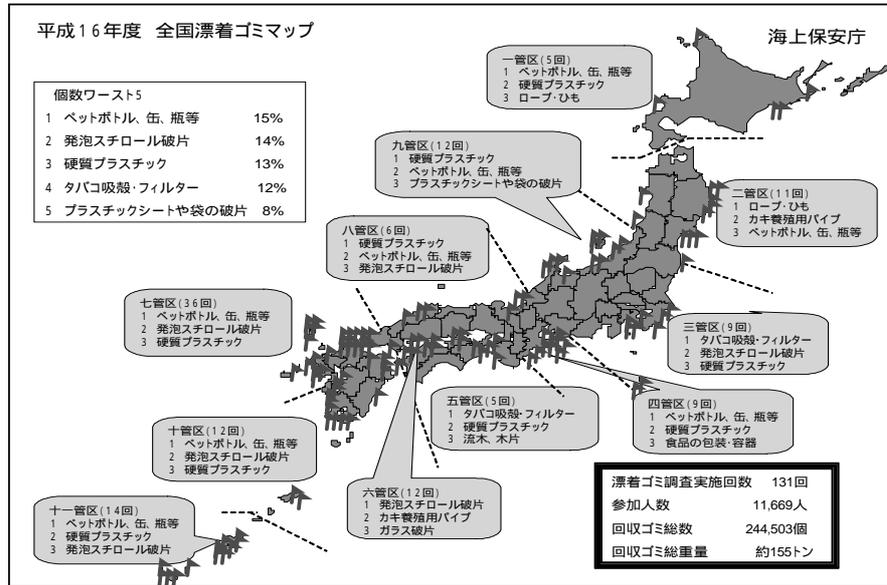
未来予想図の作成

No	85	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 15 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -

施策名	全国海岸漂着ゴミ分類調査の概要
担当部局	海上保安庁警備救済部環境防災課

主に小学生及び中学生、一般市民を対象に、海岸漂着ゴミの分類調査を実施することにより、海洋環境保全思想のさらなる普及啓発を図っている。結果は以下の通り。

施策の概要



瀬戸内海関係地域での実施事例

進捗状況を示すデータ		項目1	項目2	項目3	単位	対象地域
年度						
年度						
年度						

No	88	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 17 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の概要
-----	--------------------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課
------	----------------

施策の概要	<p>1)会議の設置趣旨 健全な水循環系の構築に関する取組を行っている関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が、全体としてより総合的な効果を発揮するために、健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議を平成10年8月を設置し、情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力の推進を図る。</p> <p>2)取組 関係省庁連絡会議を開催しながら、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項についての検討及び整理を行い、平成15年10月にこれまでの議論をとりまとめ、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として公表した。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示している。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目2	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目3	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					

No	89				No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	17	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -
施策名	瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築					
担当部局	国土交通省国土計画局海洋計画室					
施策の概要	<p>「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)では、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取り組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。」とされており、平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。</p> <p>また、平成15年にはモデル調査として「モデル瀬戸内海沿岸域圏総合管理システム」をとりまとめた。</p>					
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムの概要】</p> <p>瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本的方向を示す広域管理指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案</p> <p>広域管理指針 広域レベルの多様な主体が参画し設置される広域管理協議会において、総合管理の基本的な方向、広域的対策、地域が総合管理を実践するための基本的な考え方として策定</p> <p>沿岸域圏総合管理計画 個々の沿岸域において多様な主体が参画し設置される沿岸域圏総合管理委員会において、広域管理指針を踏まえ、地域主導の合意形成によって、ゾーニングを柱とする計画として策定し、管理を実践</p> <p>ゾーニングの例：環境保全ゾーン、環境修復ゾーン、産業活動促進ゾーン等</p> <p>引き続き広島県福山市沿岸において自治体独自の勉強会が続けられている</p>					
進捗状況を示すデータ						
項目1					単位	対象地域
年度						
項目2					単位	対象地域
年度						
項目3					単位	対象地域
年度						

No	90				No(再掲)								
該当箇所番号	3	-	18	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-			
施策名	世界閉鎖性海域環境保全会議(EMEC S会議)の概要												
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室												
施策の概要	世界閉鎖性海域環境保全会議は、世界的な共通課題である閉鎖性海域の環境問題に連携して取り組み、効果を高めることを趣旨として、1990年以来継続して開催されているところ。												
	第1回エメックス会議(エメックス90) 1990年8月3日～6日(日本・神戸) テーマ:閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用をめざして												
	第2回エメックス会議(エメックス93) 1993年11月10日～13日(米国・ポルチモア) テーマ:効果的な沿岸域のGovernance(統合管理)に向けて～科学、政策及び管理により沿岸の環境を維持する												
	第3回エメックス会議(第3回エメックス/第7回ストックホルム・ウオーター・シンポジウム) 1997年8月11日～14日(スウェーデン・ストックホルム市) テーマ:川から海へ - 陸域活動、淡水、閉鎖性海域の相互作用を探る												
	第4回エメックス会議(第4回エメックス/第4回メッドコースト ジョイント会議) 1999年11月9日～12日<トルコ・アンタルヤ市> テーマ:陸域と海域の相互作用、沿岸の生態系の保全												
	第5回エメックス会議(エメックス2001) 2001年11月19日～22日(日本・神戸/淡路) テーマ:21世紀の人と自然の共生のための沿岸域管理に向けて												
	第6回エメックス会議(エメックス2003) 2003年11月18日～21日(タイ・バンコク市) テーマ:自然と人との持続可能で友好的な共生のための包括的な責任ある沿岸域保全 参加国数:23カ国 参加人数600人以上												
瀬戸内海関係地域での実施事例	第7回エメックス会議(エメックス7)【予定】<詳細は裏面参照> 2006年5月9日～12日(フランス・カーン市) テーマ:閉鎖性海域の持続可能な共同発展:私たちの共有責任(仮約)												
進捗状況を示すデータ													
項目1									単位		対象地域		
年度													
項目2									単位		対象地域		
年度													
項目3									単位		対象地域		
年度													

第7回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMEC S7)について

開催計画の概要

- 1 開催期間:2006年(平成18年)5月9日(火)~12日(金)
- 2 開催地:フランス バス・ノルマンディ州 カルバドス県 カーン市
- 3 会場:カーン市 カーン・エキスポコンgresセンター
- 4 メインテーマ:「閉鎖性海域の持続可能な共同発展:私達の共有責任」(仮訳)
- 5 主催・共催団体等:
 - 主催:GEMEL(フランス河口・沿岸域環境研究学会)
 - EC SA(河口域・沿岸科学学会)
 - 財団法人国際エメックスセンター

 - 共催:カーン大学
 - バス・ノルマンディ州
 - カルバドス県
 - カーン市

 - 支援:国連環境計画(UNEP)
 - ユネスコ(UNESCO)
 - 経済協力開発機構(OECD)
 - MEDCOAST(地中海沿岸国際会議)
 - その他関係団体、民間企業
 - 事務局:GEREL(河口域沿岸資源環境保全協会)
- 6 参加予定数:900名
- 7 分科会テーマ:
 - 沿岸海洋科学における近年の進歩
 - 生態系の特質:コンセプトとケーススタディ
 - 沿岸域管理における新しいコンセプトと新たな経験
 - 協働と地域社会からの参画 - 環境問題への継続的な取り組みと啓蒙
 - ネットワークと21世紀における教育 - コミュニケーションの挑戦
- 8 全体会議セッション:
 - 欧州の沿岸海域
- 9 特別分科会:
 - アジア太平洋沿岸セッション
 - 環境教育交流セッション

No	91				No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	18	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	世界の閉鎖性海域のデータベースの概要					
-----	--------------------	--	--	--	--	--

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室					
------	------------------------	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>(背景)</p> <p>閉鎖性海域は、その物理的な形状から汚染物質が蓄積しやすい特性があるとともに、港湾、漁港、漁場あるいは憩いの場として多岐にわたる利用がなされており、海域への人為的負荷が大きい。また、海域の連続性、海流の存在等から閉鎖性海域の問題は、一国の国内の問題にとどまらず関係各国が強調して対応する必要があるなど、水質の改善などその環境保全はグローバルな共通の課題となっている。</p> <p>これら閉鎖性海域の環境改善のための施策を推進するためには、水質に関する知見はもとより、生物、景観、土木等の多様な分野の調査・研究・技術情報の蓄積・情報提供体制の構築、情報の共有化とともに、これらに基づいて国際的な協調の下に実施していくことが重要となっている。</p> <p>しかしながら、各国の閉鎖性海域においても様々な試験研究機関や大学等で、水質、水文、生物、景観、土木等の自然科学、文学、歴史、法律等の人文科学の各分野で閉鎖性海域に関する多種多様の研究がなされているものの、現状では関連なく個別の研究が実施される傾向にあり、閉鎖性海域の環境保全施策の有効な展開に結びついていない。</p> <p>(事業内容)</p> <p>研究所・行政・市民・事業者の連携の強化が必要であるという観点から、各分野の調査・研究・技術開発成果等の情報の共有化を図るため、(財)国際エメックスセンターに委託して、平成13年度より閉鎖性海域環境情報データベースの構築を進めているところである。</p> <p>(データベースの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリアリングハウスによる海域、国、作成機関等をキーワードとした情報の検索 ・現在、チェサピーク湾、バルト海、瀬戸内海、タイ湾、北海、黒海、地中海、渤海、メキシコ湾、サンフランシスコ湾、ペルシャ湾、黄海の検索が可能 <p>URL : http://ecsdb.emecs.or.jp/</p>					
	瀬戸内海関係地域での実施事例					

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

世界の閉鎖性海域のデータベースにア

検索条件を入力

関連する情報のリストに到達

世界 of 閉鎖性海域 of データベース of 操作画面